

を爲す權（法第一七條）。

ニ 使用權設定の許可（法第一七條ノ一一）。

ク 使用鑛區の増減に對する許可（法第一七條ノ一四）。

レ 使用權の移轉又は存續期間満了前の使用權の消滅に付ての許可（法第一七條ノ一五）。

ソ 使用權の設定又は隣接の鑛區又は使用鑛區との間の使用鑛區の増減、若くは使用權の行使に必要な事業設備の使用に關する裁定・協議命令及決定の件（法第一七條ノ一六・法第四條・第五條）。

ツ 事業設備の讓渡又は形質變更禁止の解除（法第一七條ノ一六第四項但書・第一七條ノ二一第三項但書）。

ネ 使用權讓渡の裁定・協議命令及決定の權（法第一七條ノ一七・第四條・第五條）。

ナ 使用權の存續期間を超へて存續すべき事業設備の設置された場合に於ける費用負擔の裁定・鑛業權を買取の裁定權（法第一七條ノ一八）。

ラ 使用料増減請求に對する承諾拒絶、及使用權消滅の際鑛業權者より使用權者に對する現存事業設備の賣渡請求に付、承諾拒絶の場合の裁定權（法第一七條ノ二一）。

ム 事業繼續の許可（法附則第二項）。

本法施行の際現に事業を爲す指定地域に於て、指定鑛物を目的とする鑛業權者の内、昭和十七年十二月一日以後に至り事業に著手し、又は休業中の事業を繼續した者又は其の承繼人が、本法施行後も尙事業を爲すには、本法施行後三箇月内に事業繼續の申請を爲すべく、鑛山監督局長は之に對して拒否を決するのであるから、前掲（イ）と同一の許可である。

ウ 現に事業を爲すことの届出（但前掲（ム）以外即ち昭和一七年一二月以前より事業に著手して居る者、法附則第五項）。

第一項 鑛業又は砂鑛業の著手に就ての許可

前にも述べた様に鑛業法及砂鑛法に於ては、鑛業權者又は砂鑛權者が鑛業（砂鑛業を含む以下同じ）に著手することは、鑛業權者（砂鑛權者を含む以下同じ）の權利であると同時に義務であり（鑛業法第四條）、監督官廳は之を奨励して居た。但監督の便宜上鑛業權者が鑛業に著手したときは、遲滞なく鑛區（砂鑛區を含む以下同じ）所在地又は其の附近に鑛業事務所を定め、其の位置及著手の年月日を鑛山監督局長に届出づることを要する（法施行規則第七條ノ二五・鑛細則第四一條・砂細則第二一條）。

又鑛業權者は鑛業權の設定若くは移轉の登録の日から六箇月以内に事業に著手せず、又は六箇月以上休業せむとするときは、期間及理由を附して鑛山監督局長へ届出を要し、若し休業期間内に事業に著手したときは、遲滯なく其の旨を鑛山監督局長へ届出づべきこととした（鑛細則第四三條・砂細則第二一條）。又使用權者が休業せむとするときは、其の期間及理由を詳記して鑛山監督局長へ届出づべく、休業期間内に事業に著手した場合も同様である（法施行規則第七條ノ二四）。然し實際問題としては届出違反に對する罰則は別として、鑛業法第四十條に基き「鑛業權者力正當ノ理由ナクシテ登録ノ日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ著手セス若ハ一箇年以上休業シタルトキ」に鑛業權の取消を爲し得るとしても、現實に此の規定を適用した例は殆どなく、又之を行使するには斯業の混亂を來す虞あり、且種々の弊害を伴ふ危険があるので、斯る休眠鑛區に對しては寧ろ事業に著手すべきことを命ずるに若かずと爲し、本法第三條では政府が重要鑛物増産の爲め必要ありと認めたとときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して事業に著手し、又は休業中の事業を繼續することを命じ得るものとした（但法第二三條に依り金鑛及砂金に對する鑛業權者には此の規定の適用はないのである）。

蓋し本法制定當時に於ては鑛物増産の必要に迫られ、一塊の鑛物と雖も之を死藏せしむるを欲せざる趣旨から立法せられたものであるが、本法の改正は時局の要請に基き後述の様に重要鑛物中指

定地域に於ける指定鑛物に付ては、事業著手に許可主義を採用した。然しながら此の改正に依り第三條の事業著手命令、又は事業繼續命令の發令が出来なくなつたかと謂ふに、決してさうではななく、一方に於ては重點主義貫徹の爲に事業著手に許可制を採り、他方に於ては未だ事業著手の許可を受けて居ない指定鑛物を目的とする鑛業權者に對して、事業に著手すべきことを命じ、又は休業中の鑛業權者に對して事業繼續を命ずることが出来るのであり、畢竟兩者は相反する規定ではないから、兩々相俟つて運用の妙を期すべきである。之れ改正法第一條ノ二第一項但書に於て「第三條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス」と規定した所以である。

改正法第一條ノ二に於ては重點主義貫徹の爲、前述の様に重要鑛物増産法第三條に依り、政府より重要鑛物増産の爲め事業に著手すべきこと、又は事業を繼續すべきことを命ぜられた場合を除くの外は、原則として政府の指定した地域に於ける、指定鑛物を目的とする鑛業權者が事業に著手し、又は休業して居た事業を繼續せむとするときは、政府の許可を要することとした（茲に謂ふ政府は本法施行令第一四條ノ二に依り鑛山監督局長である）。之は畢竟するに現存せる尨大な數に上る休眠鑛區に於ける鑛業の著手を、政府の必要を認むるものの範圍に止め、以て之等鑛區に於ける鑛業實施に依る資材及勞力の空費を防止し、其の餘力を重要且つ有望な鑛業に集中せしめむとするもの

で、大東亞戦争の現段階に於ては已むを得ない措置である。

然らば如何なる地域・如何なる鑛物が指定されるかと謂ふに、命令の定むるところに委せて、昭和十八年勅令第四百六十八號改正重要鑛物増産法施行令（同令は改正重要鑛物増産法と共に昭和十八年六月一日より施行せられた）第一條ノ二に於ては、「商工大臣重要鑛物増産法第一條ノ二第一項ノ規定ニ依り地域及鑛物ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示スヘシ」と規定し、同令又は施行規則中には之を指定しなかつた。想ふに之は指定の根據を同令に置き、商工大臣（現在は軍需大臣）に於て時局の推移と情勢の變化に應じ隨時指定を爲し得ることとした爲である。

然るに昭和十八年六月一日商工省告示第四百七十二號に依ると重要鑛物増産法第一條ノ二の指定地域とは樺太を除いた内地一圓であるが、亞炭に付ては北海道・山口縣・福岡縣・佐賀縣・長崎縣・熊本縣及大分縣の地域のみが指定せられたから其の他の地域は除外せられるのである。

又指定鑛物としては同告示に依り金鑛・錫鑛・石炭・亞炭・砂金及砂錫が指定せられたから、其の他の鑛物に付ては同條の適用はない。蓋し錫鑛及砂錫を指定したのは南方占領地の供給を以て賄ひ、金鑛・石炭等は重點主義貫徹の爲と解すべきである。

指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が事業に著手し、又は休業中の事業の繼續を爲さ

むとする場合には、左の事項を記載した許可申請書を、所轄鑛山監督局長に提出することを要する（昭和十八年商工・厚生省令第一號・重要鑛物増産法施行規則第一條ノ二、尙同規則は昭和十八年六月一日より施行せられた）。

- イ 鑛區所在地
 - ロ 鑛業權の登録番號
 - ハ 鑛種名
 - ニ 鑛業權者の氏名名稱及住所
 - ホ 著手又は繼續せむとする事業の種類
 - ヘ 事業の著手又は繼續の豫定期
 - ト 休業したる事業を繼續せむとする場合には、休業前に於ける稼行實績の概要
- 尙右の許可申請書には、重要鑛物増産法施行規則第一條ノ二第二項に掲げる左記の書類を添附しなければならぬ。
- イ 鑛業又は砂鑛業の價值に關する説明書
 - ロ 事業及收支目論見書

ハ 事業資金及其の調達方法を記載した書類

ニ 法人に在りては定款・登記簿謄本・最終の財産目録・貸借対照表・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類・株主名簿又は社員名簿、若し鑛業權者が個人であるならば其の履歷書尙許可申請書は、鑛區及事業の種類毎に之を提出することを要する（同規則第一條ノ三本文）。尤も數個の鑛業權に付鑛業又は事業の合併施業を爲す場合に於て、其の内の一鑛區又は一事業に關する許可申請書に、前記書類を添附したならば、同時に提出する他の鑛區又は他の事業に關する許可申請書には、前掲（ロ）乃至（ニ）の書類は之を添附するを要しない（同條但書）。

鑛業の著手に付鑛山監督局長が許可を與へるのは、未だ鑛業を實施して居ない鑛區に關するもので、現に稼行中のものには勿論適用すべきではない。然しながら右改正法の許可制度の適用を免れる目的を以て、採算又は生産量を無視して、急據鑛業に著手して既得權を得むとする者なきを保し難いので、改正法附則第二項では之に對する除外規定を設けた。即ち「本法施行ノ際現ニ事業ヲ爲ス指定地域ニ於ケル指定鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ニシテ昭和十七年十二月一日以後事業ニ著手シ若ハ休業シタル事業ヲ繼續シタルモノ、若ハ其ノ承繼人タルモノ又ハ之等ノ者ノ承繼人本法施行後引續キ其ノ事業ヲ爲サントスルトキハ本法施行後三月以内ニ第一條ノ二第一項本文ノ規定ニ準シ其

ノ事業ノ繼續ニ付許可ヲ受クヘシ」と規定した。

尙右の規定に依つて許可を受くべき者が、改正法施行後三箇月以内に許可の申請を爲さなかつたときは、右期間の滿了後は引續き事業を爲すことは出来ない。又右三箇月の期間内に鑛山監督局長に對して事業繼續の許可申請をしたけれども、不許可の指令があつたときは、其の指令の日以後は同じく事業の繼續は出来ない（法附則第三項）。

右の場合に於ける許可申請書に記載すべき事項及添附書類に付ては、別段の様式がないから前記の原則に準じて作成及提出することを要する。

若し之に違反して事業繼續の許可申請をしないで、期間の滿了後も引續き事業を繼續した者、若くは許可申請はしたけれども不許可の指令あつたのに、尙依然として事業を繼續して居た者に對しては、政府は鑛業權の取消を爲し得ることとした（法附則第四項）のみならず、同附則第六項に依り一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられる。

鑛山監督局長に於ては右事業繼續の許可申請に對して許否を決するのであるが、同じく許可する場合でも之に條件を附することが出来る。例へば鑛夫の待遇改善又は設備に對する改良又は擴充を條件とし、若くは一定期限を附するが如きである。若し條件を附した許可のあつた場合に、該許可

條件に違反した鑛業權者に對しては罰則の制裁がある（法附則第六項）。

鑛區稅法第二條第一項に依れば、鑛業權者（砂鑛權者を含む）の鑛區稅率を定めて居る。即ち試掘鑛區は面積千坪毎に三十錢、採掘鑛區は六十錢、砂鑛區は河床一町毎（河床に非ざるものは面積千坪毎）に三十錢とし、毎年十二月中に翌年分を納入することを要するのであるが、昭和十八年法律第七十號臨時租稅措置法中改正法律第二十二條ノ四に依れば、本法第一條ノ二第一項の規定に依る指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が、使用權を設定した場合又は同法第三條に依り政府から事業に著手すべきこと、又は休業中の事業の繼續を命ぜられた場合を除く外、指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者が、鑛業の著手又は休業中の事業の繼續を政府に對して申請したけれども、不許可となつた場合には、右鑛區稅法の規定に拘らず右稅率の三分の一を納付すべきこととした。蓋し斯る場合には鑛業權を有しながら鑛業の實施を爲し得ないから之を救濟する爲である。

第二項 届出

指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が現に鑛業を實施して居る場合は、附則第二項の場合を除き許可を要しないのを原則とする。然しながら斯る鑛業權者に對しても事業の狀況を明確にせしめ、將來も尙事業を繼續せしむる必要があるか否かを決せしめ、若し業績が不振であると

か、又は其の儘事業を繼續させる必要のない様な場合には、當該鑛業の停止を命じ極力重點的に勞力・資材及設備を活用せしめ、物動計畫樹立の資料とし、又は本法第四條若しくは第五條に依る鑛業權の讓渡又は隣接鑛區との間の鑛區の増減に資する必要がある。

茲に於て附則第五項では本法施行の際、現に事業を爲す指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者は、命令の定むるところに従つて本法施行後一箇月以内に、指定地域に於て指定鑛物を掘採し、事業を爲して居る旨を届出ることを要する旨を定めたのである。若し鑛業權者が此の届出を怠り、又は虚偽の届出を爲したときは二千圓以下の罰金に處せられる（法附則第七項）。

右届出書には（一）鑛區所在地、（二）鑛業權の登録番號、（三）鑛種名、（四）鑛業權者の氏名名稱及住所、（五）事業に著手し又は休業したる事業を繼續した年月日、（六）事業現況の概要を記載し、之を鑛山監督局長に届出でなければならぬ（法施行規則附則第二項）。

右は指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者の鑛業著手の制限であるが、若し鑛山監督局長の許可に依り現に鑛業を實施して居る鑛業權者が休業したときは、命令の定むるところに依り鑛山監督局長に届出を爲すべきである（法第一條ノ三）。蓋し改正法第一條ノ二に於ては一旦許可を受けて指定鑛物の掘採を始めた後に、之を休業した者が更に事業を繼續するには、再び鑛山監督局

長の許可を受くることを要するのであるから、稼行中なるや休業中なるやを明確にする爲の必要に基くものである。随つて此の届出義務は鑛業法施行細則第四十三條の届出義務とは、立法の趣旨を異にして居るものと解する。

然して右の届出書には、(一) 鑛區所在地、(二) 鑛業權の登録番號、(三) 鑛種名、(四) 鑛業權者の氏名名稱及住所、(五) 休業又は廢止した事業の種類及休止又は廢止の年月日、(六) 休業の理由を記載し之を鑛山監督局長へ提出することを要する(法施行規則第一條ノ四)。尙此の届出は鑛區又は事業の種類毎に休業又は廢止の日から十日間内に爲すことを要する(同規則第一條ノ五)。

第三項 試掘權の存續期間の停止

試掘權の存續期間は登録の日より四箇年である(鑛第一八條)。但昭和十六年六月一日より改正鑛業法の施行せられた關係上、右改正法施行當時現に存して居た試掘權の存續期間をも登録の日より四箇年とするときは、殘存期間が二箇年位のものを生じ酷に失するので、改正鑛業法附則第十條本文では、「本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四年トス」との経過規定を設けて、既存の試掘權を保護した(尙試掘權の存續期間の詳細に付ては前掲拙著一〇三頁以下参照)。然しながら鑛業法第十八條の規定を強行すれば、試掘權は改正鑛業法施行前に登録せられたもの

は昭和二十年五月三十一日、其の他のものは登録の日から四箇年で消滅することになるのであるが、若し當該試掘權が本法第一條ノ二に依り指定地域と定められた場合に於て、該地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者の試掘權も、本法施行後は許可がなければ鑛業に着手することが出来ず、又一旦休業した事業を繼續するには鑛山監督局長の許可がなければ之を爲し得ない爲、試掘の目的を達成すること能ざる内に、他面では本法に依つて事業の著手又は繼續の許可のない間に、遂に試掘權の存續期限が満了する様な現象を生ずる。茲に於て改正法第一條ノ五は「指定地域ニ於ケル指定鑛物ヲ目的トスル試掘權の存續期限ハ進行ヲ停止スルモノトス」と規定して、試掘權の存續期間の定めと政府の許可との調整を圖つた。

第四項 出願の禁止及制限

本法改正の主要なるものとして、鑛業著手に對する許可と共に新に設けられた鑛業出願の禁止又は制限がある。従來は鑛業の出願は自由であり鑛業法及砂鑛法に於ては、帝國臣民又は帝國法律に依り成立した法人である以上は、男女の別なく、能力者たるを否とを問はず、自由に出願人たることが出来た。又鑛業法第十條の絶對的に鑛區となし得ない場所、又は所轄官廳の許可を受けなければ鑛區と爲し得ない場所を、鑛區の範圍とする出願があつても、願書の却下又は不許可の處分を受けるけ

れども、之をしも出願の禁止又は制限に迄及ぼし得なかつた。然るに改正法第一條ノ六では「政府ハ期間、鑛物又ハ地域ヲ指定シテ鑛業又ハ砂鑛業ノ出願ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」と規定し、政府は必要に應じて一定の期間・鑛物又は地域を指定して鑛業又は砂鑛業の出願を制限し又は禁止することが出来る旨を定めた。由來鑛業又は砂鑛業の出願は毎年非常な數に上つて居るが、其の内には或は其の出願地が既に數件の先願出願と重複して居たり、或は鑛業が公益に害あるものとして、又は鑛業の價値なきものとして曩に出願が不許可となり（鑛第三二條）、又は鑛業に著手した後鑛業法第三十九條に基いて鑛業權が取消され、爾後該地域を目的として再び鑛業出願を爲すも許可を得る見込のないことを知りつつ爲す出願とか、若くは重點主義の目的を以て既に存する鑛業權中鑛業の價値なきものとして、事業著手の許可申請に對して政府で許可を與へなかつた様な鑛區と同一地域に付、更に鑛業出願を爲した場合等、要するに到底鑛業出願が許可を得る見込のない様な場合である。畢竟するに之等は一面に於ては、出願人は許可にならないことを始めから承知の上で、官廳の錯誤とか、其の他の事情の變更等の僥倖を夢みる不純性があるとか、又は無駄な手數と儂い期待を持たせるのみならず、他而行政事務を煩雜ならしめて重點主義と行政簡素化の趣旨と著しく反することとなるので、斯る弊害を除去する爲に一定の期間内は、鑛物及地域を指定して鑛業の出願を禁止し、

又は之を制限することとした。

重要鑛物増産法施行令第一條ノ三では、「鑛山監督局長重要鑛物増産法第一條ノ六ノ規定ニ依リ期間、鑛物又ハ地域ヲ指定シテ鑛業又ハ砂鑛業ノ出願ヲ禁止シ又ハ制限シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スヘシ」と規定した。隨つて本法第一條ノ六ノ指定は、鑛山監督局長に於て爲すのであるから、札幌鑛山監督局長に於て一定の期間、一定の鑛物に對する出願の禁止又は制限をしても、東京鑛山監督局長に於て、之と同一に處理しなければならぬと謂ふこととはならぬ。例へば今回の指定に際して東京及福岡鑛山監督局では砂鑛業の出願は禁止しないが、大阪及札幌鑛山監督局では鑛業及砂鑛業に付全面的な禁止を行つた如きである。但例外として左記出願は今後と雖も出来るのである。

- (一) 出願地の訂正・減區及鑛業法施行細則第十八條第二項の規定に依る増區出願
- (二) 試掘出願地に於ける採掘轉願・採掘出願地に於ける試掘轉願・試掘鑛區に於ける採掘轉願
- (三) 鑛區の分割・合併・分合・増區（鑛業法第三六條第一項の増區を含む）・増減區・減區・訂正（鑛業法第三六條第二項の訂正を含む）及改正の出願
- (四) 昭和十五年法律第百二號附則第十二條第二項の規定に依り適用する舊鑛業法第三十一條の規

定に依る出願

尙砂鑛業の出願を禁止した鑛山監督局管内では右の外、昭和十五年法律第百三號附則第二項の規定に依り適用する舊砂鑛法第九條の規定に依る出願は特に許されるのである。

鑛山監督局長に於て出願の禁止又は制限をした場合には、之を周知せしむる爲に鑛山監督局の揭示場に十日間揭示する（法施行規則第一條ノ六第一項）。

右に付各鑛山監督局では出願禁止區域を指定して、昭和十八年九月一日（福岡管内の九月一日）から一齊に實施したから、卷末附録として鑛業出願禁止區域表を添附した。

若し右揭示期間の経過した後、鑛業又は砂鑛業の出願を爲さむとする者から其の事實を確める爲に請求があれば、鑛山監督局長は右の揭示を閲覧せしめなければならぬ（法施行規則第一條ノ六第二項）。

第三節 行政官廳の職權の委讓

第一項 總 說

鑛業法及砂鑛法は勿論重要鑛物増産法に於ては、政府の許可事項又は認可事項、及鑛業權者若く

は使用權者の申請又は届出を要する事項は激増した。然るに他方に於ては行政事務簡捷化若くは簡素化が具體化せられたのみならず、官吏の減員等に依り、從來の如く官廳のみで之等事項の全部を處理する能はざるに至つた。茲に於て行政官廳職權委讓法（嚴格に謂へば昭和十七年法律第十五號國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權等ヲ行ハシムルコトニ關スル法律以下單に委讓法と呼ぶ）が制定せられ、昭和十八年二月一日より施行せられた（昭和一八年勅令第二五號）

同法は全文三項より成る極めて簡單な、然かも重要な根本法律であるが、行政官廳の職權中如何なる部類のものを、如何なる法人に委讓するか等の具體的な事項は、昭和十八年勅令第二十六號行政官廳職權委讓令・昭和十八年商工省令第三號行政官廳職權委讓令施行規則・鐵道省所管ノ職權ニ關スル行政官廳職權委讓規則（昭和一八年鐵道省令第一號）及内務・鐵道省令第一號竝に最近施行せられた勤勞行政職權委讓令（昭和一八年六月二十九日勅令第五四六號）等があるが、此所では重要鑛物増産法に關聯ある事項に就てのみ述べる。

委讓法第一項では「法令ヲ以テ定ムル行政官廳ノ職權ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人其ノ他ノ法人ヲシテ行ハシムルコトヲ得」と規定して居るから、如何な

る法令に依る如何なる行政官廳の如何なる職權を、如何なる法人をして行はしむるかは、總て勅令即ち前掲行政官廳職權委讓令（以下委讓令と呼稱す）に規定されて居る。

行政官廳より職權の委讓を受ける法人は、主として國家總動員法第十八條に基くもので、現在では重要産業團體令に依る統制會であるが、法文の建前からすれば將來必要に應じて重要産業團體令に依る統制組合等に、委讓されることも豫想せられるのみならず、「其ノ他ノ法人」として帝國鑛業開發株式會社の如き特殊會社にも及ぶ可能性がある。

委讓せらるべき職權の範圍は、委讓令及委讓令施行規則に定められて居るが、畢竟行政官廳の職權の内許可・認可・承認等の受働的のものや、命令・裁定若くは決定の如き發働的のもの、或は書類の受理・報告徴収又は囑託の如き行政官廳の補助的行爲の如きものである。随つて本法の規定に依る政府又は軍需大臣若くは鑛山監督局長の職權に屬する事項の内、委讓法に依り統制會に委讓せられた範圍に於ては、統制會の處分は右行政官廳の處分行爲と同一の效力を生じ、又統制會に對して爲した届出・申請等は、之等行政官廳へ對して爲したと同一の效果を生ずるのは當然である。

統制會は昭和十六年勅令第八百三十一號重要産業團體令に基き設立せられたもので、戦力の増強・生産の擴充の爲に重要産業に於ける事業の統制を目的とし、(一) 當該産業に於ける生産及配給並

に當該産業に要する資材・資金・勞務等の需給に關する政府の計畫、其の他當該産業に關する政府の計畫に參與すること、(二) 當該産業に於ける生産・配給に關する統制・指導其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制及指導、(三) 當該産業の整備・確立、(四) 技術の向上・能率の増進・規格の統一・經理の改善及當該産業に屬する事業の發達に關する施設、(五) 當該産業に關する調査及研究・會員の事業に關する検査等を行ふものであり（重要産業團體令第六條）、重要産業指定令（昭和一七年八月四日閣令第二〇號）に於ては、鐵鋼其の他二十一種の重要産業を指定し、右目的の爲に統制會を設立せしめて居るが、本書に於て最も關係の深い石炭統制會（石炭の生産及販賣に關する事業）及鑛山統制會（鑛産物「但石炭・亞炭・石油及土瀝青を除く」の生産及販賣に關する事業「但鐵鑛・ニッケル鑛の製練及販賣・アルミニウム・アルミナ及マグネシウム」の製造及販賣並に燐鑛・ボーキサイド及礬土頁岩の販賣に關する事項を除く）に對して委讓せられた職權、及統制會への委讓職權の處理並に其の效果等に付て述べる。

第二項 委讓職權

統制會へ委讓せられる行政官廳の職權は委讓令第三條第一項及第六條第一項に規定せられて居るから、石炭統制會と鑛山統制會とに區別して委讓せられる職權を記述する。

- 一、石炭統制會に委讓せられた行政事務（委讓令第三條第一項）、
- イ 石炭配給統制法第一條第三號の規定に依る許可、
- ロ 石炭配給統制法第五條の規定に依る報告徴收（但右（イ）及後述（ト）前段の規定に依り職權を行ふに必要な場合に限る）、
- ハ 重要鑛物増産法第三條及第十四條第二項の規定に依る命令、並に同條第二項の規定に依る認可、
- ニ 重要鑛物増産法第十七條第一項の規定に依る報告徴收（但前掲（ハ）及次號（ホ）並に重要鑛物増産法施行規則に依る職權中軍需大臣の定むるもの）、
- ホ 重要鑛物増産法第四條第二項の裁定・同法第五條第一項の命令・同條第二項に依る決定・同法第七條に依り鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に關する裁定又は決定と同時に爲す對價、及其の支拂時期を定むる決定、並に事業設備の讓渡に關する裁定又は決定と同時に爲す對價及其の支拂時期に關する決定、
- ヘ 重要鑛物増産法施行令第四條に依る對價の支拂又は供託の届出の受理・同令第五條の對價の支拂延期を得たる場合の届出の受理・第七條の對價の支拂なきことの届出の受理並に同令第九

條及第十條の職權、

- ト 石炭統制法施行規則及重要鑛物増産法施行規則に依る職權の内軍需大臣の指定するもの、
- チ 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件第二條に基き發する命令に依る職權にして軍需大臣の指定するもの
- リ 物資統制令に基き發する命令に依る職權にして軍需大臣の指定するもの、
右（ト）乃至（リ）に依り商工大臣（現在の軍需大臣）の指定せる石炭統制會への委讓職權は、委讓令施行規則第四條に依り定められて居るが、重要鑛物増産法の關係に於ては石炭を目的とする鑛業權に付、同法施行規則第三條・第五條第一項及第八條の規定に依る商工大臣（軍需大臣）の職權が委讓せられた。
- 二、鑛山統制會に委讓せられた行政事務（委讓令第六條第一項）、
- イ 産金法第三條第一項の規定に依る免許・同條第二項及第十五條の規定に依る認可・同法第四條第三項、第五條第一項、第七條第一項の規定に依る届出の受理並に同法第五條第二項及第七條第二項の規定に依る命令、
- ロ 産金法第十條第一項の規定に依る報告徴收、

- ハ 産金法施行令第三條第二號及第八條第二號の規定に依る許可・同令第六條の規定に依る免許
並に同令第十條第一項、第十二條及第十三條但書の規定に依る認可、
- ニ 重要鑛物増産法第二條第一項、第三項・第三條及第十四條第二項の規定に依る命令・同法第
二條第二項の規定に依る届書の受理並に同法第十四條第一項の規定に依る認可、
- ホ 重要鑛物増産法第十七條第一項の規定に依る報告徴收（前號（ニ）及後記（ヘ）並に（チ）の後段
の規定に依り、委託せられた職權を行ふに必要な事項に限る）、
- ヘ 重要鑛物増産法第四條第二項の規定に依る裁定・同法第五條第一項の規定に依る命令・同條
第二項の規定に依る決定並に同法第七條の規定に依る對價及其の支拂時期の決定（同法第十二
條に依る事業設備の讓渡の場合を含む）、
- ト 重要鑛物増産法施行令第四條・第五條及第七條に依る届書の受理並に同令第九條及第十條の
規定に依る職權、
- チ 産金法施行規則及重要鑛物増産法施行規則に依る職權にして軍需大臣の定むるもの、
- リ 前掲一ノ（チ）と同一、
- ヌ 前掲一ノ（リ）と同一、

尙右（チ）乃至（ヌ）に基く商工大臣（軍需大臣）の定むるものとして、委讓令施行規則第六條に於て
委讓される職權が定められて居るが、重要鑛物増産法の關係に於ては同法施行規則第三條・第五條
第一項及第八條の規定に依る商工大臣（軍需大臣）の職權が、鑛山統制會に委讓せられるのである。

第三項 委讓職權の處理

右の如く石炭統制會及鑛山統制會へ委讓せられた職權は、重要鑛物増産法及其の附屬命令に關す
る限り、殆ど同一であるから必要個所に於て脱述したが、本項では概略を記述する。唯茲に注意す
べきは行政官廳權委讓令に基く統制會への委任事項は右の如く廣汎に互るけれども、之等委任事項
を處理することは、統制會の權限であり且つ職務である點である。

委讓令第四條第二項前段に於て、「石炭統制會へ前項ノ規定ニ依り委任セラレタル職權ヲ行フヘ
シ」と規定して居るのは、統制會等に對する委讓の命令のみでなく、反面に於て其の權限であること
を表明したものと解すべきである。然しながら右は行政官廳の職權を統制會に於て代行處理するに
止るから、主務大臣の權限は依然として存續し、當該職權事項は常に主務大臣の指揮監督を受け（委
讓令第一六條第一項）、又統制會に於て爲す處分にして法令に違反し公益を害し、又は權限を超える
ものありと認むるとき、其の他當該處分を不適當なりと認むるときは、主務大臣に於て之を停止・

取消若くは變更することを得（同條第二項）るものと規定せられたのは、右の關係を示すものと謂はねばならぬ。

前にも述べた様に職權委讓の結果は、統制會に對する申請・届出又は報告は、主務官廳に對する申請・届出又は報告と同一の効果を有し、又統制會に於て爲したる命令・許可・認可若くは免許等の處分は、何れも主務官廳が爲したると同一の効果を生ずることである。

尙行政官廳職權委讓令及行政官廳職權委讓令施行規則（昭和一八年商工省令第三號）に基く、統制會の職務執行の方法に關し主なるものを擧ぐれば、

一 軍需大臣の事前の承認を要する事項

統制會が産金法第三條第一項及第四條第二項・産金法施行令第六條並に重要鑛物増産法第二條第三項（以上は鑛山統制會に付てのみ）及同法第三條に依り、重要鑛物増産の爲め必要ありと認むるときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して事業に著手し又は休業中の事業の繼續を命じ（委讓令第三條第一項第三號・同令第六條第一項第四號・鑛業權又は事業設備の讓渡若くは鑛區の増減に付裁定又は決定を爲す場合（法第四條第二項・第五條第二項・第十二條及委讓令第三條第一項第五號・第六條第一項第六號）、及本法第四條の裁定又は第五條の決定に因つて鑛業權を取得し、又は鑛區

の増減ありたる者に對する事業計畫の認可、又は其の變更命令を爲すに付當該事項が、左記各號の一に該當するときは、統制會は其の職權事項を處理する前に、豫め軍需大臣の承認を得なければならぬ。

イ 臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號、即ち「當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付行政官廳ノ認可、許可若クハ免許ヲ受ケタル者、又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス者」又は臨時農地等管理令第七條第一項第四號の規定の適用ある事項に關するものを行ふ場合（委讓令第三條第二項・第六條第二項）。

ロ 鑛山統制會に於て前記職權事項の内、臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號及同令第五條第一項但書の規定の適用ある事項に關するものを行ふ場合（委讓令第六條第二項）。

ハ 委讓令第六條第三項の規定に依り鑛山統制會が産金法施行令第六條の規定に依り、「業トシテ粗金銀地金又ハ合金アマルガムノ買入ヲ爲スコト」を免許せむとする場合。

右の如く統制會の爲す處分に付、軍需大臣が承認を爲すに付ては左の如き制限がある。蓋し之等の場合は其の所管事務が軍需大臣以外の主務大臣にも關係があるから、一應主務大臣と協議を経べきこととしたのである。

1 委讓令第十八條第三項に於ては、同條第一項及第二項記載の職權を統制會が處理する場合に於て、豫め軍需大臣の承認を要するものなることは上述の通であるが、當該處分が臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號及第五條第一項但書に該當するものであれば、主務大臣（同條の主務大臣は大藏大臣及軍需大臣であるが軍需大臣から大藏大臣に協議するのみで足る）である大藏大臣に、同第六條ノ三第一項第二號に關するものであれば、大藏大臣（若し主務大臣が鐵道大臣である場合には大藏大臣及軍需大臣）に協議すべきである。

2 前記（ハ）の場合に於て軍需大臣の爲す承認の場合には、委讓令第六條第四項の規定に依り大藏大臣と協議を爲した後でなければ、承認を爲し得ないから之れ亦承認に付ての制限である。

二、一般的處理方法

次に委讓令第四條では重要鑛物増産法に依る裁定・命令・決定其他之に伴ふ各種手續を規定して居るから之を概説すれば、

イ 委讓令第四條第一項では、石炭統制會が重要鑛物増産法第四條第二項に依る裁定・同法第五條第一項に依る命令・同條第二項に依る決定並に同法第七條の規定に依る對價及其の支拂時期に關する決定（同法第十二條に於て準用する場合を含む）等の職權を行ふ場合に於ては、重要

鑛物増産法施行令第三條・第六條及第八條の規定に拘らず、本條の定むる所に依るべき旨を定めて居るから、重要鑛物の増産を圖らむとする者から、該目的の爲に必要な鑛業權の讓渡若くは隣接鑛區との間の鑛區の増減に付、統制會へ裁定の申請があり、統制會が裁定申請書を受理し、或は同法第五條第一項に基き統制會が當該鑛業權者に對し鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付、増産企業者と協議すべき旨の命令を爲したときは、裁定申請書又は命令書の副本を添附して、鑛山監督局長に對して當該鑛業權に付、裁定の申請又は命令ありたる旨の登録の囑託を爲すことを要する（委讓令第四條第三項・法施行令第三條の登録に該當する）。

ロ 重要鑛物増産法施行令第四條及第五條では、裁定又は決定に依る對價を増産企業者より鑛業權者に對して支拂又は供託したとき、若くは鑛業權者が對價の全部又は一部に付其の支拂延期を承諾したときは、該事實を證する書面、例へば對價の領收證若くは供託書、又は當事者連署の支拂延期承諾書を添附して鑛山監督局長に届出づべきであり、此の場合には鑛山監督局長は鑛業權の移轉又は變更、若くは抵當權設定の登録を爲すのであるが（法第一一條・同法施行令第六條）、委讓令第四條第二項では、右の登録は石炭統制會の囑託に因り鑛山監督局長に於て之を爲す旨を定め、同條第四項に於ては増産企業者から、鑛業權者に對する對價の全部の支拂

又は供託ありたる旨を石炭統制會に届出で、且つ鑛山監督局長に對する登録囑託の申請を爲した場合に、統制會が之を受理したならば、統制會から鑛山監督局長に對して當該鑛業權の移轉又は變更の登録を囑託すべきであり、又重要鑛物増産法施行令第五條の場合、即ち對價の全部又は一部に付支拂延期の承諾を得た場合に於て、當事者が連署を以て其の承諾を證する書面を統制會に提出し、統制會が之を受理したならば、統制會より鑛山監督局長に對して當該鑛業權の移轉又は變更の登録、及當該鑛業權に付抵當權設定の登録を囑託するのである。此の登録に付ては重要鑛物増産法施行規則第六條では、對價の支拂・供託又は支拂延期承諾の届出と同時に、當事者が鑛山監督局へ出頭して登録税納付書に收入印紙を貼用して差出すか、又は之を書留郵便で送付するのであるが、委讓令施行規則第四條第三項に依り、該規則第六條及第七條の規定を排除し、委讓令第四條第四項及第五項に據るべき旨を定めたから、前記の場合には増産企業者は登録税の額に相當する金額を石炭統制會に納付し、統制會から鑛山監督局長に對して之等登録の囑託を爲すのである（委讓令施行規則第四條第四項・委讓令第四條第二項及第四項）。

尙右の規定は鑛山統制會にも準用せられて居るから、同様に解すべきである（委讓令第七條・委

讓令施行規則第六條第四項）。

鑛山監督局長に於て若し鑛業權の移轉又は鑛區變更の登録を爲すときは、職權を以て右（イ）の登録を抹消することを要する（委讓令第四條第五項）。

ハ 右の外重要鑛物増産法施行令第八條では、同令第三條の（委讓令第四條第三項の登録と同じ）登録の抹消を爲すべき場合を規定して居るが、委讓令第四條第六項に於て之と同一の規定を爲して居る。即ち、左記各號の場合には石炭統制會は鑛山監督局長に對して、右登録の抹消を囑託するのであるが、此の場合には該事實を證する書面を添附しなければならぬ。

- 1 裁定申請の取下られたとき、
- 2 裁定申請の拒否せられたとき、
- 3 重要鑛物増産法第十條第二項の規定に依り裁定又は決定が其の效力を失つたとき、
- 4 鑛業權の移轉又は變更の登録を爲すとき、

而して右委讓令第四條の規定は、全部鑛山統制會の委讓職權處理にも準用せられて居るから（委讓令第七條）、前記説明は總て同様に解すべきである。尙委讓令施行規則第四條第五項に於ては、前記申請又は届出書不受理の場合を規定し、之を鑛山統制會にも準用されて居るが（委讓令施行規則

第六條第四項)、其の解説は省略する。

第四項 委讓職權處理の效果

石炭統制會又は鑛山統制會に於て右の様^ニに裁定又は決定を爲し、或は認可・許可・免許若くは命令等を爲す權限を有するに至つた結果、臨時資金調整法施行令及臨時農地等管理令に基く行政官廳の職權との調整を圖る必要を生じた爲、委讓令第十八條では統制會の爲す認可・許可・免許若くは命令等の處分は、行政官廳の爲す認可・許可・免許若くは命令と看做して其の效果を認め、又統制會の爲す裁定若くは決定は、臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號の關係に於ては、行政官廳の爲す裁定又は決定と看做す旨を定めて、統制會の爲す職權處理の效果を明示した。随つて統制會に於て前記處分を爲したならば、同一事項に付重ねて主務大臣の認可・許可・免許・裁定若くは決定を要しない。

又委讓令第十九條に於ては、統制會の處分を以て行政官廳の處分と看做す旨を定め、「本令ニ基キ統制會ノ行フ處分ハ行政執行法第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ行政官廳ノ法令ニ基キテ爲ス處分ト看做ス」と謂ひ、以て統制會の行ふ處分に依り行爲又は不行爲を強制し得ることを宣言した。然しながら之が執行は統制會が爲すのではなくて、行政官廳に屬するものと解する。尙委讓令第二十條

に依ると「本令ニ基キ統制會カ行政官廳ノ職權ヲ行フ場合又ハ行政官廳ニ提出スヘキ書類カ統制會ヲ經由スヘキモノトセラルル場合ニ於テハ許可認可等事務處理簡捷令ノ適用ニ付テハ當該統制會ハ之ヲ行政廳ト看做ス」旨を規定して、統制會の委讓職權處理の效果を明らかにした。

尙委讓法第二項に於ては統制會等に廣汎な權限を授與した關係上、其の委讓職權の執行の確保と適正を期する爲、同法第二項前段では、行政官廳の職權を委讓せられた統制會其他の法人等が、「行政官廳ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ當該職權ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ同項(委讓法第一項)ノ法人ハ之ヲ當該職權ヲ行フ行政官廳ト看做シ」て居るから、例へば統制會が重要鑛物増産法第三條の規定に依り、重要鑛物を目的とする鑛業權者^ニに對して事業の著手又は休業中の事業の繼續を命じ、又は統制會の裁定又は決定に依り、鑛業權若くは事業設備の讓渡を受け、或は鑛區の増減を得た鑛業權者又は使用權者に對して、事業計畫を定めて統制會の認可を受くべきことを命じ、又は其の事業計畫の變更を命じたるに拘らず(委讓令第三條第一項第三號・同令第六條第一項第四號)、之に違反した者に對する重要鑛物増産法第二十條第四號乃至第六號の罰則を適用し處斷するが如くである。

又第二項後段の規定に依ると、委讓職權を行ふ統制會等の「役員又ハ使用人ニシテ同項(委讓法

第一項)ノ職權ニ屬スル事務ニ從事スル者ハ之ヲ當該事務ニ從事スル官吏ト看做ス」旨を定めて居るから、若し之等の者が委譲せられた職權の執行に關し、瀆職の罪又は公文書偽造等の所爲を爲せば、各本條に従つて處罰されるが如きである。

第五項 書類の提出及交付

重要鑛物増産法施行令第十五條に依ると、重要鑛物増産法に依り政府に對して提出する書面は、鑛山監督局長を經由して軍需大臣に差出すことを要し、又政府より交付すべき書類は、鑛山監督局長を經由して軍需大臣より交付せられる旨を定めて居るけれども、委讓令第三條第三項では「石炭統制會第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依り委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ於テハ重要鑛物増産法施行令第十五條ノ規定ハ之ヲ適用セス」と規定し、該規定は委讓令第六條第六項に於て、鑛山統制會にも準用せられて居るから、統制會が前示委讓職權を處理する場合の書類の提出又は交付は、重要鑛物増産法施行令第十五條に依るのではなく、委讓令に據るのであり又之を以て足るのである。

隨つて、(イ)重要鑛物を目的とする鑛業權者に對する事業計畫の届出命令・事業計畫變更の場合の届出の受理及其の變更命令(但之は鑛山統制會に關してのみ)を爲す場合、(ロ)重要鑛物を目的

とする鑛業權者に對し鑛業に著手し、又は休業中の鑛業の繼續命令を爲す場合、(ハ)鑛業權讓渡の裁定又は決定に依り鑛業權を取得したもの、又は鑛區の増減を得た鑛業權者に對し、事業計畫を定めて認可を受け、又は一旦認可を受けた事業計畫を變更する場合の認可、及該事業計畫の變更を命ずる場合、(ニ)統制會が重要鑛物を目的とする鑛業權者に對し、其の業務及財産の狀況に關して報告を爲さしむる場合、(ホ)重要鑛物増産法第四條第二項に依る鑛業權の讓渡(同法第十二條に依り準用ある事業設備の讓渡の場合を含む)、及隣接鑛區に於ての鑛區の増減に關する裁定及同法第五條第一項に依る協議命令・同條第二項に依る決定並に同法第七條の規定に依る對價、及其の支拂時期に關する決定等を統制會に於て爲す場合には、之等權限を有する統制會に對して書類を提出し、又統制會より交付されるのは當然である。

尙石炭統制會に於ては委讓令第五條に依り、會員より石炭配給統制法の規定に依り、軍需大臣に提出すべき書類は石炭統制會を經由すべき旨を定め、又委讓令第十五條では同令に於て定むるもの外、行政官廳へ提出すべき書類の統制會經由に於ては、主務大臣が命令を以て之を定めることとなつて居り、又主務大臣に於て必要ありと認むるときは、行政官廳へ提出すべき書類の統制會經由に於て、別段の定めを爲し得るのである。

第六項 重要鑛物委員會

本法第十九條に依れば「政府第四條第二項（第十二條第一項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ決定、ニ依ル裁定、第五條第二項（第十二條第一項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル補償ヲ爲サルトキハ重要鑛物第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル補償ノ強制讓渡、又は隣接鑛區に對スル委員會ノ議ヲ經ヘシ」と規定して居る。即ち鑛業權又は事業設備の強制讓渡、又は隣接鑛區に對スル鑛區の強制的増減若しくは事業設備の新設・擴張・改良を命じ、又は作業方法・作業用品の規格に關し必要なる事項を命令し、又は之に依り生じたる損失の補償額を決定することは、鑛業權者に對して重大なる財産上の影響を及ぼすものであるから、特に慎重を期する爲に、重要鑛物委員會の議を経べきものとした所以である。

重要鑛物委員會は昭和十三年七月二十三日勅令第五百二十四號（昭和一七年勅令第一八一號を以て一部改正）を以て官制が定められて居るが、之に依ると重要鑛物委員會は軍需大臣の監督に屬し、重要鑛物増産法第十九條（前掲）及昭和十七年勅令第八十號帝國鑛業開發株式會社法ノ施行ニ關スル件、第二條の規定に依り其の權限に屬せしめられた事項を調査審議するものである。然り而して帝國鑛業開發株式會社法第二十四條第一項に於ては、「政府ハ帝國鑛業開發株式會社ノ業務

ニ關シ監督上重要鑛物ノ増産上又ハ鑛業又ハ製鍊業ノ整備上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」と規定し、若し帝國鑛業開發株式會社に於て右命令に依據して爲した重要鑛物増産上必要な措置、若し鑛業又は製鍊業の整備に因り損失を生じたときは、該損失の補償は政府に於て之を爲すべき旨を定め居り（第二四條第二項）、又前記昭和十七年勅令第八十號第一條に於ては、「政府ハ帝國鑛業開發株式會社法第二十四條第一項ノ規定ニ依ル重要鑛物ノ増産上必要ナル命令ニ依リ帝國鑛業開發株式會社力損失ヲ受ケタルトキハ同社ニ對シ通常生スヘキ損失ヲ補償ス」と規定されて居るから、該損失の補償に關する調査竝に審議も亦重要鑛物委員會の職務に屬することが明白である。

註

帝國鑛業開發株式會社法は昭和一八年法律第三五號を以て一部の改正を見た。其の内前示第二四條第一項には從來「政府ハ帝國鑛業開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ重要鑛物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」とあつたのを改正して、前掲の様に「重要鑛物ノ増産上」の次に「又ハ鑛業若ハ製鍊業ノ整備上」なる追加を爲したので、政府の損失補償の範圍も擴張せられたのであり、且つ前記勅令第一條も右法律と同一の趣旨を規定して居る關係上、又同様に重要鑛物の増産上の次に「鑛業若ハ製鍊業ノ整備上」を追加せらるべきである。

第四節 事業計畫

第一項 事業計畫の届出

本法第二條第一項に於ては「政府重要鑛物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要鑛物ヲ目的トスル鑛業者ヲシテ事業計畫ヲ定メ之ヲ届出ツヘキコトヲ命スルコトヲ得」と規定して居り、又従來は重要鑛物増産法施行規則第二條では、重要鑛物を目的とする鑛業者は、鑛山毎に毎年四月一日より翌年三月三十一日迄に至る間の事業計畫を定め、一月三十一日迄に之を軍需大臣に届出づることを要する旨を規定して居た。此の事業計畫を届出づる義務は、總べての鑛業に適用せられるのではなく、鑛物の種類に依り一定の掘採鑛量を限度とし、若し其の限度以下であれば其の適用はなかつた。然して該規則第二條の規定に依れば、石炭は年十五萬噸・銅鑛・鉛鑛・錫鑛・亞鉛鑛・鐵鑛・硫化鐵鑛・亞炭及硫黄を目的とするものは年一萬噸、其の他の重要鑛物を目的とするものに在りては年千噸を限界として居た。

然るに行政官廳職權委讓令施行規則第十八條に於ては右施行規則第二條を削除したので、昭和十八年二月一日以降は右の限界はなくなつた。然し右規定の削除は事業計畫の届出制度を廢したのではなく、重要鑛物を目的とする鑛業に關し、一般的に之を適用するものと解する。

尙鑛物の掘採と同時に製鍊を爲す場合には數量の如何に拘らず、事業計畫を定めて政府に届出なければならぬ。

鑛業者が政府の命令に依り事業計畫を定めて届出たる後に、之を變更せむとするときにも政府に届出を爲すことを要し（法第二條第二項）、政府に於ても必要ありと認めたらば最初届出のあつた事業計畫の變更を命ずることも出来る（法第二條第三項）。尙此の事業計畫に關する規定は、産金法に同一趣旨の規定があるから金鑛及砂金に關しては適用しない（法第二三條）。尤も行政官廳職權委讓令第三條第一項第七號及同令第六條第一項第八號並に昭和十七年商工省告示第五〇號鑛山統制會統制規程第一條等に依り、右軍需大臣の行ふ職權は統制會へ委讓せられた。

第二項 事業計畫の認可

右は一般的に重要鑛物を目的とする鑛業者に對するものであるが、本法第四條第二項に基く裁定、又は第五條第二項に基く決定に依り鑛業者を取得したもの、又は鑛區の増區を得たものに對しては、重要鑛物増産法施行規則第四條に規定した事項を記載した事業計畫を定め、政府の認可を受けることを要することとした。又若し一旦認可を受けた事業計畫を變更せむとする場合にも、同じ

く政府の認可が必要である（法第一四條第一項）。尙政府に於て必要ありと認めたらば右の事業計畫の變更を命ずることも出来る（同條第二項）。

尙右の事業計畫に記載すべき事項は、行政官廳職權委讓令施行規則第十八條に依り、從來の重要鑛物増産法施行規則第四條を改正し、鑛物の種類に依りて左の如く定められた。今之を摘記すれば、

イ 石炭鑛區にありては、

- 1 採炭に關する計畫の概要、
- 2 出炭數量（炭種別に記載すること）、
- 3 其の他參考となるべき事項、

ロ 石炭鑛區以外の鑛區に於ては、

- 1 探鑛・掘採及選鑛に關する計畫の概要、
- 2 掘採數量及品位、
- 3 選鑛元鑛及精鑛の數量及品位、
- 4 選鑛實收率、

5 操業日數、

6 處分方法、

7 其の他參考となるべき事項、

ハ 鑛業權者が製鍊を爲す場合には右の外、(1) 製鍊設備に關する計畫の概要、(2) 製品元鑛及製品の數量及品位、(3) 製鍊實收率等を記載することを要する。

右事業計畫の届出又は認可制度の強化を圖る爲に、法律は其の違反者に對しては二千圓以下の罰金に處する旨を定めて居る。即ち第二十條に依ると、

イ 政府の命令あるに拘らず事業計畫の届出を怠りたる場合、

ロ 事業計畫の變更届出を爲さず又は届出た事業計畫を實施しない場合、

ハ 政府の命令に拘らず事業計畫を變更せずして實施した場合、

ニ 政府の認可を受けざる事業計畫を實施した場合、

ホ 政府より事業計畫の變更を命ぜられながら變更せざる事業計畫を實施した場合、

尙本法第十七條ノ十九に依れば、右(ニ)・(ホ)に該當する鑛業權者に對しては、鑛業權の取消を爲し得ることとした。

第五節 事業設備

鑛業權又は砂鑛權に基くと又之等の使用權に基くとを問はず、鑛業（附屬事業を含む）の實施に付ては幾多の事業設備を要し、之等事業設備の設置に付ては多額の費用を要するは當然である。然しながら事業設備の設置及之が有効適切なる運用は、鑛物の増産上必須のことであるから、政府に於ても昭和十八年四月一日商工省令第十八號を以て鑛業獎勵規則を公布して即日施行し、從來の産金獎勵規則・探鑛獎勵規則・選鑛場設置獎勵規則及鑛山機械化獎勵規則を廢止し、以て鑛業權者・砂鑛權者・使用權者・選鑛業者及製鍊業者等の鑛業者に對し、毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付し、又は事業設備の貸與等獎勵行爲を定め、極力鑛物増産の意圖を有する旨を表明した（尙鑛業獎勵規則に付ては第二編第一章第一節第二項に於て述べた）。又他面に於ては金鑛業及産出量の少い石炭鑛業の整理等に依る事業設備の轉移を圖り、重點的に必需鑛物の増産を企圖してゐる（鑛業獎勵規則第一條中「鑛業權者及砂鑛權者」とあるは、使用權者の鑛業又は砂鑛業に關しては使用權者とする旨を、本法施行規則第七條ノ二十八に於て定められたから、使用權者も亦鑛業者である）。然るに本法に於ては右を以て足れりとせず、重要鑛物増産の爲め必要な事業設備の新設・擴張・改良

を命じ、又は事業設備の強制讓渡に關する裁定又は決定の規定を設け、或は使用權の設定せられた場合に於て、（一）使用權者が使用權の行使に必要な事業設備に付、強制讓渡若くは強制的使用、（二）使用權の存續期間を超えて存續すべき事業設備の設置に關し、鑛業權者の費用の分擔、（三）使用權消滅後に於て鑛業權者より事業設備の所有者に對し、現存する事業設備の賣渡を請求し得ること等、事業設備の有効なる機能の發揮に萬全の路を講じて居るから之を概説する。

第一項 事業設備の新設・擴張及改良の命令

本法第十六條に依ると「政府ハ重要鑛物ノ増産ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ重要鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命シ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ規格ニ關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得」と規定してゐる。本條に依る命令は重要鑛物増産の必要上、從來鑛業權者の施設した事業設備のみでは其の目的を達する能はざる爲、又は既存設備の外設備の擴張、又は改良を爲さしむるものであり、之等事業設備の新設・擴張及改良に付ては、多額の費用を要することとて之が圓滑なる運営を期する爲に、特殊會社である帝國鑛業開發株式會社では、其の事業目的の一として、資金の融通、及重要鑛物を目的とする鑛業の爲に必要な機械・器具・材料又は設備の賣買等を爲し得ることとした。

又石炭統制會若くは鑛山統制會に於ても、重要産業團體令第三條第一項及第六條第一項に於て、之等に關する廣汎な規定を設けて居り、且つ鑛山統制會統制規程第十四條に依り、統制會員に對して事業設備の新設・増設・變更・休止・廢止又は讓渡若くは讓受に關して軍需大臣の認可を得たる上必要な事項を指示し得べく、又第十五條及第十六條に依れば會員は事業の開始・休止・廢止・讓渡・委託・共同經營又は合併を爲さむとするときは、會長の定むる所に依り其の旨を記載した書類を會長に届出づることを要し、又會長に於て必要ありと認めたとときは右各事項に付、軍需大臣の承認を得て必要な事項を處理することが出来る。又同規程第九條に於ては、會員が資金の調達を爲す場合に於ては、資金計畫書を統制會に提出し、之を變更するときも亦同様である旨を定め、以て其の圓滑な運営を圖つて居る。

尙軍需大臣は右の外、作業方法又は作業用品の規格に關して必要な事項を命令することをも得るのである。

以上述べた事業設備の新設・擴張及改良を命ぜられ、或は作業方法又は作業用品の規格を定めて之に據るべきことを命ぜられた爲、從來の事業設備は全然其の用を果さざる場合もあるべく、又は投資に比例した利益を齎らさない場合もあるべく、若くは作業方法及作業用品の規格を定められた

爲に、從來の作業用品を全然取換へなければならぬ必要の生ずる場合もあつて、既存設備・既存の事業計畫に基く鑛業權者の企業方針に付著しき變化を生じ、事業としての鑛業遂行に不安を抱かしめてはならぬので、第十六條第二項では、前記軍需大臣の命令に依つて爲した設備の新設・擴張若くは改良に依り、又は作業方法の變更又は作業用品を取換へた爲に生じた鑛業權者の損失は、政府に於て勅令の定める所に従つて補償することを定めた。蓋し正當なる規定である。

右の如く軍需大臣は事業設備の新設・擴張・改良を命ずるの外、作業方法の變更及作業用品の規格を定めて之に據らしむることを得るのであるが、此の命令を發するには、重要鑛物委員會の議を経なければならぬ。又該命令の實施に依り鑛業權者の蒙ることあるべき損失の補償に付ても、同様重要鑛物委員會の議を経ることを要する（法第一九條）。尙此の點に付ては重要鑛物委員會の項に於て述べた。

第二項 事業設備の讓渡

重要鑛物増産法第十二條第一項に依れば「第四條乃至第十條ノ規定ハ重要鑛物ノ増産ヲ圖ル爲必
要トスル事業設備ノ讓渡ニ之ヲ準用ス但書略」と規定して居る。此の規定は從來本法第十二條第一
項本文に於て「第四條乃至第十條ノ規定ハ鑛業權ノ讓渡又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ伴ヒ必

要トスル事業設備ノ讓渡ニ之ヲ準用ス但書省略」とあつたのを改正したものである。随つて従來は重要鑛物の増産を圖る爲に鑛業權の讓渡、又は隣接鑛區の鑛業權者との間に鑛區増減の裁定又は決定に依り、鑛業權の移轉又は鑛區の増減の爲された場合に於て、當該鑛業權の實施の爲に存在して居た事業設備を、其の儘鑛業權者の爲に留保し使用を許さず放置して置くのは、不經濟極りなく鑛物増産の實を擧ぐる所以でないので、鑛業權の讓渡又は鑛區の増減に付協議・裁定又は決定等の爲される場合には、之と同時に又は時を異にして、當該鑛業の爲に設備せられた事業設備の讓渡の協議、又は讓渡の裁定或は讓渡の決定を爲すことが出来るのであつて、之等手續等は總べて鑛業權讓渡に關する裁定又は決定の場合に於て述べた所が準用されて居る（法第一二條第一項）。

然るに右改正の結果は右の場合は勿論であるが、其の場合即ち、重要鑛物の増産を圖る爲に必要とする事業設備は隣接鑛區に利用することを要せず、又右の處分に依つて鑛業權を取得し、又は鑛區の増減を得た場合たることを要せず、重要鑛物の増産を圖る爲に必要なときは、之等の制限を受けず其の讓渡を受け得るのである。故に該目的の爲には當該事業設備を解體し又は搬出して、

他の地方に於ける鑛業經營の爲に讓渡の協議・裁定又は決定を爲すことを得るものと解する。然して事業設備の讓渡に付協議が調べ、普通の賣買等と同じく代價の支拂を爲し、之と同時に

引渡が行はれて權利移轉の效果を生ずるのであるが、裁定又は決定の場合には、裁定又は決定に依る對價の全部の支拂を爲したとき、又は其の供託（法第九條の場合、但し同條中抵當權者であるのは登記したる擔保權者の意である）したときに移轉するのである（法第一二條第二項）。

第三項 事業設備の使用

鑛業權に使用權の設定せられた場合に於ては、夫れが當事者間の契約に依ると、將又裁定若くは決定に基づくを問はず、使用權者は使用鑛區に於て鑛業權者を排して鑛業を實施し得るが故に、自ら之に必要な事業設備を設置し得るは勿論であるが、鑛業權者に於て從來鑛業を營む爲に設備した事業設備の存する場合には、之を讓受けて有効に利用することは最も望まじきことであり、多くの場合には使用權設定の協議の際に、之に關する協定が爲されるものと思ふ。然しながら事業設備の尨大なる爲に多額の代價を要することあり、又は一旦使用權者に讓渡した後には、若し使用權が期間の滿了其の他の理由に因つて消滅した場合に於て、再び該事業設備を鑛業權者に於て買戻す爲に種々煩雜・困難な問題を生ずる處があり、現に改正法第十七條ノ二十及二十一に於ては、使用權の消滅した際、現に使用權者が使用權の行使に伴ひ設置した事業設備の存在するときには、鑛業權者は使用權者に對し時價を以て之を賣渡すべき旨を請求することが出来るのみならず、若し承諾拒

絶又は承諾を得ること能はざる場合の裁定申請を認めて居る等、事業設備の有効適切な利用を圖つて居る。尤も法文の表面では使用権者が自ら設備した事業設備に付てのみ、其の適用がある様にも解し得るが、法の精神は使用権消滅の際に於て現存せる事業設備の有効なる運用と、國家經濟の上から之を撤去し或は解體するよりは、鑛業権者の鑛業に使用せしめむとするに在るを以て、鑛業権者から讓受けた事業設備に付ても之を適用すべきものと信ずる。

茲に於て改正法第十七條ノ十六に於ては、使用権の行使に必要な事業設備の使用を認めて、其の不便及煩雜を避けた。素より使用権の設定又は移轉を受けた者は、使用権の行使に必要な事業設備の使用に付て鑛業権者と協議を遂げ、當事者間に於て事業設備の使用に關する契約が成立すれば、使用権者は之に依つて當該設備を使用し得るは勿論であるが、若し鑛業権者との間に協議を爲すこと能はず、又は協議不調の場合には、使用権者は鑛山監督局長に對して裁定の申請を爲すことが出来る。

事業設備使用の裁定申請書に記載すべき事項は、本法施行規則第七條ノ十九に於て準用する同規則第五條第一項の事項、即ち

一 當該鑛業権の登録番號・鑛業権者・事業設備の所有者並に關係人の氏名名稱及住所

二 申請の目的及理由

三 使用料並に其の算出の基礎及支拂の方法

四 使用せむとする事業設備の範圍及所在地

五 事業設備使用後に於ける事業計畫の概要

等であり、申請書は正副三通を作成して之を鑛山監督局長へ提出することを要する。尙該申請書には、(一)當該事業設備の所有者との間の協議の顛末、又は協議不能の事由を記載したる書面、(二)建物の登記簿謄本、(三)申請人が會社なる場合には其の定款・登記簿謄本・最終の財産目録・貸借對照表・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類及株主名簿又は社員名簿、若し申請人が個人であるときは其の履歷書を添附することを要する。

鑛山監督局長に於て裁定申請書を受理したときは、其の副本を事業設備の所有者に交付し、一定の期間を定めて答辯書の提出を命ずる。尙裁定書には理由を附すべきこと、裁定書の謄本は之を使用権者及事業設備の所有者に交付すべきこと、及裁定は官報を以て公示すべきこと等は、總て鑛業権の讓渡又は使用権の設定に關する裁定の場合と同様である。

又鑛山監督局長の側に於ても備用權設定の協議、又は裁定若くは決定に因つて使用権其のものは

發生したけれども、該使用權の行使に必要な事業設備の使用に付て契約又は裁定もなく、之を放任して置くことの出来ない様な緊要なものであれば、鑛山監督局長は當該事業設備を有する鑛業權者に對して、右事業設備の使用に付使用權者と協議を爲すべき旨を命ずることが出来るが、若し鑛業權者に於て協議を爲さず、又は協議を爲すこと能はず、若くは協議不調の場合には、政府は必要と認める決定を爲すことも出来る（法第一七條ノ一六第一項・第四條・第五條）。之れ全く鑛業權の強譲渡・鑛區の増減・事業設備の譲渡・使用權の設定等と同一の法則に依り、使用權行使の萬全を圖つたのである。尙右の裁定又は決定に因つて、使用權の行使に必要な事業設備の使用に關する處置が決められた場合には、（イ）右裁定又は決定と同時に鑛業權者に對して支拂ふべき使用料、及其の支拂時期をも定むることを要すること（法第七條）、（ロ）事業設備の使用に關する裁定又は決定に依り、當該事業設備の使用を許された使用權者は、本法施行規則第三條及第四條の定むる所に從つて、事業計畫を定め政府の認可を受くべきこと、（ハ）又一旦認可を受けた事業計畫を變更するにも鑛山監督局長の認可を要すること、（ニ）政府に於て必要ありと認めた場合には、使用權者に對して事業計畫の變更を命ずること（右（ロ）乃至（ニ）は法第一四條の準用）、（ホ）使用權者が右（ロ）及（ハ）に違反して認可を受けない事業計畫を實施し、又は前示（ニ）の事業計畫變更の命令あるに拘らず、

變更しない事業計畫を實施した場合には、罰則の制裁あるは勿論使用權を取消し得ること（法第一五條）等は、使用權の強制的設定に付て述べた所と同様である（法第一七條ノ一六第一項）。

尙鑛山監督局長は右裁定又は決定を爲すに當り事業設備の使用に付、條件を附することが許されて居る。例へば事業設備の使用法、若くは修理・改良等に關して一定の指示を與ふるが如きであり、之れ亦使用權の設定又は使用鑛區の増減の場合と同様監督の強化を圖らむとしたものである。事業設備に關する使用權者の權利は、右の如き手續及段階を経て鑛業權者より使用權者に對して、其の引渡を爲したときに效力を生ずるものであり、事業設備の引渡を得た使用權者は、爾後該物件に付て權利を取得した第三者に對しても、使用權を以て對抗することが出来るのである（法第一七條ノ一六第五項）。然るに改正法第十七條ノ十六第四項に於ては、右使用權者の事業設備の使用を完全ならしむる爲の經過的規定を設けて、鑛業權者の事業設備の處分を制限した。即ち使用權の行使に必要な事業設備の使用に付、使用權者より裁定申請のあつた場合、又は政府から鑛業權者に對して當該事業設備の使用に付、使用權者と協議を爲すべき旨の命令があつた場合に於ては、鑛業權者は右の申請を拒否する旨の裁定ある迄、若くは事業設備の引渡ある迄の間は、當該事業設備を他人に讓渡其の他の處分を爲したり、或は其の形質を變更することを得ないものとされた。之れ恰かも

後述する改正法第十七條ノ二十一第二項と同一の趣旨である。尤も右處分の制限又は形質變更の禁止に對しては一つの例外がある。夫れは政府の許可を受けた場合である。此の政府の許可に依る例外は、使用權消滅後に於ける鑛業權者より、使用權者に對する事業設備の賣渡請求に關する使用權者の處分の制限にも同一の規定があり、素より當然のことである。

第四項 使用權者の事業設備の設置

使用權者は使用鑛區に於て鑛物の掘採及之を取得する爲に、之に必要な事業設備を要することは當然であるが、鑛業實施の爲の事業設備たるや、事業の性質上半永久的なものであり、短期間の満に設備費を償却し、且相當の利益を擧ぐることは至難のことである。然かも使用權の存續期間の満了後之を更新することが出来ない場合に、他の鑛業其他に之を利用せむとすることは、徒らに費用を要し、且從前の使用鑛區に於けると同様の機能を發揮し得ざる虞がある。茲に於て改正法では曩に述べた如く事業設備の使用を認めて、其の要を辨せしめて居るが、別に使用權者をして使用鑛區に於ける鑛業に付、十分の機能を發揮し得る事業設備を爲さしめ、安じて稼行を遂行せしむるが爲には、使用權者の事業設備に付使用權消滅の場合のことを考慮する必要がある。改正法第十七條ノ十八及同條ノ二十・二十一では、之が對策を規定して居るから之を概説する。

一、鑛業權者の費用の分擔

本法第十七條ノ十八では、使用權者が使用權の存續期間を超えて存續すべき事業設備を設置せむとするときは、其の費用の負擔に付、鑛業權者と協議することが出来る旨を定めた。之は前述の様に事業設備が半永久的のものであるから、使用權の消滅後と雖も尙之を利用し得ること、之を撤去して他の鑛業其他に使用せむとするも、之に要する費用の方が設備の價格よりも多いたか、又は從前の設備を撤去した後に鑛業權者が鑛業を繼續する場合には、當然右設備を必要とする爲め更に設備の新設を要すること、及事業設備に付多大の費用を要する等の事情から考へると、使用權消滅後に於ても尙利用の出来る事業設備を爲せば、結局鑛業權者も之を利用することを得る利益があるので、使用權者に於て事業設備を新設する場合に於ては、其の費用の負擔に付鑛業權者と協議して、其の分擔額を定めることが出来るものとした。例へば十萬圓の事業設備を設置する場合に於て、該設備の利用し得べき期間を十箇年と假定し、又使用權の存續期間を五箇年とする場合に、使用權者は五萬圓、鑛業權者が五萬圓を分擔するとか、又は設備の費用は鑛業權者が負擔し、修繕費若くは維持費等を使用權者の負擔とするが如きである。

然るに若し右の協議を爲すこと能はず、又は協議不調の場合には、使用權者は鑛山監督局長に對

して費用の分擔に關する裁定の申請を爲すことが出来る（法第一七條ノ一八第二項）。

費用の負擔に關する裁定の申請を爲すには、本法施行規則第七條ノ二十一第一項に列記した事項を記載した申請書を、鑛山監督局長に提出することを要する。今之を擧ぐれば、

一 當該鑛業權及當該使用權の登録番號並に當該鑛業權者及當該使用權者の氏名名稱及住所

二 申請の目的及理由

三 事業設備設置費用の負擔方法及其の負擔部分の算定の基礎

四 事業設備の概要

五 事業設備設置後に於ける事業計畫の概要

尙右の申請書には、(一) 當該鑛業權者との協議の顛末、又は協議を爲すこと能はざる事由を記載した書面、(二) 申請人が會社なる場合には定款・登記簿謄本・最終の財産目錄・貸借對照表・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類及材主名簿又は社員名簿、個人に在りては履歷書を添附することを要する（法施行規則第七條ノ二一第二項及第五條第二項）。

鑛山監督局長に於て右申請書を受理したときは、申請書の副本を當該鑛業權者に交付し、期間を指定して答辯書を提出せしむることを要し、鑛山監督局長は申請書及答辯書に基き裁定を爲すので

ある。又鑛山監督局長に於て裁定を爲したるときは、裁定書の謄本を鑛業權者及使用權者に交付する（法施行令第一二條ノ一三・同令第一一條第二項）。尙右の裁定書には理由を附することを要する（法施行令第一二條ノ一三・同令第一一條第一項）。

二、鑛業權の買取請求

鑛山監督局長が右の裁定を爲す場合に於て、事業設備設置の爲の費用の全部又は一部を鑛業權者が負擔すべきものと定められた場合に於ては、鑛業權者は使用權者に對して、若し使用權の設定せられた區域即ち使用鑛區が鑛業權者の鑛區の一部分であり、然も鑛區の分割が可能で、使用鑛區となつて居る地域と他の地域とを區分することが出来るならば、該使用鑛區の設定せられた地域だけに於て鑛區の分割を爲し、獨立した鑛業權を設定した上、該鑛業權を買取るべきことを使用權者に請求することが出来る。又若し使用鑛區とその他の鑛區とが分割に適しないときは、鑛業權者は使用權者に對して鑛區全部の屬する鑛業權に付、買取の請求を爲すことが出来るのである。尤も使用鑛區の屬する鑛區と他の地域とが分割可能な爲め鑛區の分割を爲す場合でも、使用鑛區が砂鑛區でない場合に於て、石炭鑛區に於て五萬坪、其の他の鑛區に於て五千坪に充たないときは、當該使用鑛區とを併せて右制限坪數に達するまで擴張することを要するのである。

之れ恰も鑛業法第五十八條に依る土地所有者の收用請求と同一の精神に依るもので、鑛業権者の負擔の軽減又は免脱を圖つたものである。此の買取の請求により使用権者との間に鑛業権の譲渡に付協議が調へば、普通の鑛業権譲渡に因る移轉の登録を経べく、鑛業権移轉の効果が生じたならば使用権者は鑛業権者となり、使用権は其の存在の理由を失ひ當然消滅するのである。

尙鑛業権者が使用権者に對して當該使用鑛區の屬する鑛區、又は鑛區全部に付鑛業権の買取を請求したときは、第十七條ノ十八第二項による鑛山監督局長の裁定は其の效力を失ふのである（法第一七條ノ一八第三項後段）。

若し使用権者と鑛業権者との間に於て鑛業権買取に付協議を爲すこと能はず、又は協議を爲したけれども協議不調の場合には、鑛業権者・使用権者若くは使用権者たりし者は鑛山監督局長に對して、裁定を申請することが出来る（同條第四項）。

右裁定の申請に付使用権者たりし者を包含せしめたのは、右買取請求は畢竟使用権の存続期間を超えて存続すべき事業設備に關する費用の負擔から生じたものであり、費用負擔に付ての裁定は鑛業権者の鑛業権の買取請求に依り效力は失ふけれども、事業設備自體に付ては、尙使用権者たりし者の重大な利害關係を有する點から考慮されたものである。

鑛業権買取の裁定を申請するには、(一) 當該鑛業権及當該使用権の登録番號、當該鑛業権者、當該使用権者又は當該使用権者たりし者の氏名名稱及住所、(二) 申請の目的及理由、(三) 對價算定の基礎及其の支拂方法を記載した裁定申請書を鑛山監督局長へ提出することを要し、且つ該申請書には、(一) 當該鑛業権者と當該使用権者又は當該使用権者たりし者との間の協議の顛末、又は協議不能の場合に在りては其の事由を記載したる書面、(二) 鑛區圖及鑛床圖（鑛床圖は平面圖及截面圖の二種に分ちて之を調製することを要す）、(三) 本法施行規則第五條第二項第四號に規定する書類（前掲事業設備の設置に付て鑛業権者の費用の分擔に關する裁定申請書に添附すべき書類（二）に同じ）を添附することを要する（法施行規則第七條ノ二一第一、二項及同第五條第二項）。

次に鑛山監督局長に於て右の裁定申請書を受理した時は、當該鑛業権者又は使用権者又は使用権者たりし者に對して裁定申請書の副本を交付し、期間を定めて答辯書の提出を命ずる（法施行令第一二條ノ一三第二項・第九條）。

鑛山監督局長は申請書・答辯書に基き裁定を爲すのであるが、此の裁定書には理由を附することを要する（法施行令第一二條ノ一三第二項・第一一條第一項）。又裁定書の謄本は當該鑛業権者・使用権者又は使用権者たりし者に對して交付するのであり、且つ右の裁定は官報を以て公示すること

を要する（法施行令第一二條ノ一三第二項・第一一條・第一二條）。

此の裁定に付ては本法第八條乃至第十一條の規定が準用されてゐるから、鑛業權の買取に付ての裁定に於て定められた對價に付て不服ある者は、其の裁定の通知を受けた日より三十日間に、通常裁判所に對して出訴することが出来る（法第八條）。又對價を受取るべき者が其の受領を拒み、又は受領することの出来ない場合、或は裁判所に對して出訴した場合、若くは鑛業權に對して抵當權の設定してある場合には對價を供託すべきこと（法第九條）、又對價の支拂義務者が其の支拂又は供託を遅延したときは、鑛業權者は對價の支拂義務者に對して六十日を下らない一定の期間内に、支拂又は供託すべき旨を催告することが出来るが、若し右催告に拘らず對價の支拂義務者が支拂又は供託を爲さない場合には、鑛業權買取の請求及鑛業權買取に關する鑛山監督局長の裁定は其の效力を失ふのである（法第一〇條）。

又對價の支拂義務者が裁定に於て定められた對價の全部を支拂ひ又は之を供託したとき、或は對價の支拂に付鑛業權者が延期の承諾をしたときは、重要鑛物増産法第十一條及同法施行令第四條乃至第六條の規定に基き、鑛業權移轉の登録を爲すのであり、又鑛業權者に於て對價の支拂延期を承諾した場合に於て、若し鑛業權に抵當權が設定してあれば、抵當權者保護の爲に移轉せられた鑛業

權の上に抵當權設定の登録を爲す（法第一一條第二項後段、尙此の點に付ては既に述べた登録に付ての説明を参照）。

三、事業設備の賣渡請求

右は使用權者が使用權の存續期間を超えて存續すべき事業設備を設置せむとする場合に於て、其の費用の負擔に付鑛業權者に對して協議を爲した結果の處理に關するものであるが、改正法第十七條ノ二十では使用權者が使用鑛區に於ける鑛業實施の爲に、鑛業權者に對して協議を爲さず單獨で、然も使用權の存續期間を超えて存續すべき事業設備を設置して鑛業を爲したけれども、使用權が存續期間の満了等の事由に因つて消滅し、該設備が不要になつたときは、鑛業權者は使用權者たりし者に對して、右事業設備の時價を以て賣渡すべきことを請求することが出来る旨を定めた。若し鑛業權者から右の賣渡請求のあつたときは、使用權者は正當な理由がなければ其の承諾を拒むことは出来ないものとした（法第一七條ノ二〇後段）。之れ恰かも鑛産物の價格の變動等を理由とする、使用料増減の請求に對應する相手方の承諾と同一趣旨に因るものであつて、第十七條ノ十三の使用料増減の請求が形成權の行使ではなくて使用料増減の申込であり、之に對する承諾を要求してゐると同様、鑛業權者の賣渡請求なる申込に對し、使用權者が承諾を與へて茲に事業設備の賣渡

契約が成立し、效力を生ずるものと解する。

然しながら若し使用権者に於て正當の理由なくして、事業設備の賣渡の申込に對し承諾を與へず、又は承諾を得ることの出来なかつたときは、鑛業権者は鑛山監督局長に對して裁定の申請をすることが出来る（法第一七條ノ二一）。

鑛業権者よりする事業設備の賣渡の裁定申請書には、（一）當該鑛業權及當該使用權の登録番號及當該鑛業権者並に當該使用権者たりし者の氏名名稱及住所、（二）申請の目的及理由、（三）對價の算定の基礎及其の支拂方法、（四）賣渡を請求する事業設備の概要、（五）事業設備買取後に於ける事業計畫の概要を記載し、鑛山監督局長へ提出することを要し、且つ（一）當該鑛業権者が事業設備の所有者（使用権者たりしもの）と協議を爲した顛末、又は協議不能の事由を記載した書面、（二）建物登記簿謄本、（三）本法施行規則第五條第二項第四號の書類を添附することを要する（法施行規則第七條ノ二一第一、二項及第五條第二項）。

右裁定の申請に依り、鑛山監督局長が事業設備の讓渡に付爲した裁定は、勿論當事者を拘束し最早不服申立の方法はないから、鑛業権者に於ては裁定に於て定められた對價を使用権者たりし者に支拂又は供託を爲し、事業設備の引渡を受けたならば、茲に該事業設備に關する權利は鑛業権者に

移轉するのである。尤も裁定の申請があつてから裁定に依る對價の支拂・物件の引渡を了する迄には、相當の期間を要するは當然であり、其の間に使用権者が事業設備に變更を加へたり、又は他に讓渡或は處分するが如きことが許されるならば、折角裁定があつても其の實效を擧げ得ない虞があるので、本法第十七條ノ二十一第二項では「前項ノ承諾ヲ拒マレタル者又ハ其ノ承諾ヲ得ルコト能サル者前項ノ規定ニ依ル裁定ヲ申請シタルトキハ使用権者タリシ者ハ其ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定アル迄當該事業設備ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲シ又ハ其ノ形質ヲ變更スルコトヲ得ス後略」と規定し、以て現状の變更に依る事業設備の價値の減少、或は讓渡其の他の處分行爲に依り、裁定の目的を達し得ざる不都合を未然に防止したのである。然しながら右の如き行爲でも、鑛山監督局長に於て必要ありと認めて、使用権者の爲す事業設備の讓渡、其の他の處分行爲又は形質變更に付鑛山監督局長から許可を受けた場合は、勿論右の制限には拘束されない（法第一七條ノ二一第二項後段）。

第二章 鑛業法及砂鑛法の規定の適用並準用

第一節 土地の使用及收用

第一項 總 說

鑛業の經營は鑛業權を運用行使して鑛物を掘採し、或は之を選鑛し製鍊して國家經濟及國策に寄與し、併せて鑛業權者の收益を最終の目的とする公企業たる性質を有するものであるが、鑛物は土地に定著し又は地中に埋藏されて居るので、鑛業の實施に際しては勢ひ土地を使用しなければならず、殊に坑道の開鑿等の爲に地下を使用することは必然的であるが、土地所有者の利益を不當に侵害しない限りは、土地所有者の承諾を要せず又特に地下使用權の設定を受けなくても、鑛物掘採に必要な限度に於ては鑛業實施權に基く權利行使の範圍として、當然許容せられるものであることは前にも述べた。尙本法第十七條ノ二十二では鑛業權者の土地使用並に收用、及水の使用に關する鑛業法第三章の規定全部を使用權者の鑛業に準用して居るから、使用權者の土地の使用又は收用に付

て述べる。

茲に説明を要するのは地下の使用ではなく地表の使用に關する問題である。鑛業の實施に付て土地の地表を使用することの必要は言を俟たない所であるが、土地所有者が鑛業權者又は使用權者であるならば、之等の者は自由に自己の欲する儘に土地の使用を爲し得べく、唯此の場合でも鑛業權又は使用權の效力として土地の自由使用を爲すのではなく、土地所有權の效力として爲し得るのみである。若し土地所有者と土地使用權者等とが別異の者である場合には、必ずや土地所有者或は關係人の權利利益と、之等の土地使用權者の權利行使との間に衝突が生ずる。然かも兩者の權利は共に國の認めたる正當な權利であるから、一方に厚く他方は軽く遇することは許されない。茲に於て土地使用權者が鑛業實施の爲に必要な土地の所有權が他人に屬し、又は該土地に付て他物權又は賃借權等を有する利害關係人があれば、之等の者との間の權利又は利益を調和する必要を生ずる。然しながら使用權者が土地所有者又は關係人との間に、任意の契約に依つて土地所有權を取得し、又は之等の者との協議を以て地上權又は賃借權の設定・地上工作物の買取等に依り、土地使用の權限を取得することを得るは勿論であり、且之を望む所であるが、私法上の契約に依つて土地使用の權利を取得することの出来なかつた場合には、鑛業の公企業たる見地からして、又國家が鑛物の増産を目指し

其の興隆を圖らむとするには、使用權者の爲に他人を強制しても、尙鑛業の爲め必要な他人の所有土地を使用せしめなければならぬ。唯地表の使用に付て特に土地收用法を適用しないで鑛業法中に其の規定を設けたのは、其の使用すべき必要な土地は多くは山間僻地に存すること、及び其の使用する期間も概ね限度があり、土地收用法の様に永久的に之を所有し又は使用する必要がないからである。

然かも地表の使用に付土地所有者又は關係人の承諾がない場合でも、一定の條件の下に使用權者をして鑛業の爲に他人の土地を使用せしめ、又は特別の場合には土地所有者は使用權者に對し土地の收用を爲さしめるけれども、之等の場合には土地所有者等の權利を不當に侵害しないことを要し、又使用權者をして法律の定めるところに従つて、其の損失の補償を爲さしめるのである。

土地所有者の任意の承諾に依るのではなく、鑛業實施の爲に他人の土地を使用し又は收用する權利は、土地收用法に於ける土地の使用又は收用と其の性質を同ふする。隨つて契約に依るのではなく、鑛業法に依つて取得する土地の使用權又は收用權は、私法上の土地使用又は權利取得と實質的には變りはないが、取得の原因からすれば公法の特權である。然かも特別の場合に土地の收用をする場合でも土地收用法に依るのではなく、鑛業法第三章に於て特別な規定を設けて居る。

第二項 土地の立入及障礙物の除却

使用權者は鑛業經營の爲に土地を測量し或は地質・鑛石等を調査する爲、他人の土地に立入るの必要が生ずる。又時としては測量の爲に障礙となる様な樹木を伐採し、或は下草又は表土を除却する必要を生ずることもある。之等の場合に如何にして立入又は障礙物の除却を爲し得るか、鑛業法第五十二條乃至第五十四條は之を規定して居るが、之を使用權者の鑛業に準用すれば、使用權者は鑛業の爲に必要なときは鑛山監督局長の許可を受けて、他人の土地に立入り測量又は検査を爲すことが出来るが、右目的の爲めに必要があれば、鑛山監督局長の許可を得て障礙物の除却を爲すことも許される。尤も此の場合には土地所有者及關係人の利益を慮り、物件の所有者又は占有者に對し之を豫告することを要する。尙急迫な危険を防ぐ爲に必要なときは、使用權者は鑛山監督局長の許可を得て直ちに他人の土地に立入り、測量・検査を爲すことが出来る。右の如く他人の土地に立入り、測量又は検査若くは障礙物の除却に依る所有者及占有者の損害は、之等の者の請求に依り之を補償するのである。

第三項 土地使用權の設定

土地使用權は鑛業法第五十六條の爲に他人の土地を使用する必要がある場合に、鑛山監督局

長の許可を受けた後、土地所有者又は關係人と協議を遂げて發生する場合と、協議不能又は協議不調の場合には、使用權者から鑛山監督局長に裁決を申請し、其の裁決に依り或は其の裁決に不服があれば軍需大臣に訴願し、又は行政裁判所に對し行政訴訟を提起し得るので、其の裁決又は判決に依つて土地使用權を取得する場合があるが、鑛山監督局長の許可に依つて直ちに土地使用權が發生するものではない。茲に所謂許可は土地收用法第十九條の公告に相當する性質を有するものと解する。

一、土地使用の出願及許可

使用權者は鑛業法第五十六條に掲げた目的の爲、必要な場合に限り他人の土地を使用することが出来るのであるから、之等目的以外の原因に付て土地使用權を取得することを得ないのは當然である。鑛業法第五十六條に於て他人の土地を使用する爲の目的として列記するものは左の如くである。

- 一、錐鑽孔又ハ坑口ノ開穿、
- 二、鑛物・土石・爆發藥・用材・薪炭・鑛滓又ハ灰燼ノ置場ノ設置、
- 三、選鑛場又ハ製鍊場ノ建設、

四、鐵道・軌道・道路・運河・溝渠・管樋・池井・索道又ハ電線ノ開設、

五、其ノ他鑛業上必要ナル工事又ハ工作物ノ施設

使用權者が右の物件施設の爲に他人の土地を使用せむとするときは、鑛山監督局長の許可を受けなければならぬ。然して右の許可を申請するには土地の所在・種目・面積・所有者の氏名又は名稱・住所・使用の目的及時期・期間を記載した願書に、土地の登記簿謄本、若し未登記の土地であれば土地臺帳謄本・關係地實測圖及工事設計書を添附して、鑛山監督局長に對して出願をすべきである（鑛細則第六二條）。

土地使用の出願に對する許可其のものは、直接には土地の使用權を設定する行爲ではない。將來一定の手續を爲すことに依つて始めて土地使用の權利を取得するものであるから、之等手續及處分を停止條件とする期待權であると解すべきである。

イ 鑛山監督局長が使用權者の土地使用出願に付、鑛業法第五十六條に列擧した目的に該當すること、及該目的の爲に他人の土地を使用することの必要なこと、並に土地の使用に依つてより以上の利益を受くること、換言すれば土地の使用に依り土地使用の目的以上の損害の生じないものと認めて、該申請を許可したならば、茲に將來使用權者と土地所有者又は關係人との間の協議、又

は協議に代るべき裁決又は判決に因つて、土地使用權を設定すべき期待權が発生するのであり、右許可に依り將來使用すべき土地及其の面積も豫定されるのである。

□ 土地所有者及關係人に對する通知

鑛山監督局長が使用權者の出願に係る土地使用に付、許可を與へた場合には之を土地所有者及關係人に通知することを要する（鑛第五六條第三項）。茲に所謂關係人とは該土地に對する總ての權利者を包含し、地上權者・永小作權者・地役權者・留置權者・不動産質權者及抵當權者の外土地の賃借人は勿論、地上建物の賃借人等をも含むものと解すべきである。然して此の關係人の範圍に付て鑛業法第五十條に依ると、右の通知を發した以前に使用の目的で、土地に關して權利を有して居た者及其の承繼人に限られる。尤も茲に謂ふ所の所有者及關係人は土地又は地上建物に對して登記を爲して居るか否かは問ふ所でない。

右の通知は使用權者の爲に、土地使用の期待權の發生したことを告知すると同時に、使用權者と土地使用に付て協議すべきことを命ずる趣旨をも包含するものであるから、右の通知以後に於て土地の現狀を變更し、又は土地の使用に困難を生ぜしめる様な施設をすることは、徒らに補償すべき損失の額を増加せしめ、又は損失補償を得むが爲の作爲を助長するの結果となる處がある

ので、鑛業法第六十二條では右通知後は土地の形質を變更し、工作物の新築・改築・増築若くは大修繕を爲し、又は物件を附加し或は増置することは出来ない旨を定めて居る。若し之等の行爲を爲すの必要があれば、土地所有者又は關係人は鑛山監督局長の許可を受けなければならぬ。隨つて鑛山監督局長の許可を受けないで右の施設を爲したときは、之に關する補償金の拂渡請求權は存在しないこととした。

二、協 議

鑛業法第五十六條第四項に依ると土地所有者及關係人に對して、右(ロ)の通知の爲された後使用權者は其の土地に關し土地使用權を取得する爲に、土地の所有者及關係人と協議を爲すことを要する旨を定めて居る。此の協議は使用すべき土地に付ての使用の許諾及土地使用に對する損失補償に付て爲される。然しながら此の兩者が同時に協議せられ且双方とも契約の成立することを要するか、或は先づ土地の使用に付て使用權者と土地所有者及關係人との間に協議が成立し、補償金に付ては後日の協議に留保するとか、又は該部分に付て協議の不能又は協議不調の場合には、先づ土地使用に付ては使用權者の權利は設定せられたものと見ることが出来るか否かに付ては多少の疑問がある。土地收用法では右兩者は同時に協議が成立することを要するものと解されて居るが、鑛業法

では両者が共に協議成立することを要せず、土地使用に付當事者間に協議が調へば土地使用権のみは茲に設定せられる。

此の場合に於て土地使用に關する損失の補償に付、協議が成立すれば之に羈束されるのは勿論であるが、協議不能又は不調の場合には該補償金のみにて、鑛山監督局長に裁決の申請を爲すことが出来る（鑛第九二條第一項）。若し其の裁決に不服があれば通常裁判所に訴訴することが出来るのである（同條第三項）。

鑛業法第六十六條に依ると「鑛業權者補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有者及關係人ハ土地ヲ用ウルコトヲ拒ムコトヲ得」と規定して居る點から觀ると、協議に因つて土地使用權は成立するけれども、使用權者が現實に其の使用權を行使し土地の使用を爲すには、補償金の拂渡若しくは供託を爲し、又は擔保を供することを要することになるから、之等の行爲をしない間は土地使用權の行使は尙停止されて居るものと解さねばならぬ。

三、裁 決

土地の使用又は收用に關して、土地所有者及關係人に對して拂渡すことを要する補償金又は擔保に付て、當事者間で協議の調はない場合又は協議を爲すことの不能な場合には、使用權者は鑛山監

督局長に對して其の裁決を申請することが出来る（鑛第九二條第一項）。鑛山監督局長が右裁決の申請書を受理したときは、之を所有者及關係人又は隣接鑛業權者、若しくは同一鑛區に於ける異種の鑛物を目的とする鑛業權者に交付する（鑛細則第六八條第二項）。隨つて裁決を申請する者は右の者に交付する申請書の副本を添附することを要する。右の申請書を交付された者は交付を受けた日から十四日以内に答辯書を差出すことを要する（鑛細則第六八條第三項）。申請書及答辯書は恰かも民事訴訟に於ける訴狀及答辯書と同じく當事者の辯論に該當するものであり、鑛山監督局長は民事裁判に於ける裁判所の地位の様に、當事者の差出した申請書及答辯書に基いて裁決するのである。

裁決の場合でも亦協議と同様、土地の使用と補償金又は擔保とは別々にすることが出来る。隨つて之に對する不服申立に付ても双方ともに爲すことを要しないから、土地使用の裁決に對しては異議はないが、補償金又は擔保に付て不服ならば、之に對して通常裁判所に對して出訴するが如きである。

土地使用の裁決も協議の場合と同じく、之に因つて直に土地の使用を爲し得るのではなく、土地所有者及關係人に對する補償金の拂渡又は供託、或は擔保を供することを停止條件とするものであるから、之を爲す迄は土地使用權の現實の行使は出来ない。鑛業法第六十七條第二項に於て「土地

ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ鑛業權者之ヲ取得シ」とあるのは、單に土地使用の裁決のあつた時期の謂ではなく、之等權利者に對する補償金の拂渡又は供託或は擔保を供した上、土地使用權の現實行使を爲し得る時期と解すべきであり、此の理は協議に因る土地使用權設定の場合と同様である。裁決書には理由を附して鑛山監督局長から申請人・土地所有者及關係人・隣接鑛業權者・異種の鑛物を目的とする鑛業權者に通知することを要するのである（鑛細則第六八條第六項）。此の裁決に不服な者は裁決書の交付を受けてから三十日以内に、主務大臣に訴願し又は行政訴訟を提起することが出来る（鑛第九二條第二項）。此の場合に於ては訴願に對する裁決、又は行政訴訟に於ての判決に依つて始めて土地使用權が設定せられるのであるから、使用權者は裁決に依る補償金を拂渡若くは供託を爲し、又は擔保を供して現實に土地使用權を行使し得ることになるのである。之れ亦協議又は鑛山監督局長の裁決の場合と異ることがない。

第四項 土地使用權の效力

土地使用權は鑛業法第五十六條の定めた目的の爲に、他人の土地を使用する權利であり、物權的の性質を有するものである。隨つて此の使用權と背馳する他の權利は消滅し、又は一時其の效力を停止される（鑛第六七條第二項）。然しながら土地の使用權は土地を處分する權利ではないから、土

地所有權又は抵當權等土地の使用を要せずして、尙存續することを得る權利は消滅又は停止されることはないから、土地所有權を讓渡し又は抵當權の實行を爲すことを得るは勿論である（鑛第六七條第二項但書）。

前述の様に土地使用權は協議・裁決又は判決に基いて設定せられるけれども、所有者及關係人に對する損失補償金の拂渡若くは供託、或は擔保を供することに依つて完全に其の權利を行使し得るに至るもので、若し使用權者が土地使用に付協議を了へ、又は裁決若くは判決を得ても右の行爲を爲さない間は、土地所有者及關係人は土地の使用を拒むことが出来る（鑛第六六條）。隨つて使用權者に於て補償金拂渡に付其の義務を履行したならば、所有者及關係人は使用權者に對して土地の引渡を爲すことを要する。

尙使用權者の土地使用權は前記の如き目的及期間に於て制限がある。隨つて或る特定の目的の爲に土地の使用權を取得したものが、該目的を遂行して最早や土地使用の理由が消滅したときは該使用權は當然消滅する。故に當初或る目的の爲に土地使用を許された者が、全然他の目的の爲に之が使用を繼續することは許されない。又定められた一定の期間の滿了に依つて當然消滅するものであるから、期間滿了後尙土地使用の繼續を必要とする場合には、新な土地使用權を取得するの他はな

い。又土地使用權は使用權者の有する特殊な權利であり、物權的性質があるから、使用權の移轉と共に新使用權者に移轉するけれども、存続期間の満了等に因つて使用權が消滅すれば、土地使用權だけ獨立して存在する理由はないから當然消滅するものと解される。

土地使用權が右の理由に因つて消滅し、又は使用權者が一旦許可を受けた後に於て、土地使用の目的である事業又は施設を廢止し又は變更した爲、土地使用の必要が消滅したときは、土地を原狀に回復して土地所有者又は従前の土地使用權者に返還を爲すことを要する（鑛第六八條）。若し原狀回復の不能な場合には、之に因つて生じた損失に對して補償金の拂渡を爲す義務がある。又使用權者が土地使用の目的たる事業又は施設を爲すことを廢止し、又は變更した爲、土地使用の必要が消滅した場合でも、鑛業法第五十六條の通知後は土地の使用に付、一時的にも土地の使用を制限せられたのであるから、此の中間期間に於ての土地所有者及關係人の受けた損失に對しては、使用權者は其の補償金を拂渡す義務がある（鑛第六三條）。

第五項 土地の收用

土地收用法に依る土地の收用は、原則として起業者側から公共の利益となるべき事業の爲に、必要な土地の收用又は使用を請求する權利であるが、鑛業法では之と異り鑛業權者又は使用權者には

絶対に土地收用を請求する權利はない。蓋し之等權利者は許可された鑛區に於て其許可鑛物を掘採し取得する權利であるから、鑛區自體が事業の目的地であり、土地の所有權を絕對的要素としなす。隨つて特に土地の使用權を以て其の必要を辨せしめて居るのである。唯土地使用權の設定に依り相當期間土地使用の權能を停止された爲に、土地所有者は其の所有權の價值を半減せられ、鑛業權者から受くる補償金を以ては其の損失を償ひ得ない様な場合には、寧ろ土地所有權の移轉を希望する場合があります。即ち土地所有者としては土地の使用を相當期間繼續せられ、然かも土地の地質を變更せられて原狀回復の至難な様なときには、土地所有權を鑛業權者等に取得せしめて、之に對する補償を得る方が有利であるから、鑛業法第五十七條では「土地ノ使用三箇年以上ニ亘ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得」と謂ひ、又第五十八條では「土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用ヒタル目的ニ供スル能サルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得」と規定して居る所以である。學者は鑛業法第五十七條の場合を完全收用と謂ひ、第五十八條の場合を全部收用と稱して居るが、何れも損失補償の適正を期する爲に認められたもので、損失補償の一態様と觀るべきである。

然しながら使用權の設定ある場合に於ける土地所有者の收用請求が、果して鑛業權の場合と同一

に取扱はるべきか多大の疑問がある。即ち使用権は前述の様に現在の所、五箇年の存続期間を限られて居り、期間の満了に因つて消滅する運命にあるから、實際問題として使用権者の鑛業の爲に土地を収用せしむるは却つて使用権者に酷であり、其の事例も少ないことと思ふ（尙土地収用の手續及效果の詳細は前掲拙著二七五頁以下参照）。

第六項 損失補償

一、損失補償の意義及原因

鑛業法第五十一條に於ては「本章ニ於テ補償金ト稱スルハ對價、使用料其ノ他土地所有者及關係人ノ通常受クヘキ損失ニ對スル補償金ヲ總稱ス」と規定して居るから、茲に損失補償と謂ふのは使用権者が土地の使用又は収用をした場合に於て、土地所有者及關係人が之に因つて蒙つた土地所有權其の他の物件の對價、土地使用に付ての使用料、並に土地の使用又は収用に因り土地所有者及關係人が、通常の事例に因り蒙つた損失又は蒙るべき損失を賠償するの意であると解すべきである。

凡そ私法上の關係に於て或る行爲に依り他人に損害を加へた場合には、不法行爲に因る損害賠償又は債務の不履行に因る賠償義務を負擔するのは當然であるが、鑛業は公企業たる性質を有し鑛業經營の爲に必要なものとして、他人の土地の使用又は収用を爲すに付ても、特に鑛業法に準據して

官廳の許可に依る協議、若くは裁決又は判決に因り始めて權利を取得するのであるから、私法上の行爲に因つて他人の權利を侵害し損害を生ぜしめた場合とは異なり、素より同一に取扱はるべきではなからず。

然しながら假令適當な公法上の行爲に因り土地の使用又は収用をしたとしても、其の損害は當然土地所有者及關係人に於て甘受すべきものとするのは、衡平の通念に反し使用権者に不當な利得を爲さしむることとなるので、此の損害は使用権者に於て賠償する必要がある。唯法律は私法上の損害賠償とを區別する爲に特に損失の補償なる語を用ひ、土地所有者及關係人に對して損害の補償を爲さしめて居るのである。

鑛業法に於て、鑛業權者に損失補償の義務あるものとして居るのは次の如き場合であるから、使用権者の補償義務も之と同一である。

- イ 測量又は検査の爲に他人の土地に立入つた場合（鑛第五二條）、
- ロ 測量又は検査の爲に必要な障礙物除却の場合（鑛第五三條）、
- ハ 鑛業上急迫な危険防止の爲の即時立入り使用の場合（鑛第五四條）、

右の場合の土地使用は比較的短時日であり、又之に因る損害も輕微であり、場合に依つては損

害の算定を爲すことの出来ない程度の場合もあるから、法律は特に土地所有者及關係人の請求に依つて始めて、損失の補償を爲すべきものとして居る（鑛第五五條）。

二 本來の意義に於ける土地の使用及收用の場合（鑛第五九條・第六〇條・第六一條等）、本號の損失補償は本來の意義を有する土地の使用又は收用に依る損失の補償であり、補償金の拂渡・供託及擔保等に付て詳細な規定があるから後に之を述べる。

ホ 土地使用の許可通知が鑛山監督局長から爲された後に、使用權者が使用の目的たる事業を廢止し又は變更した場合（鑛第六三條）、

此の場合には尠くとも一定の期間、土地所有者は土地の使用を停止されて居るので、該期間の使用料及通常生すべき損失を補償する義務がある。

ハ 土地使用權消滅に因り土地を現狀に回復して返還すべきに拘らず原狀回復不能の場合（鑛第六八條）、

本號は土地の使用に依り、地質を變更し又は土地の掘鑿及製鍊場設置等の爲に、原狀の回復が不能であるか又は尠くとも、從來の如き使用方法に依る目的に使用することの出来ない様な場合には、之に因つて生じた損失を補償せしめるのであり、之は土地使用に依る通常の成行に基く損

失ではないから、特に規定を設けたのである。随つて原狀回復の出来る場合に於て尠通常生すべき損失があれば、それは鑛業法第五十一條に依つて定めるものである。

二、補償金額の決定

土地の使用又は收用に依る補償金額の決定は、或は當事者間の協議に依り、或は鑛山監督局長の裁決に依り、又は通常裁判所の判決に依つて決定される。若し當事者間の協議に依つて圓滿に補償金額に付て協議が調へば、使用權者は土地所有者及關係人に對して補償金を拂渡し、茲に土地使用權に基く使用の時期、換言すれば土地使用權の行使を爲し得べく、收用に在りては土地所有權取得の効果を生ずるのである。

若し使用權者と土地所有者及關係人との間に協議が調はなかつた場合、又は協議を遂げることが出来なかつた場合には、鑛山監督局長に對して補償金額に付裁決の申請を爲すことが出来る（鑛第九二條第一項）。

補償金額に關する鑛山監督局長の裁決に對して不服の者は使用權者・土地所有者及關係人何れからでも、通常裁判所へ出訴することが出来る（鑛第九二條第三項）。

土地の使用又は收用に依る損失補償の請求權は公法上の權利であるが、實質的には損害賠償の請

求と観るべきであり、行政裁判所は行政裁判法第十六條に依り損害賠償の訴は受理しないから、之を通常裁判所の管轄に屬せしめたのである。損失補償金額の決定は本來の意義に於ける場合を除く以外は、何れも損失の発生した後に於て之を決定するのであるから、土地の使用に付ては通常の事例に依る土地の使用料、例へば土地賃貸價格等を標準として決定し得べく、又障碍物除却等の場合には、除却物件の除却當時に於ける價格を以て損失額と爲すことを得るから、比較的容易に其の額を定めることが出来る。

然るに本來の意義に於ての土地の使用又は收用の場合の損失補償金額は、將來使用すべき土地に關するもの、又は收用すべき土地に關するものであり、鑛業法第五十一條に依り對價・使用料・其の他土地所有者及關係人の通常受くべき損失額を以て補償金額とするのであるが、此の損失補償金の決定に基いて之が拂渡若くは供託又は擔保を供することは、土地使用權行使の要件であり、收用の場合には土地所有權取得の要件であるから、原則としては使用權者と土地所有者及關係人との間の協議、又は裁決の際に同時に補償金に付ても協議又は裁決に依て決定せらるべきである。然しながら鑛業法に依る土地の使用又は收用は、土地收用法とは立法の主眼を異にし必ずしも右兩者が同時に決定せらるることを要件とせず、土地の使用又は收用の協議が調ひ、又は裁決が確定し、或

は行政裁判所の判決で土地使用權の設定、又は收用に因る土地所有權の取得が決定したけれども、尙補償金又は擔保の裁決が確定しないときは、使用權者は其の裁決に依る補償金を供託し、又は擔保を供して土地を使用又は收用することを得るものであり（鑛第六五條）、又鑛業法第六十六條に依れば「鑛業權者補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有者及關係人ハ土地ヲ用ウルコトヲ拒ムコトヲ得」と規定して居り、殊に補償金額決定前に之が擔保を供して、使用又は收用し得る旨を明かにして居る點から見ると、土地使用權の設定又は土地所有權取得は其の效力を生じて、補償金額の決定しないことのあることを前提として居るから、兩者が同時に不可分の關係で決定せられることを要しない。

三、補償金額決定の標準

損失の補償は土地所有者及關係人に加へた損失を賠償することを目的とし、私法上の損害賠償と同一の性質を有するけれども、民法の不法行爲に因る損害賠償の場合には、債務の不履行に因る民法第四百十六條と同じく不法行爲に因り通常生ずべき損害、及特別の事情に因り生ずべき損害と雖も、行爲者が其の事情を豫見し又は豫見することを得べかりし場合には、其の損害の賠償を爲す義務があるけれども、鑛業法第五十一條では對價及使用料等通常生ずべき損害に對する損失補償の

外、「其ノ他土地所有者及關係人ノ通常受クヘキ損失ニ對スル補償金」を以て補償金額決定の限界として居るから、鑛業法第五十一條は民法第四百十六條と損害賠償の範圍に付、別異の定めを爲したるものか否かに付多少の疑問はある。私の解するところでは鑛業法第五十一條は、民法の不法行為に關する規定から觀れば素より特別規定であるから、特別法は一般法に先だつとの原則に従ふことは勿論であり、且鑛業法に依る土地の使用及收用は適法なる行政官廳の處分、又は裁判に因つて發生するものであるから、民法上の不法行為と同視すべきではない。随つて之が損失補償金額決定の標準も、畢竟鑛業法に準據して決すべきであるから、鑛業法第六十條及第六十一條の様な特別の規定のない限り、特別の事情に因つて生ずべき損害は使用權者が其の發生を豫見し又は豫見し得べかりし損害でも、之を補償するの必要はないと解する。

然らば鑛業法の規定は如何と謂ふに、大體は土地收用法に於ける土地の使用又は收用の場合と同様であるが、左に之を列記すれば、

イ 土地の價格又は使用料（鑛第五一條）

土地收用の場合は該土地の價格、土地使用の場合には賃料に相當する使用料が補償せらるべき損失額であることは、鑛業法第五十一條に明定して居る。唯土地の價格は收用に關する協議、又

は裁決或は判決のあつた時を標準として、客觀的價格に依ることを要する。随つて土地所有者及關係人の主觀的價格は、採つて價格算定の基準とすべきではない。又使用料は土地を賃貸又は地上權或は永小作權を設定した場合の地代に該當し、土地の賃貸價格に據るを相當とする。

ロ 殘地の損失（鑛第六〇條）

鑛業法第六十條では「土地ノ一部ヲ使用又ハ收用スルニ因リ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生シタルトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ」と規定して居る。例へば從來一町歩の土地を一團として農耕地又は牧場として使用して來たが、其の内八反歩の土地は鑛業權者が土地使用權を取得し又は收用せられ、殘地の二反歩のみでは到底從來の使用目的の爲に繼續使用を不可能とし、又は使用地若くは收用地は選鑛場又は製鍊場となる爲、之と接續する僅少な殘地は著しく一般的價格を減少する場合の如きであつて、如斯場合には一團の土地として價値のあつた土地の減少反別の割合以上に、殘地の價格の減少を來すことは當然ではあるが、必ずしも通常生ずべき損失とは謂ひ得ないから、特に規定を設けて斯る損失を補償させることとしたのである。

ハ 工作及改修費（鑛第六一條）

鑛業法第六十一條に依ると土地の使用又は收用に因り、殘地に付て新に通路・溝渠・墻柵其の

他の工作物の新築・改築・増築又は修繕を爲す必要が生じたときは、鑛業権者は其の補償金を拂渡すことを要するものと規定して居る。此の場合は土地の一部を収用せられた結果通路を杜絶された爲め之を開設するとか、從來他人の土地との境界線に工作物の存在して居たのを收去した爲め之に代る施設を爲し、或は建物の一部が切斷せられ從來の用を辨じない爲め之を改築するか、何れにするも必要缺くべからざる場合であることを要し、工作物の新設・改築又は修繕等の際し必要以上の経費を投じて補償金額の増加を圖る様な行爲は許されない。

二 通常生ずべき損失（鑛第五一條）

茲に謂ふ通常生ずべき損失と謂ふのは使用権者に依る土地の使用又は収用に因り、普通の成行きに因り發生すべき損失と謂ふ意味であつて、即ち土地の使用又は収用がなかつたならば、普通の成行きでは土地所有者及關係人が蒙らなかつた損失、或は土地の使用又は収用がなかつたならば、之等の者が享受し又は享受し得べかりし利益を喪失した缺損を指稱するのである。随つて通常生ずべき損失は主観的な特別の事情に因つて生じたものではなく、客観的に觀て通常の事例に於て其の發生の豫想せられるものでなければならぬ。

四、補償金の拂渡、供託及擔保の供與

鑛業権者の土地使用權又は収用に因る所有權の取得は、協議・裁決又は行政裁判所の判決に依つて決せられるけれども、之に因つて定められた補償金の拂渡・供託又は擔保を供しなければ、土地使用權の現實的な行使或は土地所有權取得の効果は發生しない。補償金の拂渡に付ては何等疑問もないが、補償金の供託又は擔保と謂ふのは如何なる意味か、又如何なる場合に之を爲すべきかを茲に説明する。

前にも述べた様に補償金の拂渡は土地使用權の行使、又は収用土地の所有權取得の要件であるから、土地収用に因る土地所有權の取得は確定して居ても、補償金に付ては未だ確定しない場合がある。即ち補償金に對する鑛山監督局長の裁決に因り一應其の額は定められたけれども、該補償金額に對して使用権者、又は土地所有者及關係人の一方又は双方から、鑛業法第九十二條第三項に依り、補償金額の減額又は増額を求むる訴訟が、通常裁判所に提起せられたならば、鑛山監督局長の裁決に依る補償金額は未だ確定力を生じない。随つて該判決の確定に至る迄は切角取得した土地の使用權、或は土地収用に因る土地所有權を行使することが出来ないから、使用権者は補償金額の確定を俟つて拂渡すことを要することとなるのであるが、斯くては使用権者は其の必要とする事業の實施を爲す時期を失し、鑛業の經營に付多大の損失を生ずる虞があるので、鑛業法第六十五條は

「土地ノ使用又ハ收用ノ協議調ヒ裁決確定シ又ハ判決アリタルトキハ補償金又は擔保ノ裁決確定セサルトキト雖モ鑛業權者ハ其ノ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ土地ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得」と規定して居るから、使用權者は補償金額の供託又は擔保の供與を以て、其の拂渡と同一視して土地の使用を始め、又は土地收用の効果を享受することが出来る。

尙此の場合の供託は辨濟供託ではなく擔保の意味に於ける供託の性質を有する。蓋し裁決に依る補償金額は未だ確定して居ないからである。故に其の確定する迄は供託された補償金を受取ることが出来ない。

次に補償金の支拂に對する擔保の供與は、同く土地使用又は收用に因る土地所有權取得の一手段であるが、供すべき擔保の種類又は數額は當事者の協議に依り、或は鑛山監督局長の裁決に依り、又此の裁決に不服があれば通常裁判所の判決に依り定まるのである。此の擔保は補償金の拂渡を擔保するものであるから、其の拂渡があれば擔保の効力は消滅し、擔保供與者に於て之が還附を受け得るは當然である。

五、補償請求權の差押

鑛業法第六十九條は「先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ使用又ハ收用ニ因リテ債務者ノ

受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ」と規定して居る。之れ民法第三百四條の規定と同じく所謂物上代位である。

補償金請求權は公法上の權利であるけれども、金錢債權であるから之に對する争訟に付ても、通常裁判所に出訴することが出来る趣旨と同様、民法上の原則に従ひ此の代位權を認めたのである。尤も土地に對する先取特權者・質權者及抵當權者は該土地に關する關係人として、土地の使用又は收用及之に伴ふ補償金の拂渡に付ても、協議に参加し或は裁決の申請又は通常裁判所に出訴する權利を有するのであるけれども、之等權利者は直接使用權者から損失の補償を受けるのではなく、土地所有者の受けた補償金から其債權の優先辨濟を受くるに過ぎないのであるから、民法の原則と同様土地所有者に對して補償金の拂渡される前に、自己の債權額に付て差押手續をしなければ、補償金に對する優先權は行使し得ない。

第七項 水の 使用

今まで述べたのは鑛業の經營に付て土地の使用又は收用に關するものであつたが、鑛業法第七十條では土地の使用又は收用に關する規定は水の使用に關する權利に準用すると規定して居るから、性質の許す限りは土地の使用權設定並に行使に於けると同様の手續を踐み、損失の補償を爲すこと

を要する。鑛業の爲め水を使用する場合は、動力用・選鑛用・汽罐用・飲料等の如く多種多様で又必要缺くべからざるものであるが、他面水の権利は農業・工業其他用水の権利と至大の關係があるから、之等權利者は恰かも土地所有者及關係人と同様の立場に於て其の保護を爲すことを要するから、土地使用に關する一切の規定を準用した所以である。

第八項 他人の鑛區の實地調査

鑛業法第四十九條第一項に依ると「隣接鑛業權者其ノ他ノ利害關係人ハ他人ノ鑛區ニ付鑛山監督局長ニ其ノ實地調査ヲ出願スルコトヲ得」と規定して居る。本條の趣旨は隣接鑛區の狀況を調査して、自己の鑛業の利便及其の經營の安全を圖ること、又は其の利害關係人が其の有する權利保護の爲に隣接の他人の鑛區を調査するの意である。

使用權者は使用鑛區に於て鑛物を掘採し取得する權利を有するに止り、他人の鑛區に立入り又は之を調査することは許されないが、隣接する他人の坑内の設備及狀況の如何に依つては、自己の坑内に水火其他の危険の波及する虞あり、又は侵掘される虞ある場合には、其の狀況を調査して危険の豫防又は防止を請求し、又は侵掘等の場合には之が防止、並に損害賠償の請求訴訟を提起するの機會を與へる必要がある。

又土地所有者及關係人或は使用權者に對する利害關係人等は、地下の狀況如何に依つて地表に及ぼす影響を考慮し、又は鑛業權者に對する利害關係人は其の權利を擁護する爲、使用權者の鑛業實施の萬全を期する等種々の必要があるから、鑛業法は之等利害關係者に特別な便利を與へ、且又鑛業監督の一助として他人の鑛區に對する調査權を認めたとである。

第二節 鑛業警察

第一項 總 說

鑛業の經營に依り人畜其他、他人の土地・工作物・農作物・水産物又は灌漑用水等に危害を及ぼすことは頗る多く、又鑛業に従事する鑛夫其他の者の生命又は健康に危害を惹起することは稀ではない。之等の危険又は危害の發生を未然に防止することは、鑛業權者又は使用權者の當然の義務であるけれども、之を鑛業權者等に一任することは到底許すべき所でないので、國家の權力を以て嚴重に其の監督を爲す必要がある。鑛業警察は鑛業の經營に依り生ずる虞ある之等の危険又は危害の發生を防止する爲に、強制力を以て取締る國家の行爲であり、鑛業法第七十一條では鑛業警察の範圍として鑛業に關する、(イ)建設物又は工作物の保安、(ロ)生命及衛生の保護、(ハ)危害豫防

其の他公益の保護を目的として居る。

鑛業警察は行政警察の一部ではあるが、鑛業が特殊の事業である關係上之を行ふ者は特別の智識及技能を必要とする。随つて普通の行政警察として之を行はしむるは不適當であるから、鑛業法に於ては軍需大臣及鑛山監督局長の職務権限に屬せしめてゐる。

鑛業警察に關する法規としては、鑛業法・鑛業警察規則・石炭坑爆發取締規則・石炭坑爆藥類及機械器具取締規則及石炭坑用爆藥類及機械器具検査規則等があるが、使用權の實施に關しては鑛業法第七十二條乃至第七十四條の規定が準用せられてゐるから、該準用の範圍に於て右各種命令の規定も亦、使用權者の鑛業に準用せられるものと解する。

第二項 危害豫防警察

鑛業警察上最も重要な事項は、鑛業上の危険又は公益被害の豫防である。鑛業法第七十二條第一項では、「鑛業上危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ」と規定して居り、又其の第二項では急迫な危険を防ぐため必要あるときは、鑛山監督局長に於て右の處分を爲すことを得る旨を定めた。

本條に依る危害豫防の命令は、鑛業警察規則に定められた鑛山監督局長の命令權とは異り、鑛業

警察規則の規定してゐない事項に依り、危険發生の虞ある緊急な場合に於ける處分である。随つて鑛業警察上の命令は主として鑛山監督局長の管掌する所であるが、該規定に依る命令は主として主務大臣に屬し、特に急迫な場合に於てのみ鑛山監督局長の權限に屬せしめた。

尙主務大臣が危害豫防の命令を發した場合に、之が執行上必要な處分は鑛山監督局長に於て爲すのである。危害豫防の爲にする鑛業の停止命令は、鑛業の實施を一時禁止する處分であり、危害の豫防が即時に爲し得ない様な場合に於て、尙鑛業を繼續實施することは益々危険の擴大増加する虞があるから、危害豫防又は防止に必要な施設の完了するまで作業の停止を爲さしめむとするに在る。随つて該施設の完成後は右停止命令の取消處分を俟つて、鑛業の實施を爲すことが出来るのである。

又危害豫防の爲の鑛業の停止又は除害の設備を施したけれども、尙危険が除去せられない様な場合には、鑛業が公益を害するものとして使用權の取消を爲すに至るべく、又使用權者に對して鑛業停止の命令のあつた後に於て、使用權者が依然として鑛業を繼續すれば、本法第十九條ノ三に依り處罰される。

第三項 鑛業上の技術管理者其他の係員

鑛業實施の爲に常時百五十人以上の鑛夫を使用する鑛山の採掘権者は、技術管理者を選任し鑛山監督局長へ届出の必要がある（警第一條）。尤も作業の状況に依り危害又は衛生上有害の虞のない場合には、鑛山監督局長の許可を得て之を置かないことも出来るが、又之と反對に常時百五十人以下の鑛夫を使用する場合でも、當該鑛業の状況に依り必要ありと認められたらば、鑛山監督局長に於て其の選任を命ずることが出来る。又主務大臣に於ては何時でも技術管理者の選任、又は改任を命ずることが出来るのである（鑛第七二條）。此の規定は使用権者の鑛業にも準用されるから、採掘権に關する使用権者は右の法則に従つて、技術管理者の選任又は改任を爲すことを要する。

技術管理者は鑛業の技術に關する一切の事務を擔任するものであり、重大な責任を負擔するから其の資格を定めて居る（警第三條）。

技術管理者の下には、坑内保安係・坑外保安係・安全燈係・發破係・機械保安係及衛生係等の係員があるが、其の職務内容の解説は省くが、要するに使用権者の鑛業に於ても、鑛業警察の完璧を期する爲に危害豫防警察に於ては、主として物的設備及作業方法に於て、又技術管理者其他の係員の選任又は改任を爲し、人的施設に於ても缺陷なく兩者相俟つて危険又は危害の發生を防止するに努めた。

第四項 使用権消滅後の鑛業警察

鑛業法第七十四條第一項は「鑛業権消滅シタル後ト雖モ五箇年間ハ主務大臣及鑛山監督局長ハ第七十二條ノ規定ニ準シ其ノ鑛業権ヲ有セシ者ニ對シテ危害豫防ニ關スル設備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得」と規定し、又第二項に於ては「前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ危害豫防ノ目的ノ範圍内ニ於テ鑛業権者ト看做ス」と定めて居る。本條の趣旨は採掘権が取消又は廢業に因つて消滅し、又は試掘権が期間の滿了に因つて消滅した後でも、鑛業の爲に施設した工作物又は設備が完全に整理せられない爲に、危害發生の虞が依然として存続することの有り得るのは當然であるから、鑛業権消滅後も尙一定期間從來の鑛業権者に、危害豫防に關する設備を爲すことを命じたのである。本法第十七條ノ二十二第一項では該條を使用権に準用して使用権消滅後の鑛業警察上の責任をも認めた。唯法文の上では鑛業権の消滅に因る使用権消滅の場合に限つたのは、使用権は消滅しても鑛業権が存在すれば、鑛業権者に於て其の責に任ずるから、敢て使用権者の責任をも認めなくても危険の虞はないと觀た爲である。

此の場合には危害豫防の目的の範圍内で使用権は存続するものと看做されるから、一般的には主務大臣の命令に依り、又急迫な危険防止の必要があれば鑛山監督局長に於て、警察上の處分を爲し得るのである。尙鑛山監督局長は右命令の執行に關して必要な處分を爲し得ることは、鑛業警察規

則第七十七條に規定して居る。尙舊使用權者が主務大臣又は鑛山監督局長の前示命令に違反して危害豫防の施設をしないときは、一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられる（法第一九條ノ三）。

第三節 鑛害の賠償

第一項 總 說

鑛業は鑛物の掘採取をする爲の重要な公企業であるから、出來得る限り其の開發助長を圖るの必要があるけれども、他方に於ては社會に重大な損害を及ぼす危険を隨伴するものである。然しながら鑛業の幼稚な時代に於て然も其の急速な發達を指して居た從來の我立法では、鑛害に基く損害もさることながら鑛業促進の急なる爲に、法規としては其の賠償責任を規定せず、總ては鑛業權者の自責又は慣習に一任して來たのである。我國に於ける從來の例を見ても鑛害の及ぶ所實に廣範圍に及び、莫大な被害を生じ社會問題として争擾紛議を惹起したことは稀ではない。鑛害事件として世の記憶に残るもの二三を擧げて見れば、

(イ)坑水又は廢水の放流に依り明治二十年代から三十年代に亘つて、足尾銅山の鑛毒が渡良瀬川の

沿岸四縣十郡の耕地を荒廢に歸せしめて、天下の耳目を聳動し大きな社會問題として未曾有の紛議を起したことや、(ロ)明治三十年代から四十年代に亘つては別子銅山の煙害が、十里四方の草木を枯死せしめた問題が社會問題として、將又農業政策上の問題として深刻な争議を起したこと（足尾銅山の鑛毒事件も一は煙害に基くものであつた）、(ハ)捨石又は鑛滓の堆積が崩壞して他に流出することに因る鑛害として、昭和十一年の尾去澤の鑛害事件の如きは其の著しい例である。

其の他鑛物掘採の爲め土地を掘鑿することに依る地表の陥没・低下等は、石炭鑛區に於て最も多しことであるから、漸く識者又は鑛業家の間に鑛害に因る損害賠償問題に就て論議研究が進められ、殊に昭和十二年勅令第五八六號で鑛業法改正調査委員會を設置して、鑛業法全般に關する審議を重ね、第七十四帝國議會に於て現行鑛業法中に第五章鑛害の賠償なる一章（鑛第七四條ノ二乃至第七四條ノ一五の一四箇條）を設けて、從來我法制上未だ明確に表はれて居なかつた無過失損害賠償の根本觀念が、私法理論の上に登場した次第で社會的經濟的影響の甚大なのは勿論、將來大工業の續出に伴ひ立法上重大な示唆を與へたものと謂ふべきである。蓋し鑛業權者が土地所有者其他の利害關係人に對して損害を加へたときは、民法の不法行爲の規定に従ひ其の損害を賠償すべきことは、民法第七百九條の明定する所であるが、鑛業權者は鑛業が特殊の事業であるだけに、夫れ

に相當する特殊の注意を爲すことを要し、單に法令を遵守し又は監督官廳の監督に従ひ、其の範圍内に於て適法な施業を爲したとしても、依つて以て他人の權利を不當に侵害するを正當視することは出来ないのである。凡そ鑛業權は許可鑛區に於て許可鑛物の掘採・取得を爲す權利を有するけれども、他人の權利の侵害を許容せられて居るのでないから、鑛業の實施に伴ひ他人の權利を侵害し損害を生ぜしめた場合には、權利行使の範圍を超越し又は公の秩序善良の風俗を害するものとして、權利の濫用に外ならないから、其の損害を賠償すべきであることは從來から學者間に異論はなく、判例も其の見解を執つて來た。隨つて民法の不法行爲の場合でも從來の第七百九條・第七百十五條及第七百十七條の觀念では時流に即應しないから、遠からず立法上の改正を爲すものと思はれる。

第二項 鑛害賠償の原因

鑛業法上鑛業の實施に伴ふ鑛害は其の原因を四箇に區別して居る。即ち鑛業法第七十四條ノ二に規定して曰く、「鑛物掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキ云々」と謂つて居る。然して此の四種の鑛害原因は過去の事例に照して、鑛害の全部を包含するものであるから、之れ以外の原因に因る損害は茲に所謂鑛害としての原因を構成しないから、民法の一般原則に基いて不法行爲に依る損害賠償の請求權を生ずるに過ぎ

なり。

尙鑛害賠償の權利者の範圍に付鑛業法第七十四條ノ十五では、鑛夫の業務上の負傷・疾病及死亡に關しては之を適用せずと謂つて居る。蓋し鑛夫の業務上蒙つた損害は、總て次節に於て述べる鑛夫扶助の法令に纏められてゐるからである。今鑛害原因に付て概説すれば、

1 鑛物掘採の爲の土地の掘鑿

土地の掘鑿に基いて生ずる損害は主として炭坑地方に於て起るもので、地表の龜裂・陥没に因り耕作又は地上建物に損害を來し、或は道路・鐵道等を損ずることがある。又水の減水・涸渴に因り井水・溜池・用水等の效用を害し飲料水に支障を來すことは稀ではない。

2 坑水廢水の放流

坑水と謂ふのは土地を掘鑿する際地下から湧出する水であり、廢水と謂ふのは選鑛又は製鍊の際に生ずる水の廢物である。之等は孰れも有毒質を含有して居るから、特に排水路を設けて飲料又は灌漑用水に混入しない様にするのであるが、若し之等坑水又は廢水が耕地・井戸・用水路・養魚場又は河川に流入すれば、農作物の發育を阻害し甚しきは之を枯死せしめる場合もあり、又水質の惡化から各種の被害が生ずる處がある。前記足尾銅山の鑛害の如きは其の著例である。

3 捨石及鑛滓の堆積

鑛物を採掘し又選鑛する際には多量の捨石を生ずる。又製鍊事業の結果廢物として生ずる殘滓である鑛滓の量も決して尠くはない。之等の捨石又は鑛滓は一定の場所に相當の設備を施して堆積せられてあるが、豪雨等の場合には之が崩壞して流出すれば、必然的に坑水・廢水等と共に奔流し人畜及耕地・人家其他に及ぼす損害は極めて甚大なるものがある。彼の尾去澤の泥狀捨石の流出に因る慘害は、極めて最近の出來事であるだけ吾人の腦裏に強く印象せられて居る。

4 鑛煙の排出

鑛煙は鑛物製鍊の際に排出される煙であり、煙塵と亞硫酸瓦斯を包含して居るから、特に植物を食料とする動物にも障害を及ぼすことは理の當然であり、前例の別子銅山の煙害は其の特例である。

第三項 鑛害の賠償義務者

鑛業權に對して使用權が設定せられ使用權者が鑛業を實施中鑛害が発生したならば、該使用權者に賠償義務あるや當然である。之れ本法第十七條ノ二十二第一項に於て、鑛業權及砂鑛權に對する使用權に付て石炭鑛業の供託制度以外の規定を、又第二項に於て鑛業權中石炭鑛業の使用權者に關

して、右供託制度の規定を準用した所以である。然るに損害發生の時には既に鑛業權の消滅に因り使用權が消滅して居れば、鑛業權の消滅に因る使用權消滅の時に於ける使用權者が賠償責任を負ふものである（法第一七條ノ二二・鑛第七四條ノ二第一項）。

若し又二以上の使用鑛區の使用權者、又は二以上の鑛區又は使用鑛區の鑛業權者及使用權者の作業に因り損害の生じたときは、各使用權者又は鑛業權者及使用權者は連帶して損害賠償義務を負担するのであるが、若し二以上の使用鑛區の使用權者、又は二以上の鑛區若くは使用鑛區の鑛業權者若くは使用權者の作業中孰れに因つて損害が発生したか不明な場合でも、尙之等の者は連帶債務を負担する。但し此の場合の連帶債務者相互間の負擔部分は、平等なるものと推定されるのである。蓋し鑛害發生の原因が何人の行爲に基因するか不明なるが爲であるから、若し該原因が判明すれば其の原因を醸した使用權者、又は鑛業權者に全部の責任があるのは當然である。

損害發生の後に於て鑛業權者から使用權の設定を受けた場合、或は損害發生後其の發生當時の使用權者から使用權の移轉を受けた場合、又は損害發生後使用權が消滅したときは、損害發生の時の使用權者・鑛業權者及其の後に於ける使用權者又は鑛業權者は連帶して、鑛害賠償の義務を負担するのであるが（鑛第七四條ノ二第三項）、若し使用權讓渡の場合に於ては使用權の讓受人、使用權設

定の場合には使用權者、使用權消滅の場合に在りては鑛業權者等、内部的には全然負擔部分のない者が賠償義務を履行したならば、損害發生の時の鑛業權者・使用權の讓渡人又は使用權者たりし者に對して、償還の請求を爲すことを得るものとした。蓋し當然の規定である（法第一七條ノ二二第一項・鑛第七四條ノ三）。

第四項 賠償義務の内容

一、賠償の方法

鑛害の賠償は金錢を以てするを原則とする、之れ民法第四百十七條及第七百二十二條に基く損害賠償と同一である（鑛第七四條ノ八本文）。然しながら理論上からすれば金錢賠償よりも、損害の發生せざりし原狀に回復することが出来るならば之に越したことはない。鑛業法第七四條ノ八但書に於ては、「賠償金額ニ比シ著シク多額の費用ヲ要セスシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スルコトヲ得」と規定して居り、又賠償義務者である使用權者は、裁判所に對して金錢賠償に代へて原狀の回復を以て、其の義務を果すべき旨を申立てることが出来る。若し裁判所が右の申立を正當と認めたるならば、使用權者は金錢賠償に代へて原狀回復を爲すことを得るのである。

二、過失相殺

鑛業法第七四條ノ九では「損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得、損害ノ發生に關シ天災其ノ他ノ不可抗力ノ關與シタルトキ亦同シ」と規定して居る。之は恰かも民法第四百十八條及第七百二十二條第二項に所謂過失相殺に該當する。

本條の規定するところは鑛害の賠償を得ることを目的として、不必要な施設を爲した様な土地所有者及關係人等に對しては、使用權者をして該部分の賠償義務を負はしめるのは公平を失するから、斯る場合には裁判所は賠償の責任及範圍を定むるに付、之を斟酌することを得せしめたのである。又天災其他不可抗力の競合した場合にも、鑛害の全部を使用權者の負擔とすることは酷に失するとの見地から同様に取扱つて居る。此の點は民法の債務不履行や不法行爲の場合の過失相殺には存しないことで、畢竟鑛害發生の原因が天災其他不可抗力に基因することの多い點を考慮したもので、素より正當な規定である。

三、賠償額の豫定

鑛業法第七四條ノ十は「損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ額カ著シク不當ナルト

キハ當事者ハ之カ増減ヲ請求スルコトヲ得」と規定して居る。損害賠償額の豫定に付ては民法第四百二十條に於て、債務の不履行に因る損害賠償額を定むるに先だち、當初から之を豫定することが許されて居り、若し當事者間に於て其の特約があれば裁判所は之を増減するを得ないことになつて居るけれども、之は契約自由の原則を極度に發揚した規定で現在の社會通念には適しない。茲に於て鑛業法では民法の趣旨を改め假令損害の發生前に、當事者間に損害賠償額に付豫定があつても、其の額が著しく不當であつたならば、當事者は其の増減を請求することが出来ることとした。随つて所謂打切賠償の場合等に於て補償額が實損害に比し非常に少額である爲、被害者の爲に酷な場合の如きにあつては、追加の請求を爲し得ることとした。他方使用權者の側でも賠償豫定額が實損害よりも著しく過大であつたならば、其の減額を請求し得るのは當然であり、要は公平の觀念に立脚した立法で敬意を表する。

四、消滅時効

鑛業法七十四條ノ十一では損害賠償の請求權は、被害者が損害及賠償義務者を知つた時から三年、損害發生の時から二十年を経過すれば時効に因つて消滅する旨を規定して居る。之は民法第七百二十四條の不法行爲に因る損害賠償請求權の消滅時効と同一である。但右の原則は鑛業が除々に

進行しつゝある場合に適用すべきではなく、斯る場合には其の進行の止んだ時から起算する（鑛業法七十四條ノ一一第二項）。

第五項 石炭鑛業の供託制度

損害賠償の請求權は素より私法上の損害賠償請求權であるから、當事者間に争があれば通常裁判所に出訴するの外はないが、被害者は概ね集團的であり單一の個人である場合は少い。故に之を適當に處理することは、社會公共の利害に重大な影響があり、又賠償額の算定に付ても種々の困難が伴ひ、且つ農業との調整を考慮して賠償義務の實現を合理的ならしむる爲、石炭鑛業に就てのみ損害賠償義務の履行を擔保する爲の供託制度が採用された（鑛業法七十四條ノ四乃至七）。此の規定は石炭鑛業の使用權者にも準用されて居る（法第一七條ノ二二）。

凡そ石炭鑛業から生ずる鑛害は土地の陥没であり、其の陥没は作業後相當の日時を経過した後、數年に亘つて徐々に危険の度を増し一定の限度で終るを常態とするのであり、一旦鑛害が生じたならば其の被害は相當大きなものとなるのは想像に難くない。其の爲に賠償義務を實效あらしむること及危険の發生原因が潜在的で且つ不斷に進行して行くこと、鑛業權又は使用權の移轉又は消滅があつても、鑛害發生の時の鑛業權者又は使用權者（茲では之を併せて鑛業者と略記する）が、其

の賠償を爲す義務がある等の理由から、此の供託制度は被害者側からも鑛業者側からも適當な制度と思はれる。

國が鑛業を爲す場合の外、石炭を目的とする鑛業者は石炭掘採の爲の土地の掘鑿に因つて生ずべき損害の賠償を擔保する爲に、其の掘採した石炭の數量に應じ毎年一定の金額又は國債を供託する義務がある（鑛第七四條ノ四第一、二項）。供託金額は鑛業法施行細則第六十三條ノ二に定められて居る。若し鑛業者が其の供託を怠れば、主務大臣に於て當該鑛業の停止を命ずることが出来るのみならず、該停止命令あるに拘らず依然として鑛業を繼續すれば、鑛業權の取消又は制裁を免れぬ（鑛第七四條ノ四第三項・同第四〇條及法第一七條ノ二二）。

鑛害賠償擔保の爲の供託物に對しては、被害者は他の債權者に對して優先權を有する。然しながら此の優先權は、「石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リ生シタル損害」に限られるから、他の被害者を包含しないのは當然である。

尙法律は擔保の實效を果す爲に供託物に對する權利の移轉を規定した。即ち鑛業權者が鑛業權を他に讓渡したときは讓受人に、又使用權者が使用權を讓渡した場合には其の讓受人、若し亦使用權を消滅せしめた場合には鑛業權者に對して、供託物に對する權利は必然的に移轉する（鑛第七四條

ノ六・法第一七條ノ二二）こととしたのであるが、之は石炭鑛業に於ける鑛害の原因が潜在的且つ長年月に亘り徐々に發生すること、被害が未だ發生しないこと、及鑛害賠償義務者は損害發生の時の鑛業者であり、讓渡人でない關係上當然のことと謂はねばならぬ。

右の供託物は鑛業者に於て取戻し得る場合がある。即ち鑛業法第七十四條ノ七では、(イ)石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リ生シタル損害ヲ賠償シタルトキ、(ロ)鑛業權消滅後十箇年ヲ經ルモ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキに限り其の取戻を許して居る。蓋し斯る場合には最早や右の理由に依る土地の陥没等は生じないものと觀た爲である。

第六項 鑛害賠償に關する爭議の調停

近時私法上の爭訟の處理に付ては、通常訴訟手續の外に各種の調停制度が採用されて居る。即ち借地借家の調停・小作調停・金錢債務の調停・商事調停・人事調停・戰時民事特別法に依る調停（所謂雜調停とも稱し右各種の調停及鑛害調停以外の各種事件の調停）、及鑛害賠償に關する爭議の調停等がある。

前述の様に鑛害に因る損害賠償請求權は、純然たる私法上の權利であるから、之に關する爭訟は損害賠償請求訴訟として通常裁判所に於て處理されるのであるが、鑛害の賠償は被害者が多數であ

り多くは集團的であつて、其の請求を適當に處理することは社會公共の利害に重大な交渉を有すること、又損害額の算定に付多大の困難の伴ふこと、且つ農業と鑛業との調整等の問題も介在して居るので、争議を判決に因つて解決するよりも双方の互譲・妥協に依り、過去を精算し將來を戒むる方が事業の性質上からも望ましいとの見地から、鑛業法第七十四條ノ十二乃至十四に於て鑛害賠償に關する調停制度を採用したのであるが、同法の規定以外は多く前記各種の調停法の規定を適用して居るから、茲では唯鑛害賠償の調停に特別な規定だけを摘記する。

イ 鑛害賠償に關する調停の管轄裁判所は鑛害發生地を管轄する地方裁判所、又は當事者の合意に依る地方裁判所とした。蓋し鑛害賠償事件に於ては賠償額も相當多額に上ること、及被害者の範圍も廣い等の理由に因るものである。

ロ 調停委員は特別の智識経験を有し、公正な調停を爲すに適する者の内より毎年豫め地方裁判所長の選任した者、又は當事者の合意に依り選定せられた者の内から、調停主任が選任すること（鑛第七四條ノ一三）。

ハ 裁判所又は調停委員會は争議調停の爲に必要ありと認めたらば、關係官廳例へば軍需大臣・鑛山監督局長若しくは地方長官等に對して意見を求め、又は調査を囑託することが出来るのみなら

ず、之等の者は争議の圓滿なる調停に資する爲に、進んで意見を述べることが出来る（鑛第七四條ノ一四）。

第四節 鑛 夫

第一項 鑛夫の意義

鑛業に關する勞務は地下に於ても地上に於ても他の事業に比し危険有害なものであり、且生命身體に不良な影響を及ぼすばかりでなく、教育上並に風教上に於ても之を保護監督する爲め特別な制度を設くるの必要が生ずる。之れ鑛業法其他各種の法令に於て、鑛業勞務者の保護に特殊な規定を爲して居る所以である。鑛夫は鑛業勞働者の一種である。鑛業勞働者と鑛業權者との間の法律關係は雇傭であるから、民法第六百二十三條以下の雇傭に關する規定の支配を受くべきであるが、前述の様に鑛業勞働者の特殊の立場から、鑛業權者と鑛業勞働者との間の契約に一任することを避け、國家の權力を以て契約自由の原則に制限を加へ、以て鑛業勞働者の正當な經濟上の利益を擁護し、福利の増進を圖つて居る。

鑛業勞働者の主たる者は鑛夫である。鑛業法第八條では鑛夫の意義を定め、「本法ニ於テ鑛夫ト

稱スルハ鑛業ニ従事スル労働者ヲ謂フ」と謂つて居る。随つて鑛物の採掘・試掘及其の他附屬事業たる選鑛・製鍊等に従事する一般の労働者を包括する。之等労働者たる鑛夫の保護に關するものとしては、鑛業法第五章に於て鑛夫の一章を設け、別に鑛夫就業扶助規則（大正五年農商務省令第二一號昭和一六年五月一四日厚生省令第一七號を以て一部改正、尙右改正令附則の規定に依り昭和一六年六月一日當時他の省令に於て「鑛夫勞役扶助規則」とあるものは、「鑛夫就業扶助規則」と改められた）、及昭和八年内務省令第十六號鑛夫扶助規則第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件、昭和十四年厚生省令第二十八號女子ノ坑内就業ニ關スル鑛夫就業扶助規則第十一條ノ二第一項ノ特例ニ關スル件、及昭和十五年厚生省令第十二號技能者養成ノ爲ノ鑛夫就業扶助規則等鑛夫に關する特別法令の定めがあり、一般的法令として工業労働者最低年齢法（大正一二年法律第三四號）・退職積立金及退職手当法（昭和一一年法律第四二號）・健康保險法（大正一一年法律第七〇號）・國民勞務手帳法（昭和一六年法律第四八號）・學校卒業者使用制限令（昭和一三年勅令第五九九號）及勞務調整令（昭和一六年勅令第一〇六三號、同令は昭和一八年六月一八日勅令第五一三號を以て一部改正せられた）等があり之れ亦鑛夫にも適用される。

尙使用權者の鑛業に關しては、鑛業法第六章鑛夫に關する規定中、第七十九條の規定を除き其の

他は使用權者の鑛業に準用される。但第七十五條の鑛夫の雇傭就業規則を定めて、鑛山監督局長の許可を受くべき旨の規定、及第八十條乃至第八十條ノ四の鑛夫の災害扶助に關する規定は、鑛業權に關する使用權者の鑛業に付てのみ準用があり、使用權者の砂鑛業には準用はないが、砂鑛法第二十三條第二項に依り常時五十人以上の砂鑛夫を使用する砂鑛業者には、鑛業法第七十五條の規定が準用せられ、本法第十七條ノ二十二第三項に於て之を使用權者の砂鑛業に準用して居るから、常時五十人以上の砂鑛夫を使用する使用權者は砂鑛夫の雇傭就業規則を定めて、鑛山監督局長の許可を受けなければならず、之を變更する場合も亦同様である。

第二項 坑夫の雇傭

鑛業法第七十五條に依ると「採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及就業ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ」と規定して居る。前にも述べた様に鑛夫の雇傭は民法上の雇傭契約であるが、鑛夫保護の目的で各種の法令が存し、殊に右の如く鑛業法第七十五條を以て使用權者は鑛夫の雇傭及就業に關する規則を定めて、鑛山監督局長の許可を要するものとして居るから、私法上の契約自由の原則は此の點に於て制限を受ける。

使用權者が鑛夫の雇傭及就業に關する規則に付許可を受けたならば、鑛業法其の他の法令と併せ

て鑛夫の雇傭及就業を爲さしむることを要するのである。随つて之に反する雇傭契約は私法上無効であると同時に、公法上罰則の制裁がある（鑛第九七條）。

鑛夫の雇入に付ては鑛業法第七十六條に於て、「鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ」と規定して居るのみであるから、其の他は總て鑛夫就業扶助規則其の他の法令に據るの外はないが、右各種の法令でも雇入契約の内容を定めて居ないから、結局は使用權者の定めた雇傭就業規則に據るべきである。鑛夫名簿は雇傭中の鑛夫の氏名・年齢其の他の必要事項を一見明瞭にする爲のもので、鑛夫を雇入たときは直ちに必要事項を鑛夫名簿に記入することを要する。鑛夫名簿に記載すべき事項は鑛夫就業扶助規則（以下扶助規則と稱す）に定めて居る。

一般法令中鑛夫にも適用又は準用される雇入制限に關する法規としては、工業勞働者最低年齢法・國家總動員法第六條による學校卒業業者使用制限令・勞務調整令（昭和一六年一月二六日勅令第一〇六三號昭和一七年一月一〇日より施行、尙同令の施行により従業者移動防止令及青少年雇入制限令は廢止された）及國民勞務手帳法等に於て特別な制限を爲して居る。然しながら之等の法令による制限は主として勞働者雇入に對する爭奪を防止し、技能者又は勞務者の偏在を防ぎ、戰時生産力の擴充を圖り大東亞戰爭必勝の態勢を確立せむとするに外ならない。

勞務調整令は従業者の移動防止の爲に其の解雇及退職の制限と、勞働者の雇入及就職の制限との二方面を律して居るが、其の前者に付ては後に述べ茲には其の後者に付て概説する。尙勞務調整令では従業者の雇入及就職の制限を爲すに付、技能者・國民學校修了者及一般青壯年の各場合に區別して雇入手續を定めて居る。

イ 技能者の雇入及就職

勞務調整令第四條によると技術・技能又は學識經驗を有する者で、厚生大臣の指定するもの（技能者）の雇入及就職に付ては、命令の定むる所により（昭和一六年一月二六日厚生省告示第五七二號（一）では鑛山技術者として、採炭・選炭・採鑛・選鑛・採油又は探鑛に關する技術に従事し、又は其の指導監督に従事する者を業とする者を技能者として居るから鑛夫は技能者である）、國民職業指導所長の認可を受けた場合、又は國民職業指導所の紹介ある場合を除くの外之を爲し得ない旨を定めて居り、其の雇入申請の手續は技能者とその技能者を雇入れむとする事業主とが連署で、所轄國民職業指導所長に申請して認可を得るか（勞務調整令施行規則第三條）、又は國民職業指導所に求人・求職の申込をして紹介を受けるか（同規則第一二條）の方法によることを要する。然し此の原則に對しては同令第五條及右規則第五條に於て例外を認めて居る。

註 (イ)一四歳未満六〇歳以上の男子又は一四歳未満若しくは四〇歳以上の女子たる技能者の雇入及就職、(ロ)入營(應召の場合を含む)、又は徵用の爲の解雇者又は入營若しくは徵用期間の満了した者が退營・召集解除若しくは徵用解除の日から三箇月以内に再び原職に復職する場合、(ハ)學校卒業者使用制限令第一條の卒業者の雇入及就職の場合、(ニ)國及道・府縣に於ける雇入及就職の場合、並に勞務調整令施行規則第五條の規定に依り、勞務調整令第五條第五號に掲ぐる者としては、傷痍軍人で相當重い傷痍の者・身體障害の爲め作業能力の著しく劣つて居るものと認められた者、又は日傭労働者と認定せられた者等の技能者の雇入及就職に付ては右の原則を適用しない。

国民學校修了者の雇入と就職の制限

國民學校修了者は勞務者の給源として、勞務動員上極めて重要な地位にあり然かも無經驗であるから、之が職業指導上には十分留意しなければならぬ。勞務調整令第六條では同令施行後、即ち昭和十七年一月十日以後國民學校初等科(内地に於て之に準すべきものを含む)の修了者、或は國民學校高等科(内地に於て之に準すべきものを含む)を修了し、若しくは中途退學した後二年を経過しない、然かも技能者でない者の雇入及就職は、國民職業指導所の紹介によるのでなければ爲し得ない旨を定めて居るが、同令第六條但書では之に對する例外のあることを定めて居る。

ハ 一般青壯年の雇入及就職の制限

一般青壯年の雇入及就職の制限に付ては、勞務調整令第七條に規定して居る。茲に所謂一般青壯年とは十四歳より四十歳までの男子、及十四歳より二十五歳までの女子で、前掲(イ)(ロ)に該當しない者を指稱するのであり、之等の勞務者の雇入及就職に付ては、(一)國民職業指導所の紹介による場合、(二)指定工場又は厚生大臣の指定する事業(鑛業及砂鑛業は昭和一六年厚生省告示第五七三號を以て指定事業とす)に付、緣故雇入人員に付國民職業指導所長の認可を受けた場合、(三)特定の一般青壯年の雇入及就職の認可を受けた場合でなければ、雇入及就職をすることは出来ない。右雇入及就職の認可申請の手續に付ては、勞務調整令施行規則に詳細な規定がある。然しながら右は一般青壯年の雇入及就職に關する原則であるが、退營・徵用解除の場合に三箇月以内に原職に復歸するとき(令第八條)は此の限りではない。

次に昭和十六年法律第四十八號國民勞務手帳法に於ては、特定年齢の技術者又は勞務者を、特定の業務の爲に雇入るる場合には、勞務手帳の提出を要件として居る。同法第一條によると、國民勞務手帳法に於て従業者と稱する者は、年齢十四歳以上六十歳未満の者で、命令を以て定める技術者又は勞務者として、指定事業に使用せられる者を謂ふのであつて、其の第一號には「鑛業・砂鑛業・石切業其ノ他鑛物採取事業」と規定して居るから、鑛夫の雇入に付ては同法の適用を受

けるのは當然である。然して其の第三條によると何人と雖も國民勞務手帳を使用者に提出（特定の場合には呈示で足る）しなければ、従業者として使用せられることは出来ない。又使用者の側でも勞務手帳の提出又は呈示のない者を、従業者として雇入れることは禁止されて居る。茲に謂ふ使用者と謂ふ内には、鑛業に付ては鑛業権者・使用権者若し鑛業代理人の定めがあれば鑛業代理人を指すのである（手帳法第二二條、尤も同法では當時鑛業権に付使用権のなかつた關係上使用権を豫定したと謂ふべきではないが、鑛業代理人以上の権能がある使用権者には當然適用せられる）。尙右の雇入制限に違反して鑛夫を雇入たならば、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる（手帳法第一七條）。

第三項 鑛夫の雇傭就業規則

鑛夫就業扶助規則では鑛夫の就業に關して詳細な規定を設けて居るけれども、尙此の外に鑛業法第七十五條により、採掘権者は鑛夫の雇傭及鑛業に關する規則を定めて鑛山監督局長の許可を受け、之を變更した場合も同様である旨を定めて居り、該規定は使用権者に準用されて居るから、使用権者は必ず鑛夫の雇傭就業規則に則り、鑛夫を就業せしめなければならぬ。若し之に反すると百圓以下の罰金又は科料に處せられる（扶助規則第三八條）。

鑛夫就業扶助規則第一條によると、鑛夫の雇傭就業規則には左記註に記載する事項を記載して鑛山監督局長の許可を申請すべきものとして居る。

註 (一)業務の種類、(二)雇入の手續、(三)解雇の事由及手續、(四)解雇の場合に於ける歸郷旅費の支給に關する事項、(五)賃金の支拂方法及支拂時期、(六)石炭鑛業に於ては檢炭に關する事項、(七)鑛夫の貯金其の他の積立金を管理するときは其の方法・拂戻の事由及手續、(八)鑛夫の負擔に屬する作業用品目、(九)業務別就業時間及就業時の轉換方法、(十)休日、(十一)國民學校初等科の課程又は之と同一以上の課程を有する學校に於て、國民學校初等科に相當する課程を終了しない學齡兒童を雇傭するとき、(十二)賞與及制裁の定めあるときは之に關する事項等である。尤も變災は、就學に關する必要な事項、又は避くべからざる事由に依り臨時必要な場合には、就業時間・就業時の轉換方法及休日に關する事項に限り、雇傭就業規則に依らないことが出来る。然し此の場合には遲滞なく其の事由を鑛山監督局長に届出でることを要する（扶助規則第二條）。

雇傭就業規則は鑛山監督局長の許可に因つて效力を生ずるものである。之が變更を申請した場合も同様であるが、許可された以上は右例外の場合の外は必ず之に準據しなければならぬ。尙採掘権者は雇傭就業規則を適當な方法を以て鑛夫に周知せしめなくてはならぬ。又之を變更したならば、遲滞なく之を知らしめる方法を執るべきである（扶助規則第三八條）。

次に鑛業権者又は使用権者が作成し鑛山監督局長の許可した雇傭就業扶助規則の法律上の性質に

付ては、鑛業者と鑛夫との間の契約の約款であるとし、被傭者なる鑛夫の明示又は黙示の承諾あるものとして居る説があるけれども、該規則は鑛業者が鑛夫の承諾を得て作成するのでもなく、又鑛山監督局長の許可を得た後に於て、更らに鑛夫の承諾を要するものでもなく、鑛山監督局長の許可に因つて其の效力を生じ、亦之を變更する場合にも鑛夫の承諾を要件とするものでなく、鑛山監督局長の許可に因つて效力を生ずるのであるから契約説は當らない。私は之を鑛業者が多數の被傭者の雇傭及就業に付鑛業者及鑛夫に遵守させる爲に定めた規則を、鑛山監督局長の許可に依り、鑛夫に對しても拘束力を有せしめる鑛業者の私法上の單獨行爲であると解する。随つて鑛業者は勿論鑛夫と雖も此の規則を遵奉しなければならぬ。然も之は單に鑛夫に對する私法上の拘束だけではなく、國家に對して遵法義務を負擔して居るのだから、鑛業者が雇傭就業規則に反して鑛夫雇入を爲せば、私法上の責任を負はねばならぬのみならず罰則の制裁がある（扶助規則第三八條）。又假令鑛山監督局長の許可を受けた規則でも、其の内容が公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とするものであれば、それは無効となるのである。

第四項 賃金の支拂

賃金の支拂に關する鑛業法第七十八條の規定は使用權者の鑛業に準用されて居るが、鑛夫に對し

て支拂ふべき賃金に付ては同條に於て「鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ」と規定して居るのみで、鑛夫就業扶助規則にも其の規定はないから、結局同規則第一條第五號に於て使用權者の作成すべき雇傭就業規則に記載すべき事項として、賃金の支拂方法及支拂期日を定めることを要するから、此の雇傭就業規則に規定を爲すべきである。

然し鑛夫の經濟力は通常低いのを原則とするから、其の支拂は相殺を以て爲すことを得ず、常に現實に通貨を以て支拂ふことを要する。随つて約束手形又は小切手を以て支拂ふことを得ない。但鑛夫の負擔に歸すべき作業用品（扶助規則第一條第八號）、其他鑛夫の負擔に歸すべき日用品を鑛業者に於て購入し、其の代金を立替へた場合の相殺は差支へない。又扶助規則第一條第七號に依る鑛夫の貯金・積立金等は、鑛夫に給與する賃金中から定められた金額だけを控除して拂渡すことも差支なく。

第五項 鑛夫の解雇

従業者の容易に移動することは、戦時下の生産擴充に大なる支障を來すことは言を俟たない。從來の従業者移動防止令や國民勞務手帳法は趣旨としては、其の防止を圖ることも主要な點であつたけれども、直接に之を制限するを得なかつた。茲に於て勞務調整令第二條では、厚生大臣の指定す

る工場、事業場（指定工場）の従業者、及厚生大臣の指定する範囲内の従業者の解雇と退職を直接的に制限し、所轄の國民職業指導所長の認可がなければ解雇も退職も爲し得ざる旨を定めた。

右の如く厚生大臣の指定は工場、事業場に對して爲す場合と、特定の工場及事業場に於ける特定の勞務者を指定する場合とがあるが、其の前者では指定工場の全従業者、又其の後者の場合には其の指定された職務の従業者のみに付、制限されることを留意すべきである。厚生大臣から指定されたときは其の旨を事業主に通達せられるから、事業主は更に之を従業者に周知せしめなければならぬ。

右は解雇及退職の制限に付ての原則であるが、勞務調整令第三條に依ると、（イ）陸海軍に徵集若くは召集せられた者、或は志願に依り陸海軍の現役に服する場合、（ロ）陸海軍學校生徒に採用せられた場合、（ハ）國家總動員法第四條の規定に基き徵用せられた場合、及勞務調整令施行規則第二條列記の場合には、右の原則の適用はない旨を定めて居る。

尙鑛業法第七十七條には「鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フヘシ」と規定して居るが、該規定も使用權者の鑛業に準用されて居る。又扶助規則第四條には鑛業權者鑛夫を解雇し、又は鑛夫が死亡したと

きは鑛夫名簿に解雇又は死亡の年月日、解雇の事由及死亡の原因を記入して、五箇年以上保存することを要するものとして居り、扶助規則第一條に依れば雇傭就業規則中に、鑛夫の解雇事由及手續・解雇の場合に於ける歸郷旅費支給に關する事項・鑛夫の貯金及積立金の拂渡事由、及手續を記載して鑛山監督局長の許可を要する旨を規定して居るから、右規定の範囲内に於て使用權者は鑛夫の請求に因り證明書を交付するの義務・鑛夫名簿に記入し之を保存するの義務・歸郷旅費支給の義務及貯金又は積立金拂渡の義務を負擔するのである。

第六項 鑛夫の災害に因る扶助

一、總 說

鑛業勞働は一般の勞働に比し危険の度合が多いことは疑の餘地がない、殊に坑内で勞働する鑛夫に於て著しいものがある。鑛業の實施に際し生ずべき災害は鑛夫の過失に因る場合もあるべく、又全然過失の伴はない場合もある。然かも鑛夫が其の業務に従事中災害を受けた場合に、鑛業權者が本人又は其の遺族に對して相當な經濟上の扶助を爲すことは、事業主たる鑛業權者として當然の責務でなければならぬ。唯之を鑛業權者の自由に一任し又は裁判所の判斷に委ぬるが如きことは、經濟上恵まれない鑛夫又は其の遺族保護の所以でないので、鑛業法及鑛夫就業扶助規則で詳細な定め

を爲して居る。然かも尙鑛業權者は扶助規則第三十一條に於て扶助規則を作成することを要し、其の扶助規則中には扶助の金額・手續其他扶助に關し必要な事項を定めて鑛業著手前に鑛山監督局長に差出すことを要する。若し鑛業權者が扶助規則を變更したときは遲滞なく鑛山監督局長に届出を爲すべく、鑛山監督局長に於て必要ありと認めるときには鑛業權者に對し、扶助規則の變更を命ずることも出来る。唯扶助規則自體は扶助の實行に關する手續等を定めたものであるから、其の基本的根據は法令に據らなければならぬ。

災害扶助に關する基本的法律は鑛業法第八十條であつて、同條には「鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若クハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ」と規定して居るが、此の規定に依る鑛業權者の責任は、民法不法行爲に因る損害賠償の責任（民法第七〇九條・第七一五條・第七一七條）であり、之が賠償の範圍は民法第七百九條乃至第七百一一條に基くものであるが、鑛夫の災害扶助は鑛業權者の故意過失を要件としないから、無過失賠償責任の範疇に屬すべきである。然して右規定並に鑛業法第八十條ノ二乃至第八十條ノ四の規定は使用權者の鑛業に準用されて居るから、使用權者は鑛夫の災害に付扶助義務を負擔する。鑛業の實施は國家の保護監督を受け、殊に鑛夫に對し

ては各種の方面から保護を講じて居る關係上、災害扶助の履行は使用權者の國家に對する公法上の義務の履行に該當するものと謂ふべきであるから、民法上の不法行爲に因る損害賠償責任の外に特別規定を設けたのである。

二、扶助の原因

使用權者の災害扶助義務は鑛夫の業務上の負傷・疾病及死亡の場合に於て發生する（鑛第八〇條・扶助規則第一七條）。扶助義務發生の原因たる鑛夫の負傷・疾病・死亡は業務の執行に關して生じたものなることを要する。隨つて鑛夫が休日又は就業時間外に於て、他人と爭論の結果負傷し又は死亡した場合の如きは、茲に所謂業務の執行に關したものと謂ひ得ないから、使用權者に扶助の義務はなく、民法上の原則に依り不法行爲者に對する損害賠償請求權を有するに過ぎない。

然しながら鑛夫の災害は同人の過失に基いて發生すると、將又全然過失がなかつた場合とを問はない。唯鑛夫の過失に因つて災害を招來したときは、扶助せらるべき金額に差異あるに過ぎない。又他方使用權者が災害發生に付て危害豫防の施設を爲し、災害の發生に付て客觀的に何等の過失のなかつた場合でも、又鑛業實施に付監督官廳の許可を受けた施業案に基き、法令の範圍内に於て稼行を爲したもので、鑛業上何等責むべき事由がなかつた場合でも、災害に因る扶助義務を免脱すべ

きではない。

三、扶助請求權及扶助義務者

一 鑛夫の災害に依る扶助の義務を負擔する者は、事業主である使用權者であることは疑ない。唯鑛業法第六條では鑛業權者の權利義務は、鑛業權の移轉と共に當然承繼人に繼承される旨を定め居り、本法第十七條ノ四でも之と同様のことを規定して居るけれども、使用權の移轉に因つて承繼せらるる使用權者の權利義務は、使用權者が本法又は鑛業法の規定に基いて爲した手續、其他の行爲に因つて生じた權利又は義務の意味であるから（法第一八條）、使用權者の行爲に因つて生じたものでなく、鑛業法其他の法令に依り鑛業實施者の責任として、負擔した鑛夫に對する扶助義務の如きは使用權の移轉に隨伴して承繼せらるべきものでなく、舊使用權者が依然として之を扶助する責任を負擔するのである。隨つて又使用權が公益を害する等の理由で取消され、或は廢業に因つて使用權が消滅した場合でも、使用權存續當時に生じた原因に因つて災害を生じたならば、鑛夫又は其の遺族は使用權者たりし者に對して扶助を求めることが出来る。

二 扶助の權利を有する者は疾病又は負傷の場合には鑛夫自身であり、死亡の場合には其の遺族若くは鑛夫の死亡當時其の収入に依つて生計を維持して居た者である。民法の不法行爲の場合では

其の第七百一一條に於て被害者が死亡したときには被害者の父母・配偶者及子に對して、慰藉料其他の損害賠償を爲すべき旨を定めて居るが、鑛業法第八十條では鑛夫の遺族と謂つて居るから、民法と鑛業法とでは其の範圍に差異があるかの疑はあるが、民法第七百一一條記載の權利者は即ち遺族と同一である。但民法と異なるのは民法では前記の者等は、各自獨立して損害賠償請求權を有するけれども、鑛業法上殊に扶助規則第二十二條では遺族扶助料は先順位者一人に對して交拂はれるのみで他の者は請求權のないこと、及民法の不法行爲では遺族の慰藉料請求權行使に依る賠償額は一定して居ないが、扶助規則では鑛夫の性別に依り區別して一定して居ることである。又民法では列學者は戶籍簿に記載せられて居ることを要するが、鑛業法では必ずしも其の必要はなく、殊に鑛業法では死亡當時其の収入に依り生計を維持して居た者を以て、尙扶助權利者として居るから、民法第九百五十四條以下の定めに依る扶養權利者であることを要しない。唯同一世帯に於て生計を共にした鑛夫が死亡したならば、將來の生計を維持し難い事情に在る者を保護する趣旨から、内縁の妻又は親族關係のない者でも、苟くも災害發生當時鑛夫の収入に依り生計を營んで居た者は、總て扶助權利者になるのである。

又扶助請求權は鑛夫及其の遺族等に專屬する權利であるから、之を他人に讓渡し又は權利質の

目的とすることは出来ない。又債権の執行として之を差押へることも出来ない(鑛第八〇條ノ四)。鑛夫就業扶助規則に列擧された扶助の態様は大體次の六種となる。(1)無料療養又は療養費の鑛業権者負擔(扶助規則第一八條)、(2)休業扶助料(同第一九條)、(3)障害扶助料(同第二〇條)、(4)打切扶助料(同第二七條)、(5)葬祭料(同第二二條)、(6)遺族扶助料(同第二一條)等がある(其の詳細は前掲拙著三七頁以下参照)。

四、災害扶助と他の給付との重複に依る扶助義務の免除

使用権者の災害扶助義務が他の同様の性質の給付と重複することがある。例之鑛夫が健康保険法に基いて健康保険法に依る保険給付を受け、又は共済組合から給付を受けたとき、或は民法の規定に基いて損害賠償を得た場合の如きに於て、鑛夫が之等の給付を受けると共に使用権者から扶助料の支給を受けるのは、同一の原因に因る災害を理由として二重の給付を受けることとなり、却つて衡平を失うるので、鑛業法第八十條ノ二及扶助規則に於ては鑛業権者の災害扶助義務の免脱を受け得る場合を規定して居る。尙右鑛業法の規定は使用権者の鑛業に關しても準用されて居るから、同様に解すべきである。

1 健康保険の給付との重複

鑛夫及鑛業に従事する者の一箇年の報酬が千二百圓以下であるときは、強制的に健康保険の被保険者となることを要する(健康保険法第一三條)。鑛夫が健康保険の被保険者である場合には、保険事故の發生に因つて保険給付を受ける権利がある。殊に鑛夫就業扶助規則と同様鑛夫が業務上負傷し又は疾病に罹つた場合には、一定期間を限り療養の給付(第四三條)、療養費の支給(第六四條)、及傷病手当金(第四五條)、鑛夫死亡の場合に於ては遺族又は葬祭執行者に對する葬祭料を支給(第四九條)する。之等の場合に於ては此の保険給付を受くる限度に於て使用権者の扶助義務は免除せられる。

2 民法上の損害賠償義務との重複

鑛夫の災害に付て使用権者に民法上の不法行為に因る損害賠償義務の存する場合がある。此の場合に於ては使用権者は鑛夫の負傷・疾病又は死亡に因る損害の賠償を爲す責任を負担することは私法上の原則であり、若し鑛夫が斯る損害賠償請求権を有すると同時に、鑛業法其の他の關係法令に依り扶助又は給付を受けることとなれば、同じ原因に基き二重の給付を受けることになり、使用権者の損失に於て鑛夫は不當の利益を受くることとなるから、之を是正する爲に鑛業法第八十條ノ二では、鑛業権者が鑛業法第八十條の規定に基いて、鑛夫又は其の遺族に對し扶助の

義務を完了したならば、鑛業者は其の扶助の價格の限度に於て、民法に依る損害賠償の責任を免脱される旨を規定して居るから、使用権者に就ても同一に解すべきである。

又之と反對に鑛夫が業務上負傷し、又は疾病に罹り若くは死亡した場合に於て、使用権者が民法の規定に基いて先づ損害の賠償をしたならば、使用権者は同一の原因に付重ねて扶助を爲すの要はないから、扶助金額から右の損害賠償額を控除して支拂ひ又は扶助すればよい（扶助規則第一七條）。故に若し民法上の損害賠償額の方が扶助金額より多額であれば、扶助をする必要はないことになる。

3 共済組合よりの給付との重複

鑛業法第八十條ノ第二項に依ると「鑛業者及鑛夫ノ出捐スル共済組合命令ノ定ムル所ニ依リ鑛業者ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セザラシムル給付ヲ爲シタルトキハ鑛業者ハ其ノ給付ノ價格ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル」と規定して居るから、鑛業者又は使用権者及鑛夫の相互出捐に依り、共済組合を設けた場合に於て、鑛夫の災害に付給付を爲したならば、同一原因に付二重の扶助、又は賠償を爲す必要はないから、共済組合から給付があれば、其の限度で使用権者は鑛業法上の扶助義務は勿論、民法上の損害賠償責任も消滅するのである。

第五節 使用権者の砂鑛業

重要鑛物増産法第十七條ノ二十二第三項に於ては、砂鑛法第十二條乃至第十八條の規定を、使用権者の砂鑛業に準用して居る。尤も上來敘述した所は主として使用権者の鑛業及砂鑛業に共通なものであつたが、右規定は砂鑛権者の砂鑛区内の土地の使用、及砂鑛業上必要な他人の土地の使用、並に砂鑛業に關する監督規定であるから之を概説する。

唯本書に於ては説明の便宜と、他の同一用語の權利との誤解を避くる爲、「砂鑛に關する使用権」を單に「砂鑛権」と又「砂鑛に關する使用権者」を「砂鑛権者」とした。隨つて茲に謂ふ使用権は砂鑛権者の土地の使用と解すべきである。

第一項 砂 鑛 業

砂鑛法第二條には「本法ニ於テ砂鑛業ト稱スルハ砂鑛ノ採取及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ」と規定せられて居るから、砂鑛業の範圍は砂鑛の採取と、其の附屬事業の總稱であることは明白である。唯鑛業法では鑛物の掘採と謂ひ砂鑛法で砂鑛の採取と謂つて居るのは、畢竟鑛業では土地を掘鑿して始めて鑛物の採取を爲し得るに反し、砂鑛は地表又は地表に近い沖積層に存する砂鑛を、鑛業に

於ける程度の土地の掘鑿を要しないで採取し得るが爲である。尙砂鑛に對する所有權取得の時期は採取して占有した時ではなく、砂鑛權の設定に依り砂鑛區内に存する砂鑛は砂鑛權者の權利に屬するけれども、之を現實の砂鑛として處分することを得る權能即ち所有權の効力が、採取の時であることは鑛業法に於ての解説と同様である。

次に附屬事業の何たるかに付ては法律に明記して居ないが、鑛業の附屬事業が選鑛及製鍊である如く、砂鑛業の附屬事業に洗鑛及製鍊を含むは當然である。砂鑛法第十七條に於ても砂鑛權者が他人の土地を使用することの出来る事項として、鑛業法第五十六條の様に事業の範圍を限定して居るが、それに依ると(イ)洗鑛、(ロ)製鍊所の建設を規定して居る點から見ても、洗鑛と製鍊が附屬事業であることは疑ひはない。唯鑛業では選鑛と謂ひ砂鑛業で洗鑛と謂ふのは、現在の砂鑛の選鑛方法は水洗の方法に依つて爲されて居るが爲であるから、將來選鑛の方法に進化を來し水洗の方法を執らない様になれば、自ら字句は改正される譯である。

第二項 砂鑛權者の土地使用權

一、砂鑛區内の土地使用權

砂鑛採取の爲め砂鑛區内の土地を使用することは、鑛業法第三章に依る土地の使用とは本質的に異るところであり、恰かも鑛業權者が鑛區に於て土地の所有者から、特に土地使用權の設定を受くる必要なく、鑛業權本來の特質として地下を掘鑿することを得ると同様、特に土地使用權の設定を要しないのである。昭和十五年法律第百三號改正砂鑛法施行以前に於ては、砂鑛業の出願に對しては土地所有者の承諾を必要としたから、其の承諾は恰かも土地使用權設定の承諾であり、土地所有者に對して支拂はるべき補償金は其の對價たるの疑があつたけれども、改正法では土地所有者の承諾を要せず、極言すれば土地所有者の反對があつても砂鑛法所定の要件を具備し、砂鑛業が公益を害することなく、又砂鑛業の價值あるものと認められたならば、當然之が出願は許可せられるのであるから、砂鑛權者が砂鑛區内の土地を使用することは、砂鑛權本來の目的であり使命達成上缺くべからざるものと謂ふべきである。

随つて砂鑛權に對して使用權が設定せられたならば、使用權者の土地の使用は單に砂鑛採取の範圍に限られるけれども、砂鑛權の存する限り土地所有者其の他該土地に付、使用又は收益を爲す權利を有する者の土地使用の權利は、一時停止されるのであるから、砂鑛採取の目的が終つたならば速に之を土地所有者、其の他の者に土地の使用を爲さしめなければならぬ。唯其の前提として土地を原狀に回復する必要があるから、砂鑛法第十六條ノ二に於ても砂鑛の採取を終つた時は、砂鑛權

者は土地を原狀に復し、若し原狀に回復することの出来なかつた場合には、其の損失を補償すべき旨を定めて居るのである。

二、損失の補償

右の如く砂鑛權の存続する限り、砂鑛權者が土地使用權を有する結果として、土地所有者及關係人は土地の使用・收益を爲すことを得ないから、之に依り従來取得して居た利益を喪失するのは當然のことである。然しながら該損失を以て土地所有者に歸せしめるのは從來の慣習及制度に反するのみならず、砂鑛權者に不當な利得を爲さしめることとなるので、砂鑛法第十二條では「土地所有者、地上權者、永小作權者又ハ土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ハ其ノ土地ニ於テ砂鑛ヲ採取セムトスル者ニ對シテ相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得」と規定して居るのは當然のことである。又第十六條ノ二に於ても砂鑛權者は砂鑛の採取を終つたときは、土地を原狀に回復することを要することであるが、若し原狀回復が不能であるときは、之に因つて生じた損失に對する補償金を拂渡すことを要するものとして居る。此の損失補償は主として土地使用の對價であるから、借地料に相當するものであるが、其の性質としては公法上の損失補償に相當する。土地所有者の承諾を得ないで設定された砂鑛權に關し、砂鑛權者と土地所有者との間に協議が爲され、其の協議に因つて補償金額が

定められても、それは私法上の契約でないことは土地收用法に依る協議と同様である。損失補償は敢て前拂であることを要しないが、砂鑛法第十三條では補償金請求權者は砂鑛權者をして、補償金に付相當の擔保を供せしめることを得る旨を定めて居り、又第十六條ノ二に於ても土地所有者及關係人は砂鑛權者をして、砂鑛の採取を終つたときの土地の原狀回復を爲さしむる爲の擔保、又は原狀回復不能の場合の損失補償金の拂渡に付て、相當の擔保を供せしむることの出来る旨を定めてゐる。

若し砂鑛權者が補償金の拂渡を爲さず、又は擔保を供しないときは、土地所有者及關係人等の補償金請求權者は土地の使用を拒む事が出来る。之は鑛業法第六十六條の鑛業權者の土地使用權の行使が、補償金の拂渡又は擔保の供與に繫つて居ると同趣旨であるから、砂鑛權の設定があつても砂鑛權者が補償金の拂渡又は擔保を供さなければ、砂鑛採取に取掛けることは出来ないこととなる。隨つて補償金の拂渡又は擔保の供與は砂鑛業實施の要件を爲すものと解さなければならぬ（砂第一四條）。

補償金又は擔保は當事者の協議を以て定めるのが理想であり又原則でもあるが、補償金又は擔保に付協議が調はないとき、又は協議を爲す事の出来ないときは、砂鑛權者は鑛山監督局長に對して

裁決を申請することが出来る。此の場合の申請に付ても砂鑛法施行細則第十八條に於て、同細則第十六條を準用して居るから、砂鑛權者は土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に對する使用の權利を有する者等との間に、補償金又は擔保に付交渉した始末書を添へて、裁決申請書を提出するのである。鑛山監督局長が申請書を受理したときは其の複本を土地所有者及關係人に交付する。土地所有者等は之に對して、申請書の交付を受けてから十四日間内に答辯書を提出することを要し、鑛山監督局長は申請書及答辯書に基き、又若し答辯書の提出のないときは申請書のみによつて裁決するのである。裁決書は申請人・土地所有者及關係人等に交付するのであるが、申請書に不完備な點があり其の修正又は補充を命ぜられながら、期間内に之を怠れば該申請は却下される。

若し其の裁決に不服ある者は砂鑛權者でも、土地所有者及關係人でも通常裁判所へ出訴し得るのである（砂第一五條）。鑛山監督局長の裁決があつたならば茲に一應損失補償額、又は擔保は決せられたものであるから、右の裁決に不服ある者から訴訟の提起せられた結果、未だ之が確定しない場合でも砂鑛權者は裁決に依る補償金を供託し、又は擔保を供して砂鑛の採取を爲すことが出来るのである（砂第一六條）。隨つて供託又は擔保の供與があれば、土地所有者及關係人等は最早や土地の使用を拒むことは出来ない。此の理は鑛業權者の土地使用權に關する鑛業法第六十五條と其の趣旨

を同ふするから、其の詳細は鑛業權者の土地使用權に付て述べた所に譲る。

砂鑛法第十六條ノ二は昭和十五年法律第百三號改正砂鑛法に依つて新に設けられた規定である。砂鑛權は採掘權と同様廢業又は取消がなければ、砂鑛の採取を終る迄は存続すべきであるが、砂鑛權者が砂鑛を採取し盡したけれども、土地を原狀に回復せず放置すれば、土地所有者等は一時停止された土地の使用又は收益權を回復するのであるけれども、原狀回復の爲め多大の費用を要することがあり、又は全然原狀回復の不能な場合もある。改正法は之を不當と認めて砂鑛權者は土地所有者等に對して、砂鑛を採取し終つた場合には、土地を原狀に回復し、又は原狀回復不能の場合には之に因つて生ずる損失を拂渡すことを要するものとした。然しながら砂鑛採取の終了後の請求權だけでは、土地所有者等を保護する所以でないから同條第二項では、砂鑛權者の砂鑛採取開始に先だち土地所有者・地上權者・永小作權者及土地に付使用權を有する者は、砂鑛權者に對し砂鑛採取を終つたときの原狀回復義務の履行、又は原狀回復の不能に因る損失補償を確保する爲に、相當の擔保を供與せしむることを請求し得ることとした。隨つて砂鑛權者が右の擔保供與をしない場合には、砂鑛法第十四條の規定に依り土地所有者等は砂鑛の採取を拒むことが出来る（砂第一六條ノ二第三項）。

三、砂鑛區外の土地使用

砂鑛業の爲の砂鑛區内の土地使用に付ては、特に土地使用權の設定を要しないことは前に述べたが、砂鑛區外の土地を砂鑛業の爲に使用する必要が生ずれば、鑛業法第三章に於けると同様土地使用權の設定を受けなければならぬ。砂鑛法第十七條に於ては「鑛業法第三章ハ砂鑛業ニ關シ之ヲ準用ス但シ同法第五十六條ニ依ル土地ノ使用ハ左ノ場合ニ限ル」と規定して土地使用の目的事業を、(一)洗鑛、(二)製鍊所ノ建設、(三)洗滌用水路及溜池ノ開設、(四)砂鑛原料ノ置場、(五)其ノ他砂鑛業上必要ナル工作物ノ施設(本號は昭和一五年の砂鑛法改正に依り新に設けられたもので、其の範圍は著しく擴張された)の場合に限定して居るから、右事業以外には他人の土地を使用することは出来ない。

法律に明かな様に鑛業法第三章が砂鑛業に準用される結果は、砂鑛權者は前記目的事業遂行の必要上、(イ)測量又は検査の爲に他人の土地に立入(鑛第五二條)、(ロ)測量又は検査の爲め必要な場合には他人の土地内に在る障礙物を除却すること(鑛第五三條)、(ハ)急迫な危険を防止する爲に必要なときは鑛山監督局長の許可を受けて直に他人の土地に立入ること(鑛第五四條)を得る外、(ニ)本來の意義に於ての繼續的な土地の使用、及土地の使用が三箇年以上に亘り、又は砂鑛採取

の結果土地の地質を變更する場合に於ける土地所有者の完全收用の請求權、或は又土地の一部を收用することに依り、殘部を從來の用法に従ふ目的に使用することの出来ない爲、殘地をも收用すべきことを砂鑛權者に請求する所謂全部收用は、砂鑛權に基く土地使用の場合にも準用せられる。随つて又土地の使用及收用に因る損失の補償、又は擔保の供與等總て鑛業權者の土地使用に付て述べた所と同一である。

第三項 砂鑛業の監督

砂鑛業は鑛業と同様國家的な公企業たるの性質を有して居るから、其の事業の經營に付て國家の嚴重な監督に服して居る。殊に昭和十五年法律第百三號に依る砂鑛法の改正の一半は、此の監督の強化に存すると謂ふも過言ではない。但本法に於て準用される砂鑛法第十六條ノ三及第十八條の規定は、砂鑛業に對する特別な監督であるから之を概説する。

一、施業案の認可及變更命令の權

改正前の砂鑛法では採掘權實施の様に施業案に依ることを要しなかつたが、昭和十五年の砂鑛法改正に際し新に第十六條ノ三を設け、鑛山監督局長に於て必要ありと認めたらば、命令の定める所に従つて砂鑛權者をして施業案を定め、鑛山監督局長の認可を受くべき事を命ずることが出来る

旨を定めた。又砂鑛權者が一旦認可を受けた施業案を變更する場合も同様であるが、鑛山監督局長は砂鑛權者の申請を待たず必要ありと認めるときは、砂鑛權者に對し理由を示して施業案の變更を命ずることも出来るのである。この點は鑛業法第四十四條及第四十五條と同様である。施業案を定め其の認可があつたときは、施業案に依るのでなければ砂鑛を採取することは出来ない（砂第一六條ノ三第四項）。

尙施業案の認可を受くべきこと、又は變更を命ぜられたるに拘らず之に違反し、又は鑛山監督局長の認可を受けず施業案を變更實施したとき、又は全然施業案に基かずに砂鑛の採取をした場合には、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる（砂第二〇條）。

二、報告を徴し又は臨檢を爲すの權

主務大臣及鑛山監督局長は砂鑛權者に對し、砂鑛業に關し必要な報告を爲さしめることが出来るのみならず、當該官吏をして事業場・事務所その他必要な場所に臨檢して、業務の狀況若くは帳簿書類其の他の物件を調査することが出来る（砂第一八條）。之は鑛業法第十二條ノ二の規定と全く同一である。若し砂鑛權者が報告を怠り又は虚偽の報告を爲した場合には、五百圓以下の罰金に處せられる（砂第二二條）。

尙右臨檢の際砂鑛業に關する犯罪があるものと認めたらば、搜索を爲し又は犯罪の事實を證明すべき物件の差押を爲すことも出来る。若し砂鑛權者が當該官吏の臨檢・搜索又は差押を拒み、又は妨害し或は當該官吏を忌避したならば五百圓以下の罰金に處せられる（砂第一八條第二項・同第二二條第二號）。尙前記の臨檢・搜索及差押に關する手續は、間接國稅犯則者處分法の規定を準用することになつて居る。

第四項 砂鑛法戰時特例

鑛業法に於ける鑛業出願の許可に關する商工大臣（現在は軍需大臣）の職權の大部分が、昭和十八年商工省令第九號「鑛業法ノ規定ニ依ル職權ノ一部鑛山監督局長へ委任ノ件」に依り、鑛山監督局長へ委讓せられたことは既に述べた所である（第一編第一章第一節第二項）。

砂鑛法に於ては従來は砂鑛業の出願は鑛山監督局長を経由して主務大臣に提出すべく（砂第八條）、出願人名義の變更届出（砂第一〇條）・出願の許可・砂鑛權の取消其の他監督上の各種の職權は、商工大臣に屬するものとせられて居たのであるが、行政事務簡捷化の趣旨に依り、昭和十八年五月二十五日勅令第四百五十二號砂鑛法戰時特例を以て、左記職權は商工大臣より鑛山監督局長へ委讓せられた（右勅令第二條）。

- イ 砂鑛法第一條第二項の規定に依る砂金に關する認定權、
- ロ 砂鑛法第八條の規定に依る砂鑛出願に關するもの、
- ハ 砂鑛法第十條但書の規定に依る砂鑛出願人の名義變更届に關するもの、
- ニ 砂鑛法第十一條第一項の規定に依る砂鑛區の増減出願に關するもの、
- ホ 砂鑛出願地の増減及砂鑛區の改正に關するもの、
- ヘ 砂鑛區の合併及分割に關するもの、
- ト 砂鑛區の改正命令又は砂鑛區の取消に關するもの、
- チ 技術管理者の選任及改任に關する權、

尙右(ロ)乃至(ト)に於ける職權は願書又は届出書の受理を爲すのみではなく、之に基く許否を爲す權限をも包含するものであるから、例へば右(ロ)に於ては砂鑛業出願の願書の受理・砂鑛權設定の許可又は不許可の處分を爲す權限も、亦鑛山監督局長へ委譲せられたものと謂はねばならぬ。

鑛山監督局長に於て前掲(ト)に依り砂鑛權者に對して砂鑛區の改正を命じたる場合に、砂鑛區の改正命令書到達後三十日以内に砂鑛區改正の出願をしなければ、鑛山監督局長は該砂鑛權を取消

すことが出来る。又鑛山監督局長に於ては右取消處分の取消をも爲し得るものとして居るから、之等の場合には鑛山監督局長に於て其の旨の登録を爲すことを要する(特例第三條)。

第六節 罰 則

第一項 鑛業 罰 則

重要鑛物増産法は鑛業法に關しては特別法であるから、鑛業罰則に於ても本法に特別規定のないものは、一般法である鑛業法に依る罰則規定が適用されるのであるが、鑛業法に基く罰則は本書の目的ではなく、亦本法に基く命令又は處分に違反した者に對する罰則は、之を略し特に本法に規定された罰則に付て概説する。

尙本法に依る罰則の大部分は行政罰の性質を有するけれども、後記一及二は鑛業法に於けると同じく、刑事罰の性質を有する。

一、詐欺取權罪

本法第十九條ノ二では「詐欺ノ行爲ヲ以テ使用權ヲ得タ者」を詐欺取權罪とし、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する旨を規定した。之れ恰かも鑛業法第九十四條に所謂「詐欺ノ行爲ヲ

以テ鑛業權ヲ得タル者」に該當するものであり、本法に依る制裁も又鑛業法の夫れと同一である。

詐欺の行爲に依り使用權を得たる者とは、詐欺罪に於ける「人ヲ欺罔シテ」と同一の意義で、使用權設定の契約又は使用權移轉に關する契約に於て、鑛業權者又は使用權者を欺罔し、若くは政府に對して虚偽の事實を申告し又は事實を捏造して、使用權の設定又は移轉に關する許可、若くは裁定或は決定を爲さしめた様な場合であり、結局使用權の設定又は移轉に付原因を爲す行爲の何れたるを問はず、相手方を錯誤に陥らしめ依つて以て、使用權を得た場合を謂ふのである。随つて斯る使用權は、鑛業法第三十八條に依り取消さるべきものであるが、純理からすれば使用權なき者の鑛業と同一に歸著するので、鑛業法の盜掘罪と同様の制裁を以て臨んだのである。

尙詐欺の行爲に因つて使用權を取得した者の掘採した鑛物は之を沒收すべく、若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは、掘採鑛物の價格に相當する金錢の追徴を爲さねばならぬ（法第一九條ノ二第三項）。

二、過失侵掘罪

本法第十九條ノ二第二項では「過失ニ因り使用鑛區外ニ侵掘シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス」とし、鑛業法に於ける過失に因る鑛區外への侵掘と同一の規定を設けた。別に説明の要はないが、

使用權者に於て使用鑛區外への侵掘なる事實を認識して居れば、夫れは使用權又は鑛業權を有せざる者の盜掘となるので、本條の支配を受けず鑛業法第九十四條に依り處罰されることである。随つて本條は使用權者に於て、自己の使用鑛區内に於ける鑛業なりと信じて掘採したのであるが、調査の結果使用鑛區外での掘採となつた場合で、地下に於ける掘採は地表に於ける不法占有の様に、爾く明白に知り得ないので斯く軽く處罰するのである。尙此の場合でも掘採した鑛物の沒收、又は沒收不能の場合の追徴は詐欺取權罪の場合と同様である。

三、本法第十九條ノ三の罰則

本法第十九條ノ三に依り一年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられる場合、

イ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が、事業に著手し又は休業中の事業を繼續するには、本法第三條の場合を除くの外は政府の許可がなければならぬ。然るに鑛業權者が右の制限に違背して政府の許可なくして鑛業に著手し、又は休業中の鑛業を繼續したとき。

ロ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が、事業の著手又は休業中の事業の繼續に付政府の許可を受けただけでも、該許可は單純なものでなく、條件の附著した許可であつたならば（法第一條ノ二第二項）鑛業權者は右許可條件を履踐しなければ、鑛業に著手することが出來な

い場合がある。又許可條件の具備することが事業繼續の要件である場合もある。其の何れたるを問はず鑛業權者に於て、該條件に背き事業をすれば、本號に依り處罰せられる。

ハ 使用鑛區が他人の異種の鑛物の鑛區、又は使用鑛區と重複する場合に於て、其の重複する部分に付ての鑛業が、他人の鑛業に妨害ありと認められたときは、政府は使用權者に對して妨害の排除、又は鑛業の停止を命ずることが出来る（鑛第四三條ノ三）のであるが、政府から右の命令のあつたのに拘らず使用權者が、妨害排除に必要な措置を講ぜず、又は依然として鑛業を繼續すれば、鑛利を損じ他の鑛業權者の利益を侵害し、公益を害するに至る處があるので嚴重に處罰するのである。

ニ 使用權者は命令の定むる所に依り、施業案を定めて鑛山監督局長の認可を受けなければならず、之を變更するにも同様であり、常に必ず施業案に依據して鑛業を實施すべきである（鑛第四四條・法第一九條ノ三第四號）。又鑛山監督局長に於ても必要ありと認めたらば、使用權者に對し理由を示して施業案の變更を命ずることが出来るのである（鑛第四五條・法第一九條ノ三第三號）。然るに使用權者が施業案を作成せず、又は一旦認可を得た施業案の變更に付、鑛山監督局長の認可を得ずして變更した施業案に基いて鑛業を爲し、或は鑛山監督局長から使用權者に對し

て、施業案の變更を命じたるに拘らず、使用權者が之に従はず従來通りの施業案に基いて鑛業を爲して居れば、監督責任の上からも之を處罰して施業案の實踐を期した。

ホ 鑛業上危険の虞あり、又は公益を害する虞ありと認めたらば、政府は使用權者に對して危害の豫防、又は鑛業の停止を命ずることが出来る（鑛第七二條）。政府より使用權者に對して右の命令があつたのに拘らず使用權者が之等措置を執らなかつたならば、前掲（ハ）と同様の趣旨で處罰するのである。

ヘ 政府は使用權者に對して、技術管理者の選任又は改任を命ずることが出来る（鑛第七三條第一項）。若し政府から右の命令ありたるに拘らず、使用權者に於て技術管理者の選任を爲さず、又は之を改任しない場合には使用權者は處罰を免れない。

ト 鑛業權の消滅に因り使用權が消滅した後と雖も、五箇年間は政府は使用權者たりし者に對し、前掲（ホ）の危害豫防に關する設備を爲すべきことを命じ得るのである（鑛第七四條第一項）。若し使用權者たりし者に對して政府より命令ありたるに拘らず、該命令に違反したならば右と同様に處罰せられる。

チ 砂鑛權の使用權者に對しては、鑛山監督局長に於て必要と認めたらば、施業案を定めて認可

を受くべきことを命ずることが出来る（砂第一六條ノ三第一項）。又使用權者が一旦鑛山監督局長の認可を受けた施業案を變更する場合にも、鑛山監督局長の認可を要する（同條第二項）。又若し鑛山監督局長に於て必要ありと認めたるは、理由を示して使用權者に對し施業案の變更を命ずることも出来る（同條第三項）。隨つて砂鑛權に關する使用權者にして、施業案を作成して認可を受くべきことを命ぜられた者は、鑛業法第四十四條第二項と同じく施業案に依るに非ざれば、事業を爲し得ないのである（同條第四項）。

隨つて若し使用權者に於て施業案を作成して認可を受くべきことを命ぜられたるに拘らず、之を作成せずして砂鑛業を爲し、又一旦認可を得た施業案の變更を爲しながら、其の認可を得ずして之を實施し、或は鑛山監督局長の變更命令に拘らず、變更を爲さずして依然として舊施業案に依り稼行したときは、前掲（二）と同様の理由で處罰せられる。

リ 使用權者が技術管理者の職務に關して發する命令に違反した場合。

四、本法第二十條の罰則

本法第二十條に依り二千圓以下の罰金に處せられる場合、

イ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が休業したときは、命令の定むる所に依り政府

に届出でなければならぬ（法第一條ノ三）。然るに鑛業權者が右の届出を怠り、又は虚偽の届出を爲したるとき。

ロ 政府に於て重要鑛物の増産上必要ありと認むるときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者又は使用權者に對して、事業計畫を定めて之を届出づべきことを命ずることが出来る（法第二條・同第一七條ノ二二）。又之等の者が事業計畫の變更を爲す場合にも政府に届出なければならぬ（法第二條第二項・同第一七條ノ二二）。然るに鑛業權者又は使用權者に於て、事業計畫の届出を怠り又は届出でた事業計畫を實施しない場合。

ハ 又政府に於ても必要ありと認めたるは、鑛業權者又は使用權者に對し、當初の事業計畫又は變更せられた事業計畫の變更を命ずることが出来るが（法第二條第三項・同第一七條ノ二二）、若し之等の者が事業計畫を變更せず、依然として從來の事業計畫に依り鑛業を爲したとき。

ニ 政府に於て重要鑛物の増産上必要ありと認めて、重要鑛物を目的とする鑛業權者若くは使用權者に對し、事業に著手し、又は休業中の事業を繼續すべきことを命ずることが出来る（法第三條・第一七條ノ二二）。若し之等の者が該命令に拘らず之に違反して事業に著手せず、又は繼續せざるとき。

ホ 政府の裁定又は決定に因つて、鑛業權又は使用權を取得し（使用權の設定又は移轉を含む）、又は鑛區若くは使用鑛區の増區せられた者は、命令の定むる所に依り事業計畫を定め、政府の認可を受けなければならぬ（法第一四條・同第一七條ノ一六・同第一七條ノ一七）。又若し之を變更せむとする場合も同様であるが、鑛業權者又は使用權者が、認可を受けざる事業計畫を實施した場合。

ヘ 政府に於て必要ありと認めたらば、右（ホ）の事業計畫の變更を命ずることが出来る（法第一四條第二項・同第一七條ノ一六・同第一七條ノ一七）。然るに鑛業權者又は使用權者が、政府の右變更命令に拘らず之に違反して、事業計畫を變更せずして從來の儘の事業計畫を實施した場合。

ト 政府は重要鑛物の増産上必要ありと認むるときは、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して、事業設備の新設・擴張・改良を命じ、又は作業方法若くは作業用品の規格に關し、必要な命令を爲すことが出来る（法第一六條）が、鑛業權者が右の命令に違反して之等命令に依る施設を爲さなるとき。

チ (1) 使用權者から使用權の行使に必要な事業設備の使用に關し裁定の申請があり、又は政府

より當該設備の所有者に對して、事業設備の使用に付使用權者と協議を爲すべき旨の命令のあつたときは、其の申請を拒否する旨の裁定、又は事業設備の引渡しある迄の間は、其の形質を變更することを得ない。(2) 使用權消滅の場合に於て鑛業權者が使用權者に對して、使用權者が使用權の行使に關して設置した事業設備を、時價を以て賣渡すべきことを請求したるに拘らず、使用權者が承諾を拒絶し、又は承諾を得ること不能な場合には、政府に對して裁定の申請を爲すことが出来るが、鑛業權者から右の裁定申請があつた場合には、其の裁定申請を拒否する旨の裁定がある迄は、該事業設備の形質を變更するを許されない。

然るに右(1)(2)の禁止に違反して鑛業權者又は使用權者が、事業設備の形質を變更したとき。

五、本法第二十條ノ二の罰則

本法第二十條ノ二に依り千圓以下の罰金に處せられる場合、

イ 使用權者は命令の定むる所に従ひ坑内實測圖及鑛業簿を鑛業事務所に備置き、且つ其の複本を鑛山監督局長に提出することを要するのである（鑛第四六條・法第一七條ノ二二）が、使用權者が之に違反して備置き又は複本の提出を爲さなかつた場合。

ロ 使用權者は命令の定むる所に従つて、鑛業に關する明細表を鑛山監督局長に差出すことを要す

るのであるが（鑛第四七條・法第一七條ノ二二）、使用權者が之に違反して鑛業明細表を差出さなかつたとき。

ハ 使用權者は鑛夫の雇傭就業規則を定めて、鑛山監督局長の許可を受けなければならぬ。若し之を變更する場合も同様であるが（鑛第七五條法・第一七條ノ二二）、使用權者が鑛夫の雇傭就業規則を定めて許可を受けず、又は之を變更するに付鑛山監督局長の許可を受けずして實施した場合。

ニ 使用權者は鑛夫名簿を鑛業事務所に備置くことを要するに拘らず（鑛第七六條・法第一七條ノ二二）、使用權者が之に違反して其の備置を爲さざる場合。

ホ 使用權者は鑛夫を解雇した場合に於て鑛夫の請求あるときは、雇傭期間・業務の種類・技能・賃金及解雇の事由を記載した證明書を交付することを要するのであるが（鑛第七七條・法第一七條ノ二二）、鑛夫の請求あるに拘らず使用權者が之を交付しないとき。

ヘ 使用權者は毎月一回以上期日を定めて、通貨を以て鑛夫に對し其の賃金を支拂ふことを要するに拘らず（鑛第七八條・法第一七條ノ二二）、使用權者が之に違反したとき。

ト 石炭を目的とする使用權者は、石炭掘採の爲の土地の掘鑿に依る鑛害賠償擔保の爲に、掘採數量に應じ一定金額を供託することを要するのであり（鑛第七四條ノ四第一項）、若し使用權者が之

を怠つたならば、政府は鑛業の停止を命ずることを得るのであるが（同條第三項）、使用權者が該命令を受けながら石炭の掘採を繼續した場合。

チ 使用權者は鑛夫が業務上負傷・疾病又は死亡した場合には、鑛夫就業扶助規則に則り、本人又は遺族及本人の死亡當時其の収入に依り生計を維持して居た者を、扶助することを要するが（鑛第八〇條・法第一七條ノ二二）、使用權者が法定の扶助義務を履行しない場合。

六、本法第二十一條の罰則

本法第二十一條に依り五百圓以下の罰金に處せられる場合、

イ 政府は重要鑛物を目的とする鑛業權者に對し、其の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめることが出来る（法第一七條）。使用權者に對しては本法第十七條ノ二十二に依り準用する鑛業法第十二條ノ二第一項及砂鑛法第十八條第一項に於て、略之と同一趣旨の規定を設け、以て監督の強化を圖つて居るのであるが、鑛業權者又は使用權者が報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合。

ロ 本法第十七條第一項に於ては右（イ）の報告徴收の外、重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して、帳簿・書類其の他の物件の調査を爲すことが出来るし、又本法第十七條ノ二十二に於て準用する鑛業法第十二條ノ二では、當該官吏をして事業場・事務所其の他必要な場所に臨檢せしめて、

業務の狀況若くは帳簿・書類其の他の物件を調査することを得るのであり、又砂鑛法第十八條第二項では右の外、「當該官吏臨檢ノ際砂鑛業ニ關シ犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得」と規定して居るから、鑛業權者又は使用權者が、當該官吏の爲す検査・搜索又は差押を拒み、又は之を妨害し、若くは當該官吏を忌避したときは本號に依り夫々處罰せられる。

ハ 本法第十七條第二項に依れば、政府は重要鑛物を目的とする鑛業權者に對して、其の業務及會計に關し監督上必要な命令を發し、又は處分を爲すことが出来るのであり、該規定は第十七條ノ二十二第一項に於て使用權者の鑛業若くは砂鑛業に準用せられるから、若し政府より使用權者に對して右の命令又は處分が爲されたるに拘らず、之に違反すれば本條の制裁を免れない。

ニ 鑛業權者が鑛業の爲め必要あるときは、鑛山監督局長の許可を得て他人の土地に立入り、測量又は検査を爲し得べく、又測量若くは検査の爲め必要ときは鑛山監督局長の許可を受けて、障礙物を除却することが出来るのであるが（鑛第五二條・第五三條・法第一七條ノ二二）、使用權者が許可を得ずして障礙物を除却した場合。

七、本法附則違反の罰則

イ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者にして、昭和十七年十二月一日以後に於て始めて事業に著手し、又は休業中の事業を繼續した者又は其の承繼人にして、本法施行後も尙引續き事業を爲さむとするときは、本法施行後三箇月以内に、本法第一條ノ二本文の規定に準じて、事業の繼續の許可申請を爲さなければならぬ（附則第二項）。然るに若し右該當者が期間内に事業繼續の許可申請を爲さずして、申請期間經過後も尙事業を繼續し、或は許可申請をしたけれども不許可となつたのに拘らず、該指令の日以後に於て事業を繼續すれば、一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられる（附則第六項）。

ロ 指定地域に於て指定鑛物を目的とする鑛業權者が、昭和十七年十二月一日以降始めて事業に著手し、又は休業中の事業を繼續した場合に於ては、本法施行後三月以内に政府に對して事業繼續に關する許可申請を爲すべきであるが、政府に於て右の許可に條件を附することが出来る（附則第四項）のである。若し鑛業權者が右の許可條件に違反して、鑛業を爲せば之れ亦（イ）と同様の制裁がある（附則第六項）。

ハ 改正法施行の際現に事業を爲す指定地域に於ける指定鑛物を目的とする鑛業權者（尤も本法附則第二項即ち右（イ）の鑛業權者を除く）は、本法施行後一箇月以内に指定地域に於て、指定鑛

物を目的とする鑛業を實施し居る旨を届出づべきであるが(附則第五項)、鑛業權者が届出を怠り又は虚偽の届出を爲したならば、二千圓以下の罰金に處せられる(附則第七項)。

第二項 鑛業罰則の責任者

本法に依る罰則は其の刑事罰たるを問はず、行政罰たるを問はず、行爲者を罰するを本則とする。然しながら國家總動員法第四十八條に於ては、法人の代表者、又は法人若しくは人の代理人・使用人其の他の従業者が、其の法人又は人の業務に關し同法所定の違反行爲のあつたときは、行爲者を罰するの外、其の法人又は人に對し各本條の罰金刑又は科料刑を科する旨を規定して居り、鑛業法第四條及第五條に於ても、立言の方法に相違こそあれ之と同一趣旨の規定があるが、本法に於ても其の法意を享け、其の第二十二條に於て「法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十九條ノ二乃至第二十條ノ二又ハ前條第一號、第三號若ハ第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前五條ノ罰金刑ヲ科ス」と規定し、鑛業權者又は使用權者たる法人の代表者、若しくは法人又は個人の代理人、又は従業者が鑛業に關し本人の命令に依ると否とを問はず、苟も前示法條の違反行爲があつたならば、行爲者本人を處罰する外、法人又は人に對しても罰金刑を以て處斷することとした。

茲に疑問となるのは行爲者以外の法人又は人に對する處罰の根據如何である。或は(1)一種の無過失責任を認め、苟も行爲者の違反行爲が自己の鑛業でなく、其の屬する法人又は主人の業務に關するものである以上は、法人又は人に於て故意又は過失の存在を要せず、必然的に刑事責任を負擔すべきものと爲す説。(2)或は鑛業權者又は使用權者は、鑛業の實施に關しては全面的に之を管理し、監督するの責に任すべきものであり、且つ鑛業は公企業で他の事業と異り危険發生の度合が非常に多いから、公益上の見地からも特に政府の嚴重なる監督下に置かれて居り、特段の注意義務を要求せられて居るから、従業者の選任監督に付ても、亦自ら他の事業の夫れとは異なるものと謂はねばならぬ。随つて法人又は人に於て右法條に依る責任を負擔するには、従業員の雇入又は選任に付不注意あるとか、又は其の監督上不行届なりしことを前提とすとの説。即ち一種の過失説とがあるが、私は鑛業罰則に於けると同様第二説を採る。

註 大審院判例として示されて居るものは、國家總動員法第四八條に依るもので總べて第一説を採つてゐるが、判旨何れも簡單で刑責の根據を知り難い。例之大審院昭和一七年(九)第七五九號同年七月二四日言渡判決では「國家總動員法第四十八條ノ規定ハ従業者ノ一定ノ行爲ニ付法人又ハ人ヲ處罰スルモノニシテ法人又ハ人ニ於テ従業者ヲ雇入又ハ選任スルニ付不注意ナリシカ若ハ其ノ監督不行届ナリシコトニ付法人又ハ人ヲ處罰スルモノニ非ス」と謂ひ、又同年(九)第九七三號同年九月一六日言渡判決では「國家

總動員法第四十八條ハ營業者ノ代理人カ其ノ營業者ノ業務ニ關シ同條列擧法條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ營業者ニ故意又ハ過失アリタルト否トヲ問ハス常ニ之ニ對シ同條所定ノ刑責ヲ負ハシムル法意ナルコト疑ヲ容レス」と謂ふが如きであるが賛成し難い。

第三章 外地の重要鑛物増産法令

内地に於て鑛業法の外に特別法たる重要鑛物増産法が施行されて居ると同様に、樺太・朝鮮及臺灣に於ても同様の立法體系を採つて居るから之を概説する。

一、樺太

樺太は從來外地行政地域として内地とは別個の行政區劃を爲し、法域を異にして居たので、之に施行すべき法令は朝鮮及臺灣とは別に、勅令に依り之を樺太に施行すべきことを定められたものに限りに之を實施して來た。然るに今回樺太は内地に一元化せられたので、將來は法律の施行に付特別な勅令を要しないのであるが、鑛業法・砂鑛法又は本法等を樺太に施行するに付ては樺太廳長官を以て、軍需大臣及鑛山監督局長の職務を行はしめる特別な行政機構を執つて居る關係上、重要鑛物

増産法を樺太に施行するに付ても、重要鑛物増産法樺太施行令（昭和一三年勅令第四三七號、同令は昭和一八年七月九日勅令第五六八號を以て改正せられて居る）第一條に於て、本法の規定の内第十九條（重要鑛物委員會に關するもの）及同法第二十三條（産金法に關するもの）を除いた以外は、總て樺太にも適用があり、又重要鑛物増産法施行令（第一條ノ三・第三條・第八條・第一二條ノ一一・第一二條ノ一二及第一五條を除く）及同法施行規則も殆ど同一の規定を設けて居るが、其の解説は前に述べた所と同様であるから之を省略する。

二、朝鮮

朝鮮に於ては法律を以て規定すべき事項は、朝鮮總督が内閣總理大臣を経て、勅裁を得て發布する制令を以てするのである。又内地の法律の全部又は一部を朝鮮に施行することを要するものは、勅令を以て定められる（明治四四年法律第三〇號）。

現在朝鮮に施行せられて居る鑛業法規は、内地の鑛業法及砂鑛法とは異り、朝鮮鑛業令（大正四年制令第八號・昭和一六年制令第二四號を以て一部改正）、及同令施行規則（大正五年朝鮮總督府令第九號・昭和一六年朝鮮總督府令第二〇五號を以て改正せられた）があり、今其の詳細を述べることは省くが、朝鮮では鑛業法と砂鑛法とを併せた體系を採つて居ること・法定鑛物の種類は内地よ

りも多いこと。主務官廳は朝鮮總督であるが、其の下に殖産局を置いて鑛業に關する事務を掌理せしめ、地方には内地の鑛山監督局長の如き特別官署のないこと。又朝鮮では採掘及採取事業と附屬事業を鑛業と稱して居り、内地の様に試掘及採掘の二本建でないこと。又前示の如く鑛業法と砂鑛法とを分離せず一括した爲、砂鑛なるものないことが著しい相違である。

次に重要鑛物増産に關する法令としては、昭和十三年制令第二十號を以て、朝鮮重要鑛物増産令を以て内地の重要鑛物増産法と殆ど同一内容の規定を設けて居たが、昭和十八年六月九日制令第十二號を以て本法と同一内容の改正を加へ、使用權の創設・事業の著手及休業中の事業の繼續に付朝鮮總督の許可制を採用した。又同令施行規則は昭和十三年朝鮮總督府令第二百二十三號で、内地の重要鑛物増産法施行令と略同様の規定を設けて居たが、右の如く制令の改正に伴ひ其の改正を見る筈であるけれども其の解説は省略する。

三、臺灣

臺灣に於て法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは、勅令を以て定むることになつて居り、又法律を以て定むべき事項であるに拘らず基本法律のないもの、或は法律の全部又は一部を施行するに付勅令の規定に依り難きものは、臺灣特殊の事情に基き其の必要あるときに限り、主

務大臣を経て勅裁を得た上、臺灣總督の發布する律令に依ることが出来るのであり、其の實質としては朝鮮と略同様である。

臺灣に於ける鑛業法規は、明治三十九年七月律令第十號を以て、制定せられた臺灣鑛業規則（昭和一三年律令第七號を以て改正）を以て、鑛業法に比すべき規定を爲して居るが、朝鮮に於けると同じく鑛業法と砂鑛法とを併せて一律令に纏めたこと、隨つて砂鑛を認めないこと・試掘制度を認めず採掘若くは採取及附屬事業を鑛業と稱すること・臺灣總督の下にある殖産局に於て鑛業に關する事務を掌り、別に地方に特別な官署の存しないこととなつて居るが、法定鑛物は朝鮮よりも尠く略鑛業法と同様である。又内地の鑛業法施行細則に比すべきものとしては、臺灣鑛業規則施行細則（明治三十九年臺灣總督府令第四九號）がある。

唯鑛業法及朝鮮鑛業令は、鑛業法規の基本法とも謂ふべきであつて、重要鑛物増産法又は朝鮮重要鑛物増産令は重要鑛物増産の爲の特別法規である。此の兩者の關係は臺灣に於ても同様で、基本法である臺灣鑛業規則の外に臺灣重要鑛物増産令があるけれども、重要鑛物増産法や朝鮮重要鑛物増産令の改正法令では、曩に説述した様に使用權の創設や、事業の著手及繼續に付ての許可制の採用・休業の届出及指定地域に於ける指定鑛物に關する鑛業出願の禁止又は制限等を一括して、改正

法令中に纏められて居るに反し、臺灣に於ては此の建前とは異り、基本法である臺灣鑛業規則の改正（昭和一八年律令第一八號）に依り、使用權を創設し重要鑛物増産法に於けると殆ど同様の規定を設け、鑛業權者と使用權者とを鑛業人と稱し、且つ使用權に對する擔保權の設定を認める等、内地及朝鮮の法令より一步前進した觀があり、將來の鑛業法の改正に多大の示唆を與へた。

随つて重要鑛物増産法に該當すべき昭和十三年律令第九號臺灣重要鑛物増産令の改正（昭和一八年律令第一九號）では、主として事業の著手及休業中の事業の繼續に付ての許可・事業の休業に付て臺灣總督への届出・指定地域に於ける指定鑛物に關する出願の禁止又は制限、及使用權の運営に關する規定を設けた。

尙改正臺灣鑛業規則及改正臺灣重要鑛物増産令は何れも昭和十八年九月九日より實施せられた。

— 完 —

補

昭和十八年十一月一日より軍需省が誕生し、從來商工省所管事項の大部分は軍需省へと移管せられ商工省は廢止となつた。随つて鑛業に關する事項は、鑛業法に依るものは勿論砂鑛法・重要鑛物増産法・石油資源開發法其他各種鑛業法令に基く鑛業一般の事項は、軍需大臣の管掌すべき所となつた。昭和十八年勅令第八百二十四號軍需省官制第一條第二號の「鑛業一般ニ關スル事項」又第三號の「鑛産物ノ生産、配給及消費並ニ價格ニ關スル事項」と規定して此の點を明示し、又昭和十八年勅令第八百五十五號を以て、從來の勅令中「商工大臣」とあるを「軍需大臣」と改められたものは三十七件に及び、其の内には重要鑛物委員會官制及鑛業評價委員會官制の外、鑛業登録令・砂鑛法戰時特例・重要鑛物増産法施行令及重要鑛物増産法權太施行令等を一括して移管を規定した。

尙昭和十八年軍需厚生省令第一號重要鑛物増産法施行規則改正ノ件では、同規則中「商工大臣」を「軍需大臣」に改められた外、省令の整備を爲し、之等は孰れも昭和十八年十一月一日より施行せられたので、本書の敘述に於ては努めて之を訂正したが、過去の事項は別として、「商工大臣」

對し」又は「商工大臣より」とある所は總て、「軍需大臣に對し」又は「軍需大臣より」と解せられ度い。

尙勞務法規に付て附言すべきは、使用權者の鑛業又は砂鑛業に關しては、鑛業法第六章の鑛夫の規定が殆ど全般的に準用せられて居るから、本書第二編第二章第四節に於て概説したのであるが、鑛夫の雇傭・就業及解雇等に關し適用ある勞務調整令は、昭和十八年六月十八日勅令第五百十三號を以て一部の改正がなされた。之は時局の要請に應へる爲の企業整備の爲め法令・法令に基く命令・行政官廳の指導又は勸奨に基き、事業の全部又は一部の廢止又は休止に基く轉出鑛夫を、他の存續鑛業に就業を命ずること、若くは男子從業者の雇入・使用・就職及從業の禁止又は制限等に関するものであり、同令施行規則も又昭和十八年七月八日厚生省令第二十七號を以て改正せられたのみならず、過般の第四回中央協力會議に於ける政府當局の言明に依ると、勤勞根本法の制定も近きにあることが窺はれるから、鑛夫の雇傭・就業に關する新なる叙述は改訂の際に讓ることとした。

附 錄 (法令)

鑛業法

明治三十八年三月八日
法律第四十五號

昭和十五年四月六日法律第二百號改正(第十一次)

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、磷鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃、石膏、重晶石、明礬石、螢石及石棉ヲ謂フ但シ砂鑛ハ此ノ限ニ在ラス

炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ハ之ヲ石油ト看做ス但シ工業用其ノ他ノ營利ヲ目的トセスシテ單ニ一家ノ自用ニ供スルモノニハ本法ヲ適用セス

第三條 未タ採掘セサル鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス

第四條 本法ニ於テ鑛業權ト稱スルハ試掘權及採掘權ヲ謂フ

鑛業權者ハ鑛區ニ於テ其ノ許可ヲ受ケタル鑛物ヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス但シ鑛區ノ重複シタル場合ニ於テハ鑛業權者ハ互ニ其ノ權利ヲ制限セラル

第五條 帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鑛業權者トナルコトヲ得ス

第六條 本法ニ規定シタル鑛業權者ノ權利義務ハ鑛業權ト共ニ移轉ス

本法ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人、鑛業權者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第七條 二人以上共同シテ鑛業ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サムトスルトキハ内一人ヲ選定シテ代表者ト爲シ

鑛山監督局長ニ届出ヘシ代表者ヲ變更シタルトキ亦同シ

鑛山監督局長必要アリト認メタルトキハ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ代表者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第一項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サス又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキハ鑛山監督局長ハ代表者ヲ指定ス

代表者ハ國ニ對シ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ヲ代表ス

共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ハ組合契約ヲ爲シタル者ト看做ス

第八條 本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ從事スル労働者ヲ謂フ

第九條 本法ニ於テ鑛區ト稱スルハ鑛業權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ

鑛區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限トス其ノ面積ハ石炭ニ在リテハ五萬坪以上其ノ他ノ鑛物ニ在リテハ五千坪以上トシ共ニ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得ス但シ鑛利保護上又ハ鑛區分合上已ヲ得サル場合ニハ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得

同一ノ鑛區ニ於テハ二以上ノ鑛業權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ目的異種ノ鑛物ナルトキ及第三十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 宮城、離宮、神宮及皇陵ノ周圍三百間以内ノ場所ハ之ヲ鑛區ト爲スコトヲ得ス

陸海軍所轄ノ軍港、要港、火藥製造所、火藥庫及彈藥庫ノ周圍三百間以内、要塞地帯第一區及第二區内並陸軍輸送港域第一區内ノ場所ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ鑛區ト爲スコトヲ得ス

前二項ニ掲ケタル場所ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鑛業ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條 鐵道、軌道、道路、運河、河湖、沼池、堤塘、社寺境内地、墓地、公園地其ノ他ノ營造

物及建物ノ地表地下トモ其ノ周圍三十間以内ノ場所ニ於テハ所轄官廳ノ許可、所有者及關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ鑛業ヲ爲スコトヲ得ス但シ所有者及關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付テハ鑛業ノ出願ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條ノ二 主務大臣及鑛山監督局長ハ鑛業權者ニ對シ鑛業ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ

第十三條 削除

第十四條 本法ハ第九章ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

第十四條ノ二 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ鑛山監督局長ニ委任スルコトヲ得

第二章 鑛業權

第十五條 鑛業權ハ物權トシ不動産ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第七十九條第一項ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 鑛業權ハ不可分トス

第十七條 鑛業權ハ相續、讓渡、滯納處分及強制執行ノ目的タルノ外權利ノ目的タルコトヲ得ス但シ採掘權ハ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得

第十八條 試掘權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ四箇年トス

前項ノ期間ハ鑛區ノ増減又ハ改正ノ爲變更セラルルコトナシ

第十九條 鑛業權及抵當權ノ設定、變更、移轉、消滅並處分ノ制限ハ鑛業原簿ニ登録ス共同鑛業權者ノ脱退ニ付テモ亦同シ但シ鑛業權ノ處分ヲ制限セラレタルトキハ廢業ノ登録ヲ爲スコトヲ得ス前項ノ登録ハ登記ニ代ルモノトス

登録ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 前條第一項ニ掲ケタル事項ハ相續、死亡ニ因ル共同鑛業權者ノ脱退、期限ノ到來ニ因ル

鑛業權ノ消滅並第四十二條及第四十三條ノ競賣ノ場合ヲ除クノ外登録ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十一條 鑛業ヲ爲サムトスル者ハ願書ニ鑛區圖ヲ添ヘ試掘ニ付テハ鑛山監督局長、採掘ニ付テハ主務大臣ニ出願スヘシ

第二十二條 鑛業出願人ハ名義ノ變更ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ試掘ニ付テハ鑛山監督局長、採掘ニ付テハ主務大臣ニ届出ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十三條 採掘出願人ハ出願地ニ其ノ採掘セムトスル鑛物ノ存在スルコトヲ證明スヘシ

第二十四條 主務大臣ニ於テ試掘出願地採掘ニ適スルモノト認メタルトキハ採掘ノ出願ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ採掘ノ出願ヲ爲ササルトキハ試掘ノ出願ハ之ヲ許可セス

前二項ノ規定ハ主務大臣ニ於テ採掘出願地試掘ヲ要スルモノト認メタル場合(第二十九條ノ二ノ場合ヲ除ク)ニ之ヲ準用ス

第二十五條 採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ其ノ訂正ノ出願ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ訂正ノ出願ヲ爲ササルトキハ採掘ノ出願ハ之ヲ許可セス

第二十六條 採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ採掘出願人ハ其ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得

第二十七條 鑛業出願人ハ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得

第二十八條 試掘出願地出願ノ當時鑛區ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

第二十九條 採掘出願地出願ノ當時他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス但シ第三十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 採掘出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ試掘鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分仍試掘ヲ要スルモノト認メタルトキハ其ノ部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

第二十九條ノ三 試掘權其ノ存續期間滿了前消滅シ又ハ試掘鑛區ノ減少アリタル場合ニ於テ其ノ試掘權ノ殘存スヘカリシ期間又ハ殘存スル期間内(其ノ期間六十日ヲ超ユルトキハ試掘權ノ消滅又ハ試掘鑛區ノ減少ノ日ヨリ六十日以内)ニ同種ノ鑛物ニ付鑛業ノ出願ヲ爲シタルトキハ舊試掘鑛

區又ハ減少部分ニ該當スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

前項ノ試掘權ノ消滅又ハ試掘鑛區ノ減少ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示ス

第三十條 採掘出願地他人ノ試掘出願地ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ第二十四條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 鑛業出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ其ノ妨害アリト認メタル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

第三十二條 公益ヲ害スルモノト認メタルトキ又ハ鑛業ノ價值ナシト認メタルトキハ鑛業ノ出願ヲ許可セス

第三十三條 試掘出願地又ハ採掘出願地重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ願書發送ノ日時ノ先ナル者優先權ヲ有ス願書發送ノ日時同一ナルトキハ鑛山監督局長ハ之ヲ各出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テハ出願人ハ其ノ通知書發送ノ日ヨリ六十日以内ニ協議ヲ調ヘ之ヲ届出ヘシ出願人前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ抽籤ニ依リ優先權者ヲ定ム

前二項ノ規定ハ第二十五條、第二十六條及第三十六條ノ場合ニハ之ヲ適用セス

試掘出願地採掘出願地ト重複スル場合ニ於テ願書發送ノ日時同一ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ

付テハ採掘出願人ハ優先權ヲ有ス、

第三十三條ノ二 削除

第三十四條 試掘出願人同種ノ鑛物ニ付更ニ採掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ出願地重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ採掘ノ出願ハ試掘願書發送ノ日時ニ於テ試掘ノ出願ニ代リタルモノト看做ス但シ第三十三條第四項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項本文ノ規定ハ採掘出願人同種ノ鑛物ニ付更ニ試掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ試掘權者其ノ鑛區ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ試掘權消滅後更ニ試掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ニ於ケル期限經過後ノ出願ニ之ヲ適用セス

第三十五條 採掘權者ハ鑛區ノ合併又ハ分割ヲ主務大臣ニ出願スルコトヲ得鑛區ノ一部ヲ分割シテ之ヲ他ノ鑛區ニ合併セムトスルトキ亦同シ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ前項ノ出願ヲ爲サムトスルトキハ抵當權者ノ承諾及抵當權ノ順位ニ關スル協定ヲ經ヘシ

第三十六條 鑛業權者ハ隣接鑛區ノ鑛業權者及抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ鑛區ニ掘進スル

爲増區ヲ出願スルコトヲ得

鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接鑛區ニ抵進スルニ非サレハ鑛利ヲ保護スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ鑛業權者ノ承諾ヲ得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

前二項ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ其ノ願書ニ鑛區圖ノ外鑛床圖ヲ添附スヘシ

前項ノ鑛床圖ハ之ヲ鑛區圖ノ一部ト看做ス

第三十七條 第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條及第三十三條第三項ノ規定ハ之ヲ鑛區ニ準用ス

第二十四條第一項又ハ第二十五條第一項ニ該當スル場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ鑛區ノ減少ヲ出願セムトスルトキハ豫メ抵當權者ノ承諾ヲ經ヘシ

第三十八條 錯誤ニ因リ鑛業ノ出願ヲ許可シタルトキハ主務大臣ハ鑛區ノ改正ヲ命シ又ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

前項ノ改正ヲ命シタル場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大

臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第三十九條 鑛業公益ヲ害スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第四十條 鑛業權者正當ノ理由ナクシテ登録ノ日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ着手セス若ハ一箇年以上休業シタルトキ又ハ施業案ニ依ラスシテ採掘ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十一條 鑛業權者第四十三條ノ三、第七十二條若ハ第七十四條ノ四第三項ノ命令ニ従ハサルトキ又ハ鑛區稅ヲ納メサルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 採掘權取消ノ登録アリタルトキハ鑛山監督局長ハ直ニ之ヲ抵當權者ニ通知スヘシ

抵當權者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ採掘權ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得但シ第三十八條第一項及第三十九條ノ規定ニ依ル採掘權取消ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

採掘權ハ前項ノ期間内又ハ競賣ノ手續完結ノ日迄競賣ノ目的ノ範圍内ニ於テ仍存續スルモノト看做ス

競賣ニ依ル賣得金ハ競賣ノ費用及抵當權者ニ對スル債務ノ辨濟ニ充テ其ノ殘金ハ國庫ニ歸屬ス

競買人ハ採掘權取消ノ登録アリタル時ニ於テ採掘權ヲ讓受ケタルモノト看做ス

第四十三條 前條ノ規定ハ採掘權者廢業シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條ノ二 異種ノ鑛物ノ鑛區重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ヲ得タル日ノ後ナル者ハ其ノ先ナル者ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ其ノ部分ニ於テ鑛業ヲ爲スコトヲ得ス但シ鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ヲ得タル日ノ先ナル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

異種ノ鑛物ノ鑛區重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ヲ得タル日同日ナルトキハ鑛業權者ハ其ノ部分ニ於ケル鑛業ニ付協議ヲ爲スヘシ

試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シ其ノ許可ヲ得タルトキハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ採掘鑛區ノ内舊試掘鑛區ニ該當スル部分ニ限り試掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付採掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ノ日ト看做ス

鑛區ノ合併又ハ分割アリタルトキハ第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル採掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付合併又ハ分割ニ因ル採掘權設定ノ登録ノ日ト看做ス

第四十三條ノ三 鑛區他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ於ケル鑛

業他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ妨害ノ排除又ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十四條 採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ定メ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

採掘權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ採掘ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條 鑛山監督局長ハ理由ヲ示シテ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四十六條 採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ坑内實測圖及鑛業簿ヲ鑛業事務所ニ備置キ且其ノ複本ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四十七條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛業ニ關スル明細表ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四十八條 試掘ニ依リテ得タル鑛產物ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第四十九條 隣接鑛業權者其ノ他ノ利害關係人ハ他人ノ鑛區ニ付鑛山監督局長ニ其ノ實地調査ヲ出願スルコトヲ得

出願人ハ前項ノ調査ニ要スル人夫及物品ヲ供スヘシ

第三章 土地 使用

第五十條 本章ニ於テ關係人ト稱スルハ第五十二條乃至第五十四條及第五十六條ノ通知前使用又ハ收用スヘキ土地ニ關シテ權利ヲ有スル者及其ノ通知後ニ於テ通知前ヨリ既存セル權利ヲ承繼シタル者ヲ謂フ

第五十一條 本章ニ於テ補償金ト稱スルハ對價、使用料其ノ他土地所有者及關係人ノ通常受クヘキ損失ニ對スル補償金ヲ總稱ス

第五十二條 鑛業ノ出願又ハ鑛業ノ爲必要アルトキハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人又ハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコトヲ得
前項ノ許可ヲ得タル者他人ノ土地ニ立入ラムトスルトキハ豫メ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十三條 前條ノ規定ニ依ル測量又ハ検査ノ爲必要アルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ障礙物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ得タル者障礙物ヲ除却セムトスルトキハ豫メ其ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

第五十四條 鑛業上急迫ノ危險ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ直ニ

他人ノ土地ニ立入又ハ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鑛業權者ハ遲滞ナク之ヲ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十五條 前三條ニ依リ所有者及關係人ノ受ケタル損失ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ補償金ヲ拂渡スヘシ

第五十六條 鑛業權者ハ左ニ掲クル目的ノ爲必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

一 錐鑽孔又ハ坑口ノ開穿

二 鑛物、土石、爆發藥、用材、薪炭、鑛滓及ハ灰燼ノ置場ノ設置

三 選鑛場又ハ製鍊場ノ建設

四 鐵道、軌道、道路、運河、溝渠、管樋、池井、索道又ハ電線ノ開設

五 其ノ他鑛業上必要ナル工事又ハ工作物ノ施設

前項ノ規定ニ依リ鑛業權者他人ノ土地ヲ使用セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

鑛山監督局長前項ノ許可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ノ後鑛業權者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所有者及關係人ニ協議ヲ爲スヘシ

第五十七條 土地ノ使用三箇年以上ニ互ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十九條 土地ヲ使用又ハ收用スルトキハ土地所有者及關係人ニ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十條 土地ノ一部ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十一條 土地ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ通路、溝渠、塙柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ爲スノ必要ヲ生スルトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十二條 第五十六條ノ通知ノ後土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、増築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置セムトスルトキハ土地所有者又ハ關係人ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケスシテ之ヲ爲シタル者ハ之ニ關スル補償金ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十三條 第五十六條ノ通知ノ後事業ヲ廢止又ハ變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ニ對シ鑛業權者ハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十四條 土地所有者及關係人ハ鑛業權者ヲシテ補償金ニ付相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第六十五條 土地ノ使用又ハ收用ノ協議調ヒ裁決確定シ又ハ判決アリタルトキハ補償金又ハ擔保ノ裁決確定セサルトキト雖鑛業權者ハ其ノ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ土地ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第六十六條 鑛業權者補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有者及關係人ハ土地ヲ用フルコトヲ拒ムコトヲ得

第六十七條 土地ヲ收用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權ハ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

土地ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨ケサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條 土地ノ使用ヲ終リタルトキハ鑛業權者ハ土地ヲ原狀ニ復シ又ハ原狀ニ復セサルニ因リテ生スル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡シテ之ヲ返還スヘシ

第六十九條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ使用又ハ收用ニ因リテ債務者ノ受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

第七十條 土地ノ使用及收用ニ關スル規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準用ス

第四章 鑛業 警察

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ主務大臣及鑛山監督局長之ヲ行フ

一 建設物及工作物ノ保安

二 生命及衛生ノ保護

三 危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護

七十二條 鑛業上危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者

ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危険ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督局長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

七十三條 主務大臣ハ採掘權者ニ技術ニ關スル管理者ノ選任又ハ改任ヲ命スルコトヲ得管理者ノ

資格及職務ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

七十四條 鑛業權消滅シタル後ト雖五箇年間ハ主務大臣及鑛山監督局長ハ七十二條ノ規定ニ準

シ其ノ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シテ危害豫防ニ關スル設備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ危害豫防ノ目的ノ範圍内ニ於テ鑛業權者ト看做ス

第五章 鑛害ノ賠償

七十四條ノ二 鑛物採掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害發生ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者、損害發生ノ時鑛業權消滅セル場合ニ於テハ鑛業權消滅ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者其ノ損害ヲ賠償スル責任ス

前項ノ場合ニ於テ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ニ因リテ生シタルトキハ各鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ノ中孰レニ因リテ生シタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ損害發生ノ後鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

前三項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

七十四條ノ三 前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト

推定ス

前條第三項ノ場合ニ於テ鑛業權ヲ讓受ケタル者賠償ノ義務ヲ履行シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七十四條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生スヘキ損害ノ賠償ヲ擔保スル爲其ノ掘採シタル石炭ノ數量ニ應シ毎年一定額ノ金錢ヲ供託スヘシ但シ金錢ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ケス

前項ノ規定ハ國ノ鑛業ニ之ヲ適用セス

石炭ヲ目的トスル鑛業權者第一項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ五 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求權ニ關シ前條第一項ノ供託物ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關スル必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ六 石炭ヲ目的トスル鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ニ對スル權利ハ讓受人ニ移轉ス

第七十四條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タリシ者ハ左ノ場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ヲ取戻スコトヲ得

一 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シタルトキ

二 鑛業權消滅後十箇年ヲ經ルモ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキ

第七十四條ノ八 損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠償金額ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セスシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所適當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス金錢ノ賠償ニ代ヘ原狀ノ回復ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ九 損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ天災其ノ他ノ不可抗力ノ競合シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十 損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ額カ著シク不當ナルトキハ當事者ハ之カ増減ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ十一 損害賠償請求權ハ被害者カ損害及賠償義務者ヲ知りタル時ヨリ三箇年間之ヲ行

ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年ヲ經過シタルトキ亦同シ
前項ノ期間ハ進行中ノ損害ニ付テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十二 鑛害ノ賠償ニ關シ爭議ノ生シタルトキハ當事者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地方
裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第十條、第十二條乃至第十五條、第二十一條、第二十二條、第二十
四條乃至第二十八條、第二十九條第一項、第三十條乃至第三十五條、第三十七條乃至第四十條及
第四十八條、借地借家調停法第四條ノ二、第十條、第十八條及第二十九條乃至第三十一條、金錢
債務臨時調停法第六條第一項第四項、商事調停法第一條第二項第三項、第四條及第五條並人事調
停法第六條及第十條ノ規定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ毎年豫
メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調
停主任之ヲ指定ス

第七十四條ノ十四 裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ關係官廳其ノ他適當ト認ムル者
ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

關係官廳ハ裁判所又ハ調停委員會ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第七十四條ノ十五 本章ノ規定ハ鑛業ニ従事スル者ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ關シテハ之ヲ連
用セス

第六章 鑛 夫

第七十五條 採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及就業ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ
變更セムトスルトキ亦同シ

第七十六條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ

第七十七條 鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技
能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フヘシ

第七十八條 鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ

第七十九條 主務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齢及就業時間並婦女、幼者ノ勞働ノ種類ヲ制限スルコ
トヲ得

第八十條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合

ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ
第八十條ノ二 鑛業權者前條ノ規定ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度
ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

鑛業權者及鑛夫ノ出捐スル共濟組合命令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權者ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セサラ
シムル給付ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ
免ル

第八十條ノ三 第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リ
消滅ス

第八十條ノ四 第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第七章 削 除

第八十一條 削除

第八十二條 削除

第八十三條 削除

第八十四條 削除

第八十五條 削除

第八十六條 削除

第八十七條 削除

第八十八條 削除

第八章 訴願、訴訟及裁決

第八十九條 鑛業ニ關スル出願ノ許可又ハ拒否ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利
ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十條 第十一條、第三十六條又ハ第四十三條ノ二第一項ノ承諾ヲ拒マレタル者及其ノ承諾ヲ得
ルコト能ハサル者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行
政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十一條 鑛業權ノ取消ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリト

スルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十二條 土地ノ使用若ハ收用、補償金又ハ擔保ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決中土地ノ使用又ハ收用ニ付不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ裁決中補償金又ハ擔保ニ付不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及第二項ノ規定ハ第四十三條ノ二第二項ノ協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條 處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケサル者ニ付テハ其ノ公示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第九章 罰 則

第九十四條 鑛業權ヲ有セスシテ鑛物ヲ掘採シタル者又ハ詐偽ノ行爲ヲ以テ鑛業權ヲ得タル者ハ二

年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

過失ニ因リ鑛區外ニ侵掘シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 前條ノ場合ニ於テハ其ノ掘採シタル鑛物ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第九十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第三項、第十一條本文、第四十三條ノ二第一項本文又ハ第四十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四 第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

第九十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四十六條乃至第四十八條ノ規定ニ違反シタル者

- 二 第七十四條ノ四第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 - 三 第七十五條乃至第七十八條ノ規定ニ違反シタル者
 - 四 第七十九條又ハ第八十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者
- 第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 - 二 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者
 - 三 第五十三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ障礙物ヲ除却シタル者
- 第九十九條 削除

第一百條 削除

第一百一條 削除

第一百二條 削除

第一百三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一百四條 法人又ハ人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

本法ニ基キテ發スル命令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ命令ニ規定セル罰則ニ付テモ亦同シ

第一百五條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第一百六條 削除

附 則

第一百七條 本法ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛業條例ハ之ヲ廢止ス

第一百八條 鑛業條例ニ依ル試掘ノ認可ハ試掘權ノ登録ト看做ス

第一百九條 日本坑法ニ依ル借區ノ許可及鑛業條例ニ依ル採掘ノ特許ハ採掘權ノ登録ト看做ス但シ鑛業條例第四十一條第二項ニ定メタル面積ニ滿タサル鑛區ニ對スルモノハ其ノ期限ノ到來ニ因リテ

消滅ス

第一百十條 本法施行前ニ於ケル官廳所屬ノ採掘區域ハ採掘鑛區トシ本法施行ノ日ニ於テ採掘權ノ登錄ヲ得タルモノト看做ス

第一百十一條 鑛業條例ニ依ル採掘權ノ書入ノ登錄ハ抵當權ノ登錄ト看做ス

第一百十二條 第七十四條ノ規定ハ本法施行前ニ試掘認可又ハ採掘特許ノ消滅シタル場合ニモ之ヲ適用ス但シ一箇年ノ期間ハ其ノ消滅ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第一百十三條 日本坑法ニ依リ借區ノ許可ヲ得タル者及鑛業條例ニ依リ試掘ノ認可又ハ採掘ノ特許ヲ得タル者ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ明治三十八年分ノ鑛區稅又ハ其ノ不足額ヲ納付スヘシ其ノ鑛區稅ハ月割ヲ以テ計算ス

第一百十四條 明治三十八年分ノ鑛產稅ハ本法施行前ニ得タル鑛產物ニ付テモ之ヲ課ス

第一百十五條 第八十八條ノ規定ハ明治三十八年度分ノ稅ニ限り之ヲ適用セス

第一百十六條 鑛業條例ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第一百十七條 本法施行前ニ爲シタル處分ニ對スル訴願、裁定請求、行政訴訟又ハ民事訴訟ニ關シテ

ハ鑛業條例ノ規定ニ依ル

第一百十八條 鑛業條例ニ依リ試掘又ハ採掘ヲ出願シタル鑛區ノ面積ニ付テハ鑛業條例第四十一條第二項ノ規定ヲ適用ス

第一百十九條 明治三十七年十二月三十一日以前ヨリ引續キ重石鑛又ハ水鉛鑛ヲ掘採スル者ニシテ明治三十八年七月三十一日迄ニ其ノ鑛物掘採ノ特許ヲ出願スルトキハ其ノ掘採區域ニ限り第三十一條、第三十三條及鑛區ノ面積ニ關スル第九條ノ規定ニ拘ラス特許ヲ與フヘシ

前項ノ採掘者ニシテ明治三十八年七月三十一日迄ニ其ノ特許ヲ出願シタル者ハ其ノ指令ノ日迄本法ノ規定ニ拘ラス其ノ掘採ヲ繼續スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ特許ヲ得タル區域ノ面積五千坪未滿ナル場合ニ於テハ其ノ特許ハ五箇年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第二十條 明治三十九年十二月三十一日以前ヨリ引續キ第二條第二項ノ可燃質天然瓦斯ヲ採掘スル者ハ同條同項但書ニ該當セサル場合ト雖明治四十年六月三十日迄ニ其ノ旨鑛山監督署長ニ届出ルトキハ其ノ届出ニ係ル坑井ヨリ噴出スル可燃質天然瓦斯ニ限り本法ヲ適用セス

附 則

(昭和九年三月法律第三十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年勅令第一九四號ヲ以テ昭和九年七月一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間從前ノ例ニ依リ其ノ掘採ヲ繼續スルコトヲ得其ノ期間内ニ當該掘採者又ハ其ノ承繼人カニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登録ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ

前項ニ掲クル者本法施行ノ日ヨリ六月以内ニニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ掘採區域ニ限り第九條第三項、第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十三條及第三十三條ノ二ノ規定竝ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル者ヨ

リ代償ヲ受クル土地所有者ハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ掘採ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用ス

試掘鑛區第三項ノ規定ニ依ル鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ於テ其ノ試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付掘採ノ出願ヲ爲シ又ハ第三十三條ノ二第一項ノ規定ニ依ル出願ヲ爲シタルトキハ第九條第三項、第二十八條及第二十九條ノ規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

砂鑛法第五條ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依ル鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

(昭和十年三月法律第二十四號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年勅令第四四六號ヲ以テ昭和十二年一月一日ヨリ施行)

鑛業法第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ノ特效ニシテ其ノ進行カ本法施行前ニ始リタル

モノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期カ二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第八十條ノ三ノ規定ヲ適用ス

附 則

(昭和十四年三月法律第二三號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一四年勅令第八七五號ヲ以テ昭和一五年一月一日ヨリ施行)

第五章ノ改正規定ハ第七十四條ノ四乃至第七十四條ノ七ノ規定ヲ除クノ外本法施行前ニ爲シタル作業ニ因リテ本法施行後ニ生シタル損害ニモ之ヲ適用ス

本法施行前ニ生シタル損害ニシテ補償金、手當金、見舞金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス被害者カ其ノ賠償ヲ受ケス又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額カ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ二第一項、第二項及第四項、第七十四條ノ三第一項、第七十四條ノ八、第七十四條ノ九竝ニ第七十四條ノ十一乃至第七十四條ノ十五ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス但シ第七十四

條ノ十一第一項ノ三箇年ノ期間ハ被害者カ本法施行前ニ損害及賠償義務者ヲ知リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

附 則

昭和十五年四月六日法律第百二號

第一條 本法施行ノ期日ハ第十條ノ改正規定中要塞地帯ニ關スル部分、同條ノ改正規定中陸軍輸送港域ニ關スル部分及其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法(第十條ノ改正規定ヲ除ク以下之ニ同シ)施行ノ際現ニ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下之ニ同シ)ヲ掘採スル者アル場合ニ於テ其ノ掘採區域他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ當該鑛業權者ハ附則第三條及同第六條ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ權利ヲ制限セラル

第三條 本法施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間従前ノ例ニ依リ其ノ掘採ヲ繼續スルコトヲ得其ノ期間内ニ當該掘採者又ハ其ノ承繼人明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採

スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登録ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ

第四條 前條ニ掲クル者本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ掘採區域ニ限り第九條第三項、第二十八條、第二十九條及第三十三條ノ規定竝ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

第五條 前條ノ規定ニ依ル試掘權ヲ有スル者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定竝ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

第六條 前二條ノ規定ニ依ル石油ヲ目的トスル鑛業權ヲ有スル者ハ其ノ鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ於テハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ノミヲ掘採シ及ヒ之ヲ取得スル權利ヲ有ス

第七條 本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル者ヨリ代償ヲ受クル土地所有者ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ掘採ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用ス

第八條 試掘鑛區附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依ル鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ於テ其ノ試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

第九條 砂鑛法第五條ノ規定ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依ル鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四年トス但シ主務大臣已ムコトヲ得サル事由アリト認ムルトキハ石油ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ四年以内、石油以外ノ鑛物ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ二年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 本法施行前第二十四條第一項、第二十五條第一項(第三十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第三十八條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テハ従前ノ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第三十七條第二項又ハ第三十八條第二項ノ規定ヲ適用ス

第十二條 本法施行前ニ爲シタル採掘出願ノ出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ試掘鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分仍試掘ヲ要スルモノト認ムルトキハ第二十九條ノ二ノ規定ニ拘ラス仍従前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ爲シタル鑛業ノ出願ニシテ其ノ出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スルモノニ付テハ仍從前ノ第三十一條ノ規定ヲ適用ス

本法施行前從前ノ第三十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ爲シタル鑛業ノ出願ニ付テハ仍同條ノ規定ヲ適用ス

本法施行前十日以内ニ試掘權ノ存續期間滿了シタル場合ニ於テハ仍從前ノ第三十三條ノ二ノ規定ヲ適用ス

第十三條 本法施行前從前ノ第四十四條第一項ノ規定ニ依リ差出シタル施業案ハ同條同項ノ改正規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十四條 本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スヘカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十五年法律第百二號鑛業法中

改正法律ノ一部施行期日ノ件

(昭和十六年五月十三日勅令第五百八十三號)

昭和十五年法律第百二號ハ第十條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛業法施行細則

改正明治三十八年六月十五日農商務省令第十七號
昭和十六年五月十四日商工省令第四十二號(第十三次)
昭和十八年七月一日商工省令第四十六號(第十五次)

第一條 願書、申請書、届書及圖面ハ一件毎ニ之ヲ調製シ様式ノ定アルモノニ付テハ其ノ様式ニ準スヘシ

第二條 商工大臣又ハ鑛山監督局長ニ差出シタル書面、圖面又ハ標品ニシテ必要ト認ムルモノハ之ヲ返付セス

第三條 鑛業ニ關シ命令又ハ通知ヲ發スル場合ニ於テ受信人ノ住所不分明ナルトキハ十日間其ノ要旨ヲ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ期間滿了ノ日ニ命令又ハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條 本則ノ規定ニ依リテ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人、鑛業權者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第五條 本則中鑛業ノ出願ニ關スル規定ハ鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付之ヲ準用ス

第六條 書面又ハ圖面不完備ナルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ修正又ハ補正ヲ命スルコトヲ得

第七條 書面又ハ圖面ヲ郵便ニテ差出シタルトキハ引受時刻證明郵便ニ依ルモノヲ除クノ外消印記號ニ記載シタル最終ノ日時ニ差出シタルモノト看做ス其ノ消印記號ナキ場合又ハ其ノ不明ナル場合ニ於テ郵便物受領證ニ依リテ其ノ差出シタル日時ヲ證明シタルトキ亦同シ

第八條 商工大臣ニ差出スヘキ書面又ハ圖面ハ鑛山監督局長ヲ經由スヘシ此ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ニ差出シタル日時ヲ以テ差出ノ日時ト看做ス

第九條 同一地域ニ於テ二種以上ノ鑛物ニ付鑛業ヲ爲サムトスル者ハ各種ノ鑛物毎ニ願書ヲ差出スヘシ但シ同一ノ鑛床中ニ存スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 鑛業權者其ノ鑛區ニ於テ許可ヲ受ケタル鑛物以外ノ鑛物ヲ掘採セントスルトキハ鑛種名更正ノ願書ニ理由書ヲ添附シテ差出スヘシ(昭和一八年七月一日改正)

第十條ノ二 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ附シ鑛業權者ニ對シ鑛種名更正ノ

出願ヲ命スルコトヲ得(同上新設)

第十一條 共同鑛業出願人ハ願書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ届書ヲ差出スヘシ

共同鑛業出願人ハ願書ニ代表者ヲ表示シテ前項ノ届出ニ代フルコトヲ得

前二項ノ規定ハ出願人ノ變更、鑛業權ノ設定又ハ移轉ニ因リ鑛業出願人又ハ鑛業權者ト爲ルヘキ者二人以上ナル場合ニ之ヲ準用ス但シ鑛業權設定ノ場合ニ於テハ登録稅納付書ニ代表者ヲ表示シタルトキハ之ヲ以テ代表者ノ届出ト看做ス

第十二條 共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者代表者ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク連署シテ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十三條 鑛業法第七條第三項ノ規定ニ依リ鑛山監督局長代表者ヲ指定シタルトキハ之ヲ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ通知スヘシ

第十四條 鑛業出願人代表者ニ依リテ鑛業出願ノ取下、區域増減ノ出願又ハ出願人變更ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ願書又ハ届書ニ其ノ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ代表者ニ依リテ鑛區ノ増減、合併又ハ分割ヲ出願スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 鑛業ニ關スル出願ニシテ鑛利保護上又ハ鑛區分合上出願地及鑛區ノ面積百萬坪ヲ超ユル